

人口減少下の都市圏のあり方にかかる論点（案）参考資料

1. 都市圏全般について

人口の動向	3
高齢化の動向	6
産業構造の動向	8
モータリゼーションの進展	9
市街地拡大の動向	11
財政の状況	13
有識者の居住地別にみた都市の問題点	16
都市圏別の考え方と主要な課題の例	17

2. 地方都市圏について

都市圏と生活圏域の考え方	18
生活圏域とは	19
全国総合開発計画における生活圏域の位置づけ	20
これまでの圏域政策の概要	21
広域行政機構等による事務の共同処理の状況	22
圏域の広域化の例	23
生活圏域の状況（静岡生活圏域の事例）	24
圏域を固定的に捉えることのメリット・デメリット	25
基礎的サービス別の連携テーマ	26
市町村合併の一般的な効果	27
人口規模等に着目した市町村合併の類型	28
市町村合併による市町村の人口規模の変化	29
知的財産の従業員数と都市圏人口規模の相関	30
人口規模別にみた生活関連サービスの充足状況	31
市町村の人口規模別1人当たり歳出額	32
市街地の拡大に伴う土砂災害危険性の高まり	33
公共公益施設の立地・移転の状況	34
都市交通における都市規模別の課題例	35
乗合バスの運行系統の推移等	36
生活サービスへのアクセシビリティ確保の例	37

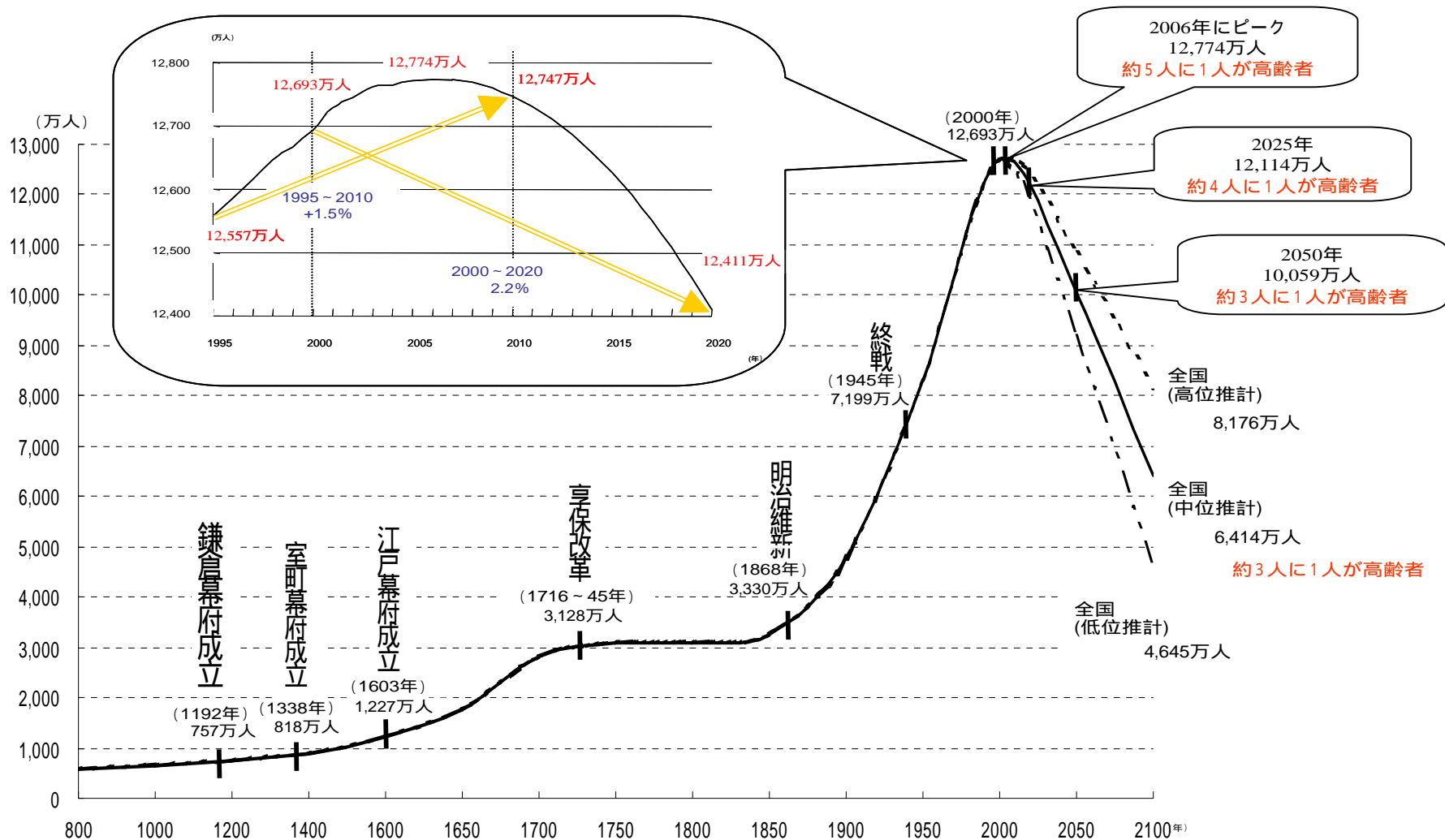
生活圏域に備えることが考えられる機能・施設	38
多様な社会的サービスの持続的提供	39
バイエルン州発展プログラムに 示されている中心都市に備えるべき機能	40
中心都市一極集中構造と複数都市相互補完構造	41
衰退する中心市街地	42
中心市街地における低未利用地・空家の増加	43
集中豪雨の頻発	44
大規模地震発生への切迫	45
生活環境、治安、防災の分野に対する社会意識	46
犯罪に対する不安感	47
景観の保全・形成への取組動向	48
住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ	49
ライフステージに応じた住み替え円滑化の例	50
NPO法人数の推移	51
ボランティア活動をはじめとする市民活動の社会的意義	52
アメリカの受益者負担による財源調達の考え方	53

3. 大都市圏について

大都市圏整備に係る制度について（政策区域）	54
首都圏の政策区域に関する諸制度の概要	55
大都市圏整備に係る制度について（業務核都市）	56
国の行政機関等の移転	57
三大都市圏の人口推移	58
大都市への人口流入傾向の収束	59
大都市圏整備制度（首都・近畿・中部）の総括	60
大都市圏における高齢社会への対応	62
大都市圏における環境問題	63
大都市圏におけるエネルギー問題	64
人口減少が進行する大都市圏 郊外部における土地利用の修復	65
安全・安心・安定を支える大都市圏の整備	66
大都市圏の国際競争力の強化に向けた課題	67

人口の動向

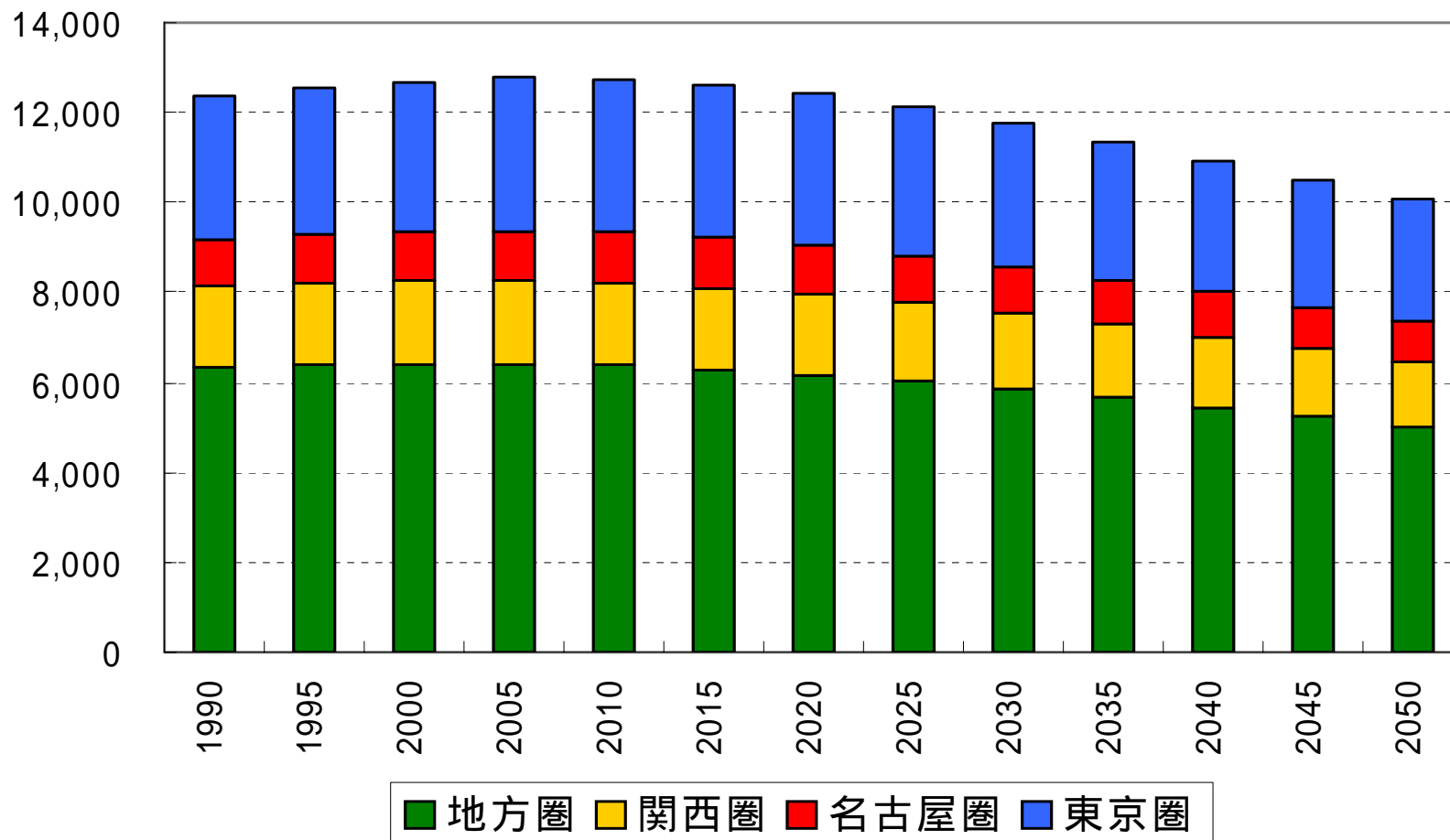
わが国の総人口の長期的推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析(1974年)」をもとに国土交通省国土計画局作成

人口の動向

圏域別人口の長期的推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成

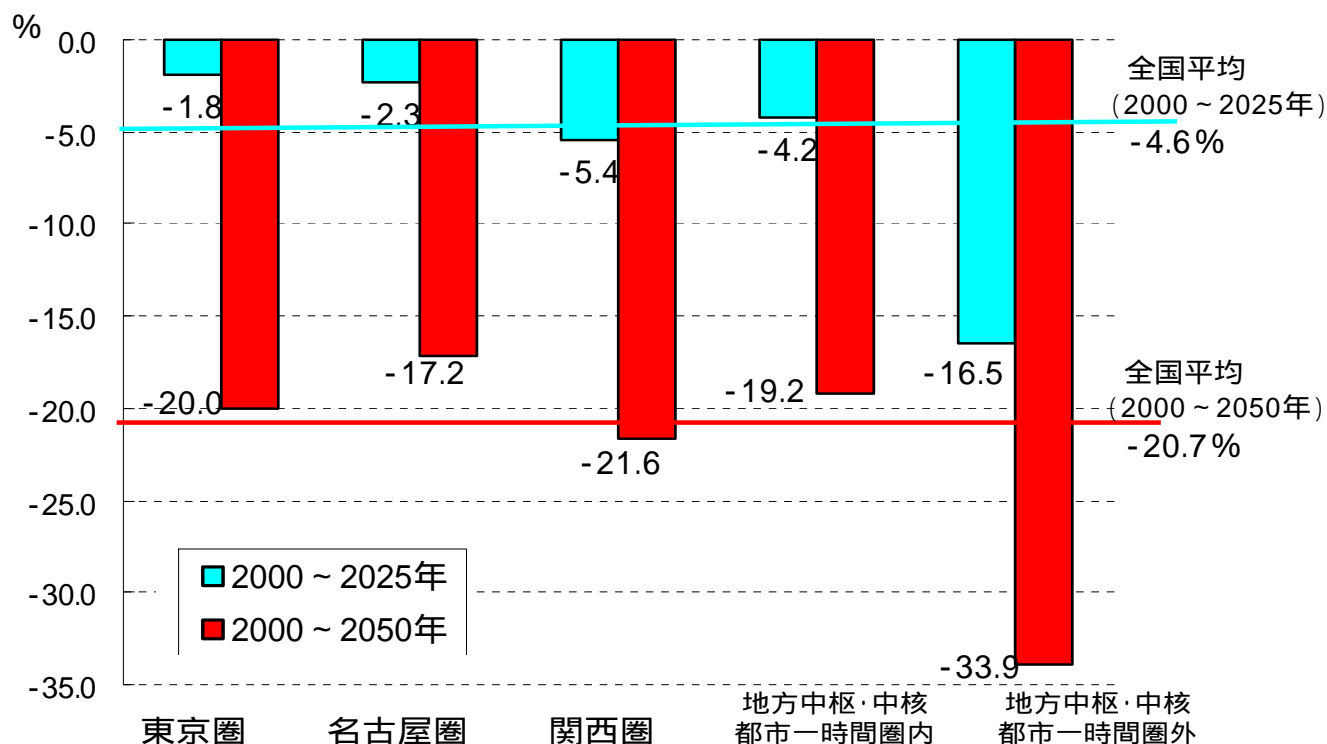
(注) 1. 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方圏: 東京圏、名古屋圏、関西圏以外の地域

2. 2000年までは実績値、2005年から2050年は国土計画局推計値。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとにした。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定した。

人口の動向

地域別の人口減少率（2000年～2025年、2000年～2050年）

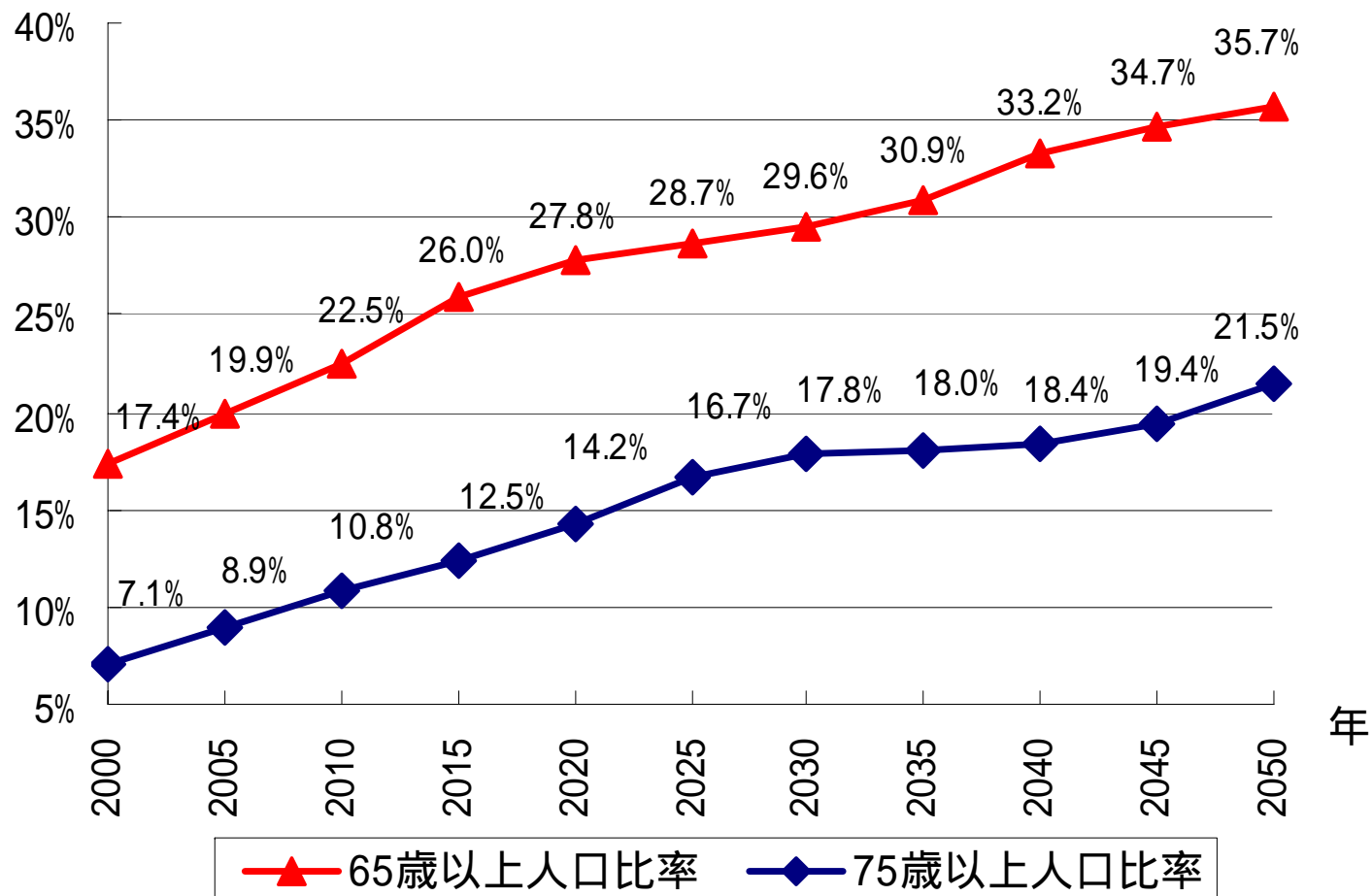


(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成

- (注) 1. 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
 地方中枢・中核都市とは、地方圏(上記三大都市圏以外の地域)において「都道府県庁所在市または人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市とした(2000年国勢調査による)。1時間圏とは、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、市町村単位に設定したもの。なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。
2. 2025年、2050年の人口は国土計画局推計値。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとにした。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定した。

高齢化の動向

高齢者比率の推移

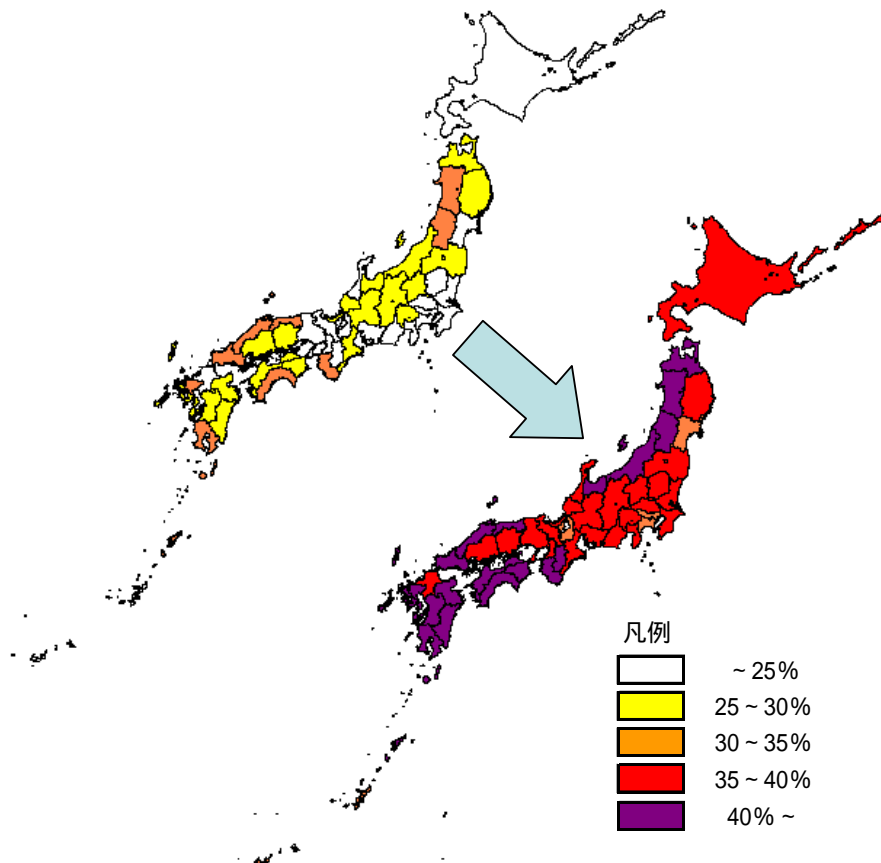


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとに国土交通省国土計画局作成

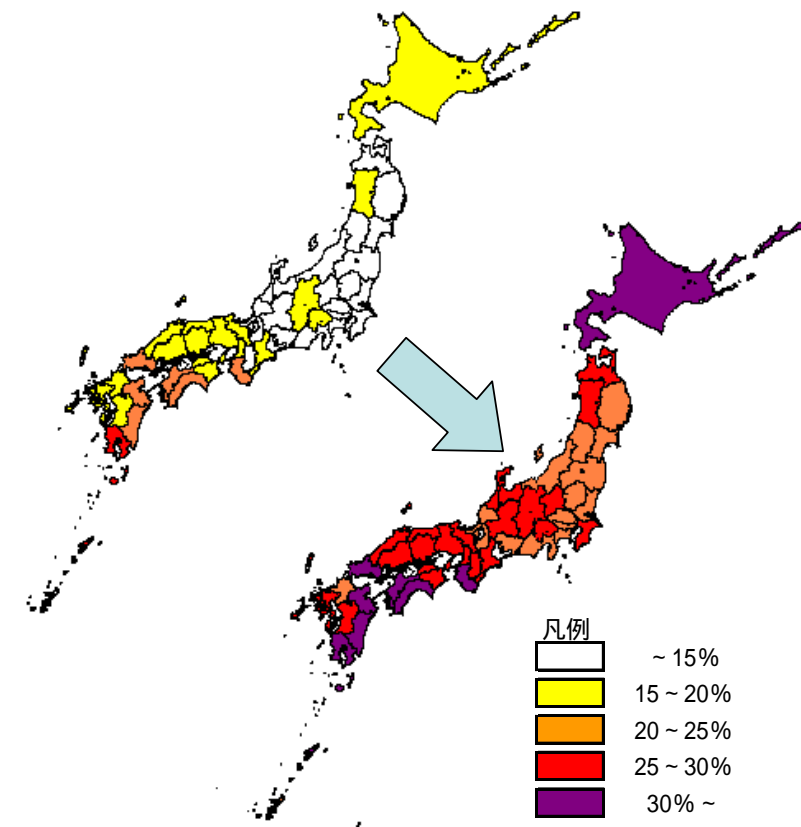
高齢化の動向

高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）の一般世帯に占める割合は、2000年は23.8%であるのが、2025年には37.1%に上昇することが予測されている。特に、高齢単独・夫婦のみの世帯の割合は、2000年は14.7%であるが、2025年には26.0%になることが予測されている。

一般世帯総数に占める高齢世帯割合の推移
(2000年、2025年)



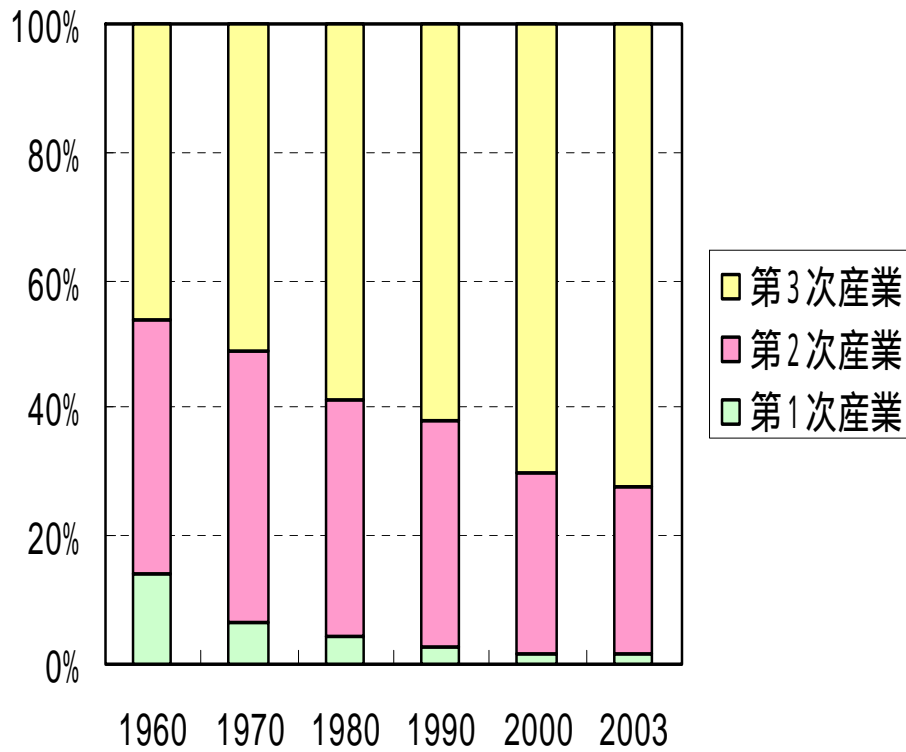
一般世帯総数に占める高齢単独・夫婦のみ世帯割合の推移
(2000年、2025年)



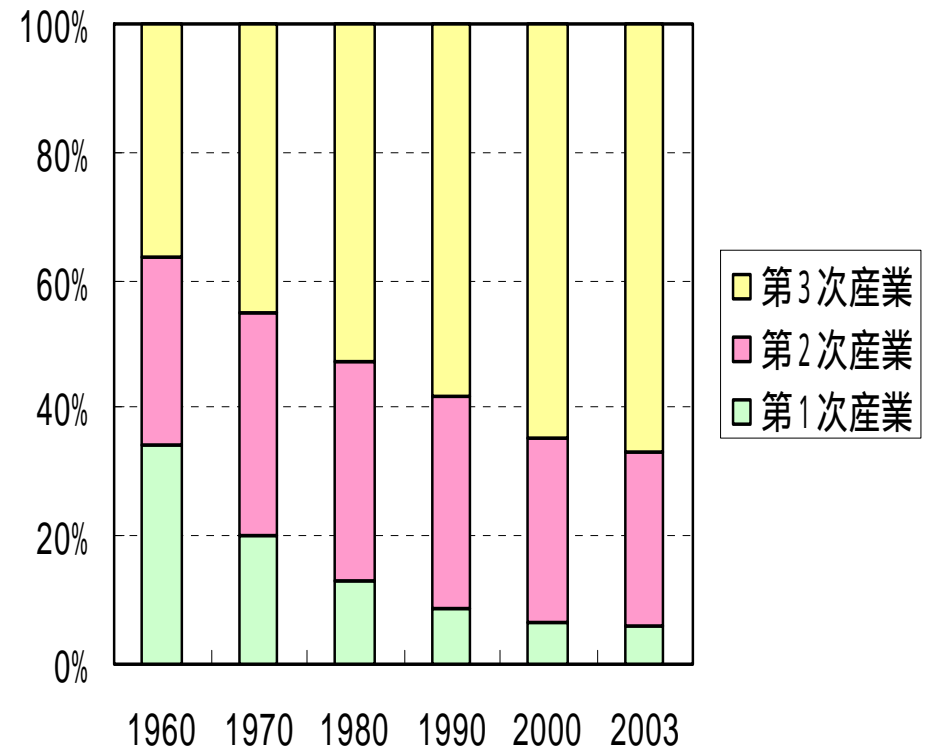
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)をもとに国土交通省国土計画局作成

産業構造の動向

【国際総生産ベース】



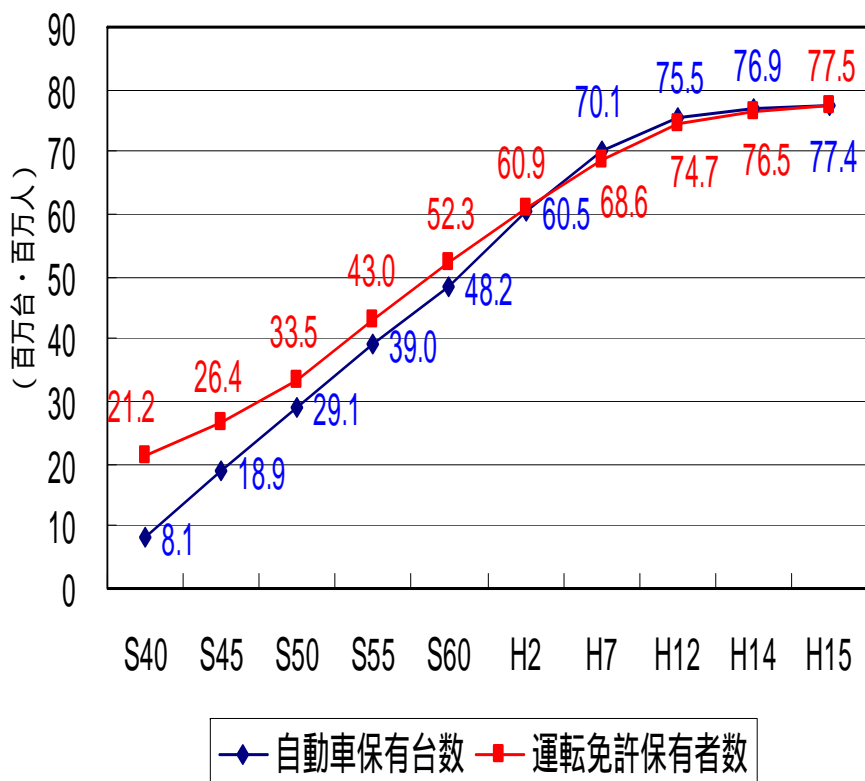
【従業者数ベース】



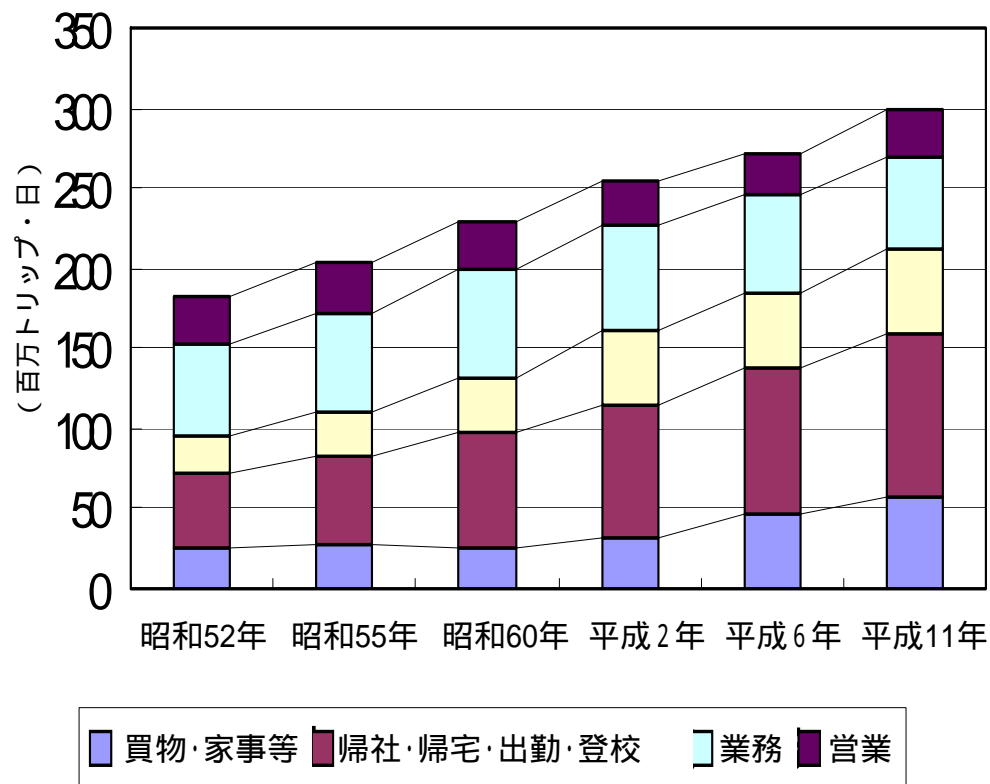
(出典) 国民経済計算(内閣府)より国土交通省国土計画局作成

モータリゼーションの進展

自動車保有台数及び運転免許保有者数



自動車利用目的の推移



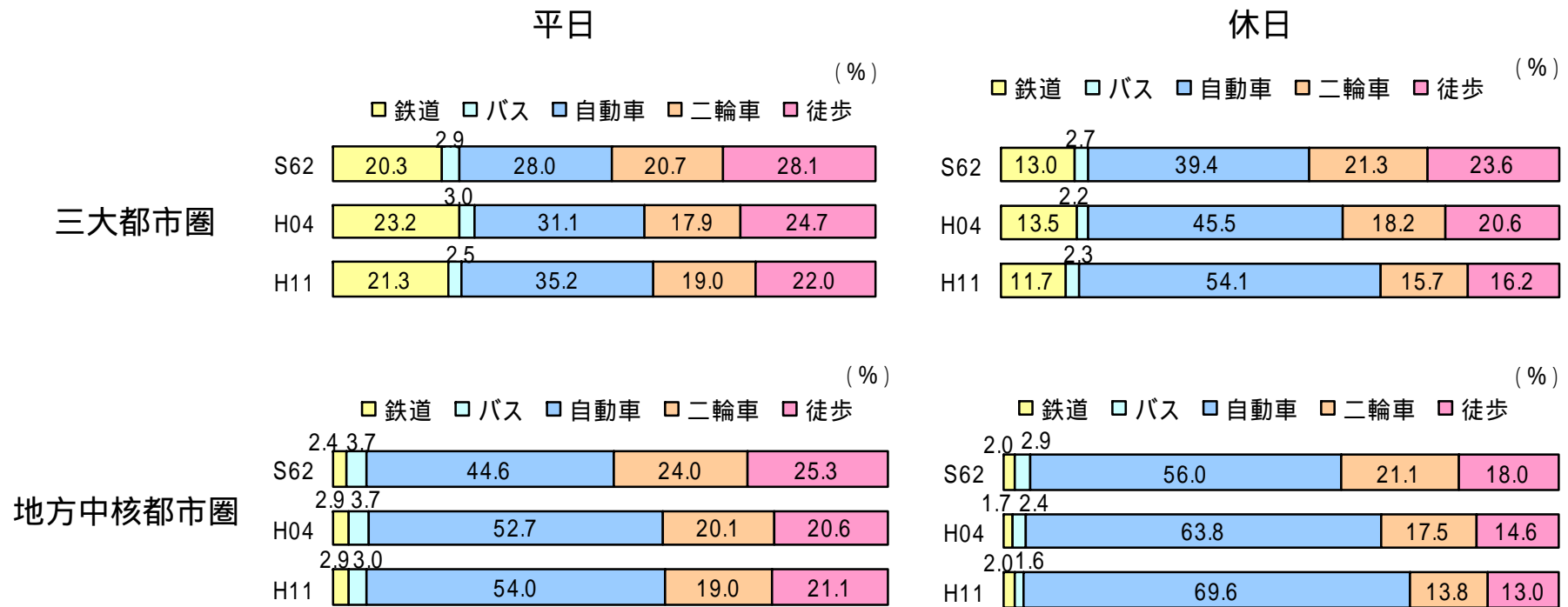
国土交通省 陸運統計要覧 平成16年版より国土交通省都市・地域整備局作成

国土交通省「交通センサス」より国土交通省都市・地域整備局作成

(出典) 中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議報告 (2005、国土交通省)

モータリゼーションの進展

代表交通手段構成の推移

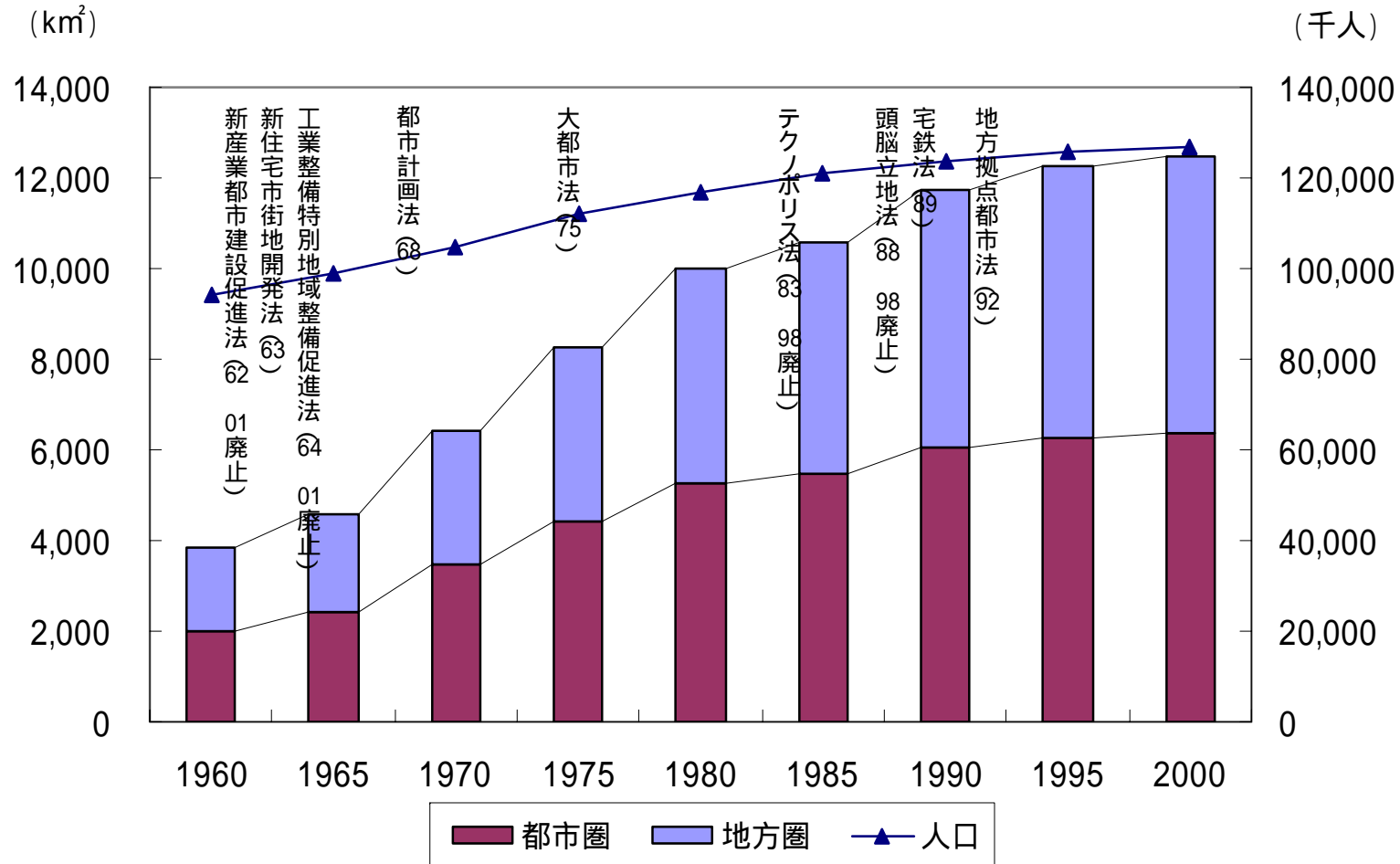


全国都市パーソントリップ調査より国土交通省都市・地域整備局作成
 (出典) 中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議報告(2005、国土交通省)

市街地拡大の動向

増加する人口に対して、既成市街地だけでは収容できず、郊外住宅地開発により市街地が拡大している。

人口の推移とDID面積の拡大

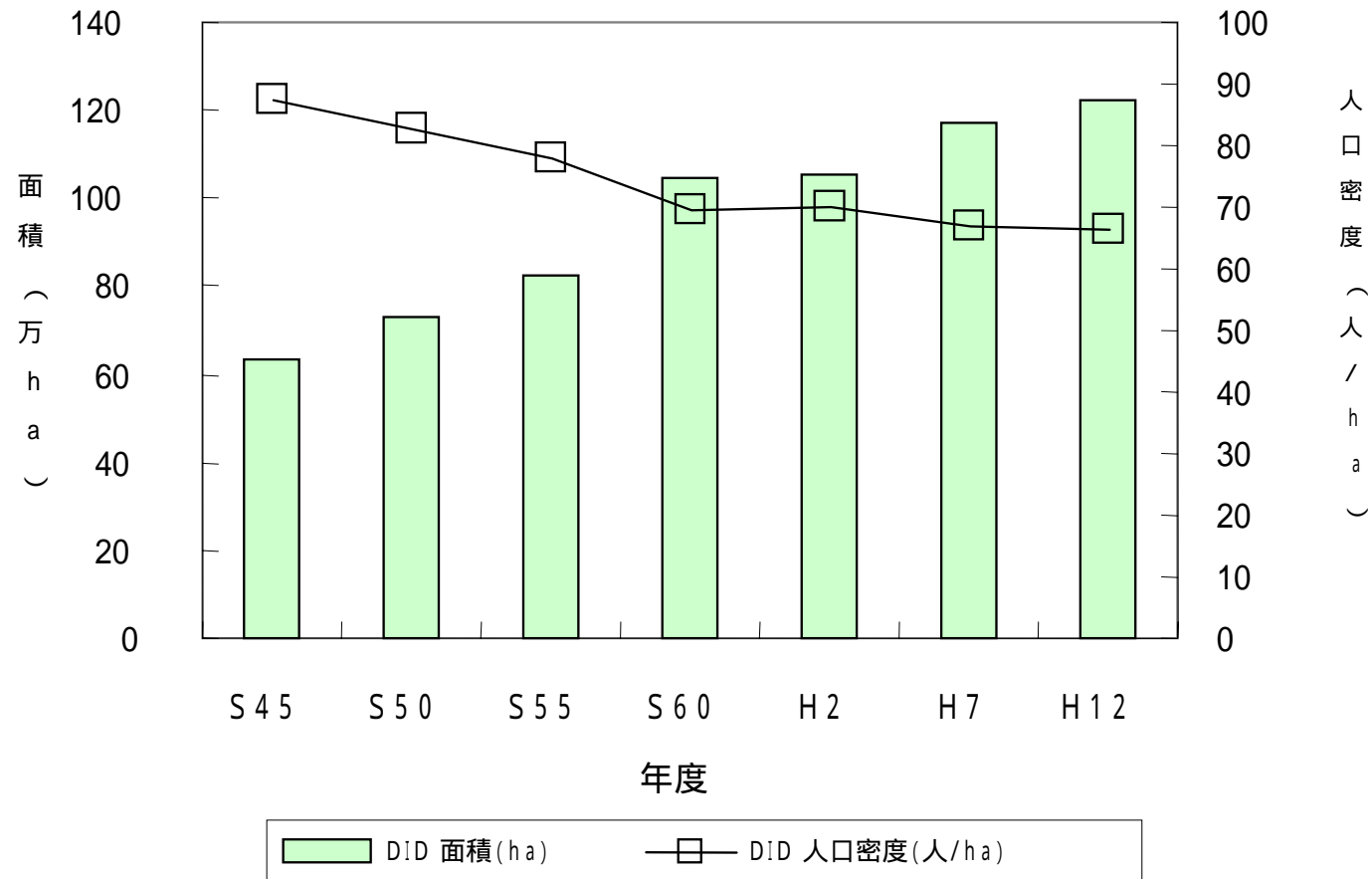


(出典) 中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議報告(2005、国土交通省) 参考資料より国土交通省国土計画局作成

市街地拡大の動向

人口密度は昭和45年から平成12年までの30年間に約 1 / 4 減少する一方、 DID (人口集中地区) の面積は約 9 割増加した。

DID (人口集中地区) の面積と人口密度の推移 (全国)

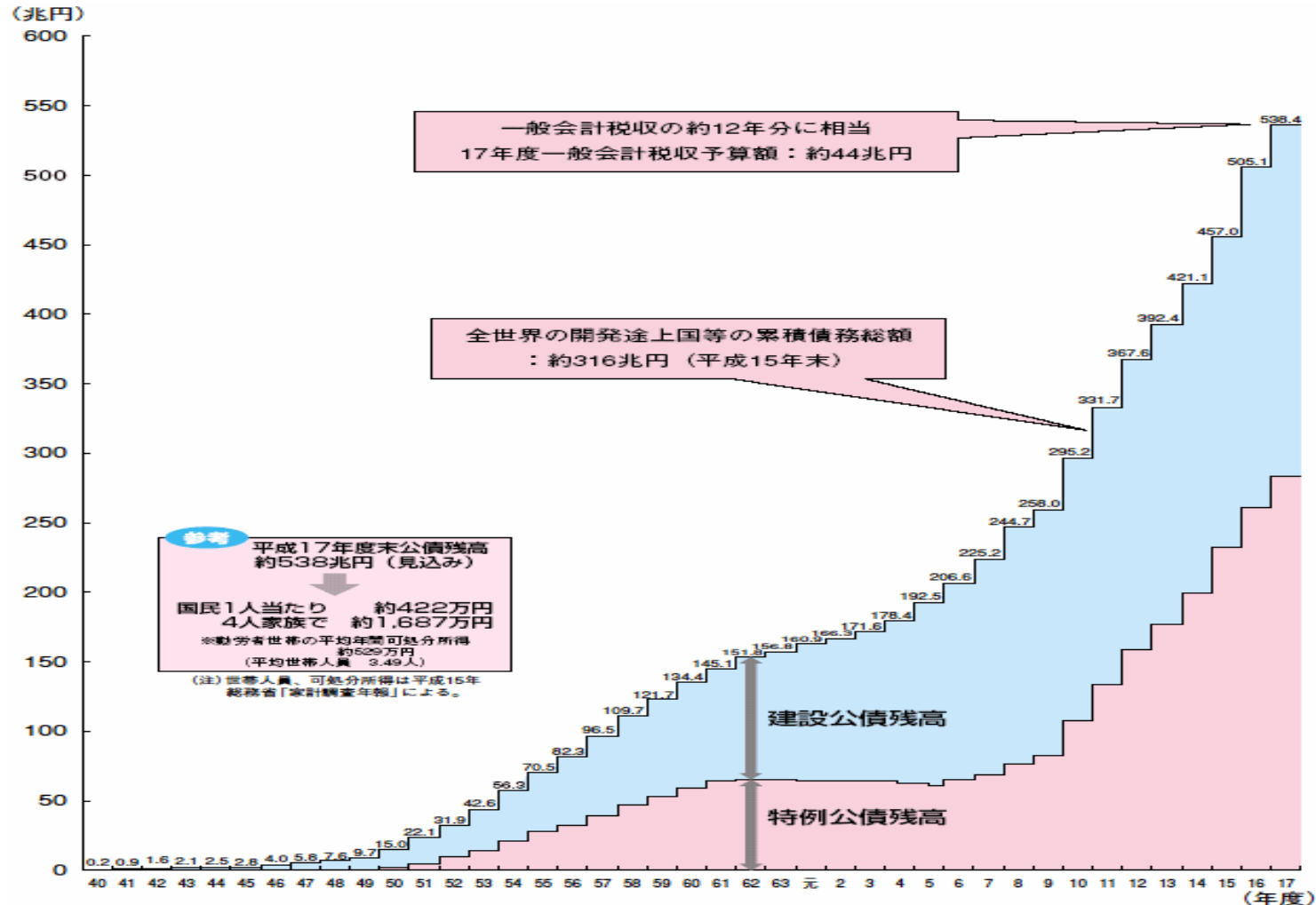


(出典) 中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議報告 (2005、国土交通省)

財政の状況

公債残高は平成17年度末には約538兆円にのぼる。

わが国の公債残高

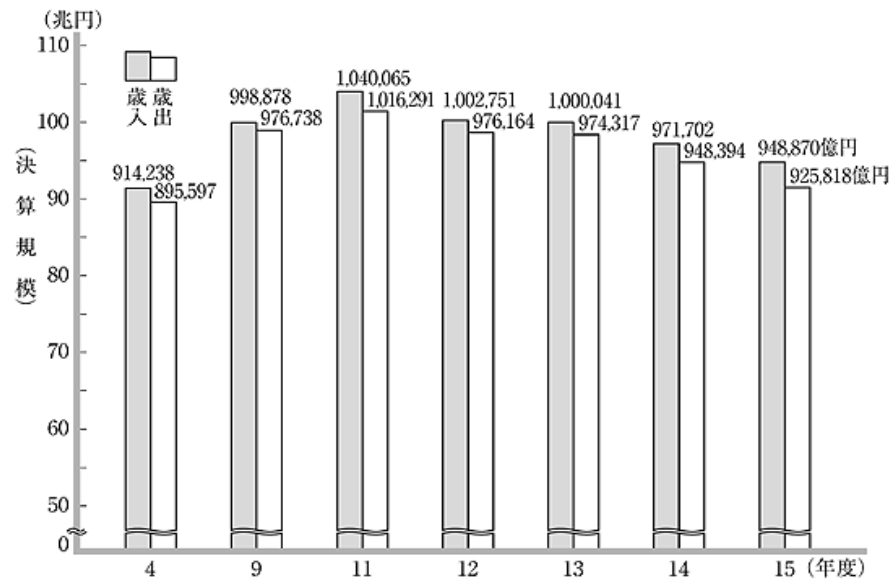


(出典) 財務省ホームページ

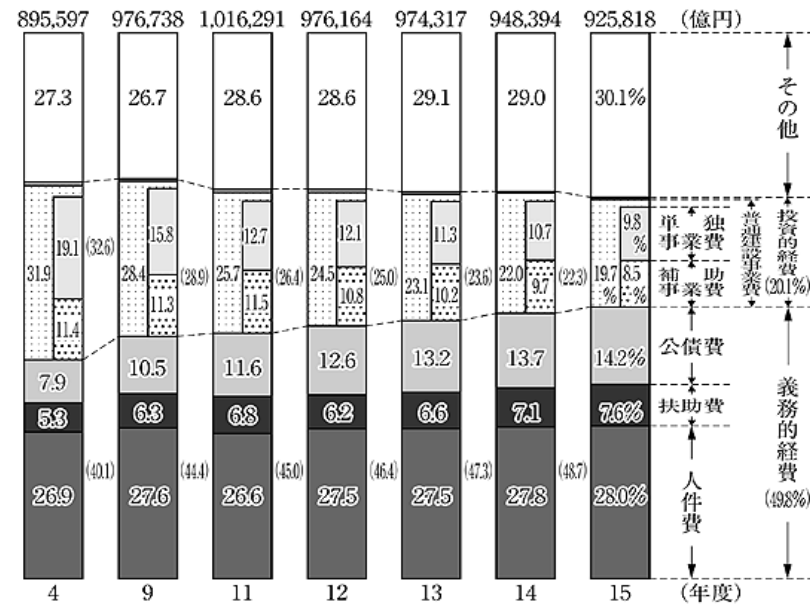
財政の状況

地方財政の規模は近年縮小しており、その内訳においても義務的経費の割合が増加している。

決算規模の推移



性質別歳出統計決算額の構成比の推移



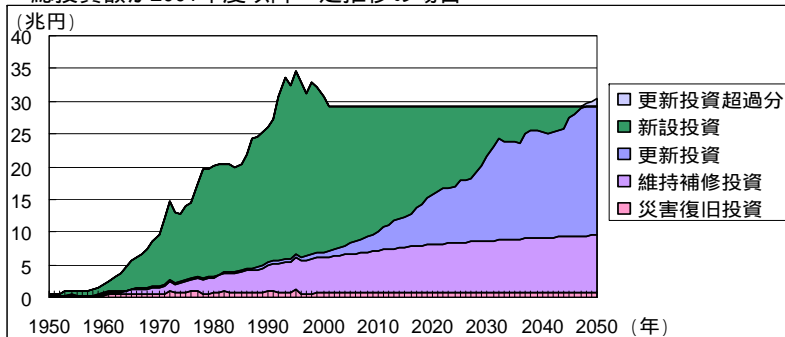
(注) () 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

(出典) 平成17年度地方財政白書(総務省)

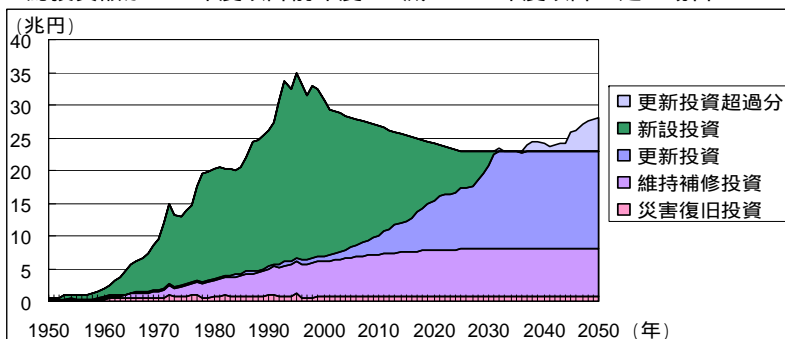
財政の状況

既存国土基盤の更新費用の試算によると、2020年以降急激に更新費が増大し、新規投資が厳しい制約を受けると予想（総投資額が2001年度以降前年度2%減、2025年度以降一定の場合）

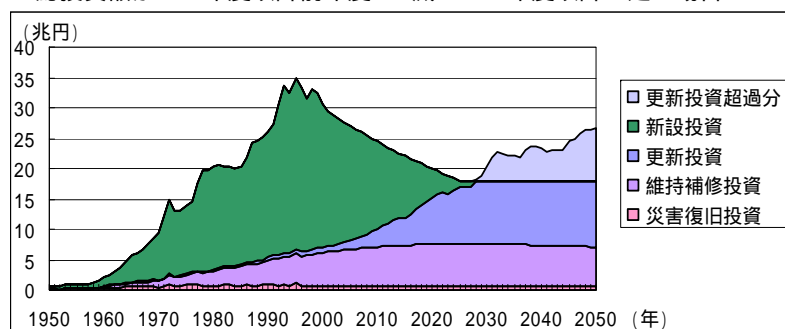
総投資額が2001年度以降一定推移の場合



総投資額が2001年度以降前年度1%減 2025年度以降一定の場合



総投資額が2001年度以降前年度2%減 2025年度以降一定の場合



< 今後25年間(2001から2025年度) >

2001年度以降の総投資額の伸び率	総投資額	更新投資の累積額	維持・更新・管理投資の累積額 (維持・管理投資の累積額)	維持・更新・管理投資を除く新規投資額の累積額
(1) 2001年度水準維持	728兆円	113兆円	298兆円 (185兆円)	430兆円
(2) 対前年度1%減、 2025年度以降一定	651兆円	113兆円	295兆円 (182兆円)	355兆円
(3) 対前年度2%減、 2025年度以降一定	581兆円	113兆円	292兆円 (179兆円)	289兆円

< 今後50年間(2001~2050年度) >

2001年度以降の総投資額の伸び率	総投資額	更新投資の累積額	維持・更新・管理投資の累積額 (維持・管理投資の累積額)	維持・更新・管理投資を除く新規投資額の累積額
(1) 2001年度水準維持	1,456兆円	504兆円	914兆円 (410兆円)	542兆円
(2) 対前年度1%減、 2025年度以降一定	1,226兆円	498兆円	882兆円 (384兆円)	344兆円
(3) 対前年度2%減、 2025年度以降一定	1,031兆円	493兆円	856兆円 (363兆円)	175兆円

(注)耐用年数等の設定に際しては、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令等を参考にしつつ、より構造上の実態にあわせ設定。

【本調査における社会資本の対象領域】

道路、港湾、航空、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、工業用水道

「日本の社会資本」(経済企画庁)を対象とした20分野のうち、2002年3月時点で民間会社、特殊法人、公益法人等が建設・保有している4分野(旧国鉄、鉄建公団等、地下鉄、旧電電公社)を除き、また、国有林分野を農林漁業に統合した15分野を対象。

・特殊法人が建設・保有している社会資本分野(例えば日本道路公団等道路4公団が建設・保有している高速道路、水資源公団が建設・保有しているダム等)については除外した。

(出典) 国土交通省国土計画局作成

有識者の居住地別にみた都市の問題点

都市規模別の特徴では大都市で「災害に対する脆弱性、大気汚染・水質汚濁」、中都市・小都市で「中心商店街の空洞化、若者の流出」が問題とされている。

有識者の居住地別にみた都市の問題点のうち深刻度の高い上位5項目（「非常に問題である」とする項目）

全体	大都市居住者	中都市居住者	小都市居住者
廃棄物問題 (36.2%)	廃棄物問題 (47.2%)	廃棄物問題 (34.9%)	中心商店街の空洞化 (35.5%)
財政の悪化 (27.9%)	自然・生態環境の喪失 (33.2%)	中心商店街の空洞化 (24.3%)	高齢者の増加 (32.6%)
高齢者の増加 (25.6%)	災害に対する脆弱性 (32.2%)	財政の悪化 (23.9%)	財政の悪化 (31.5%)
中心商店街の空洞化 (25.4%)	大気汚染・水質汚濁 (29.0%)	市民の行政への無関心・ 不参加 (23.0%)	廃棄物問題 (30.8%)
自然・生態環境の喪失 (23.7%)	財政の悪化 (28.2%)	自然・生態環境の喪失 (21.7%)	若者の流出 (23.2%)

注) ・都市関連の学問・事業に携わっている有識者やオピニオンリーダー約1,000名を対象に1997年の7月と11月の2回にわたり行ったデルファイ法調査の結果をもとに作成。

- ・大都市とは政令指定都市、中都市とは人口10万人以上の都市、小都市とは人口10万人未満の都市を指す。
- ・都市規模別回答者の割合は、大都市居住者23%、中都市居住者、小都市居住者がそれぞれ40%弱である。

(出典) 21世紀の都市及び都市政策に関する調査報告(1998、全国市長会)より国土交通省国土計画局作成

都市圏別の考え方と主要な課題の例

人口減少、高齢化、環境制約、財政制約といった社会経済情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、今後対応が迫られると想定される課題は、都市圏ごとに異なると考えられる。

都市圏の分類		都市の特性	都市機能のレベル	都市名または選定条件	(参考) 四全総における都市圏の分類	主要な課題の例	
中枢拠点都市圏	大都市圏	全国的な拠点	世界レベルの高次都市機能	東京圏・関西圏・名古屋圏	大都市圏	国際競争力の向上	郊外部の市街地の縮退
	地方の中枢拠点都市圏	地方ブロックレベルの拠点	国際的にも通用する高次都市機能	札幌市、仙台市、広島市、福岡市・北九州市を中心とする都市圏	地方中枢都市圏		
				地方中枢都市圏に準ずる規模と機能を有する地方中核都市圏（新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇等）	地方中核都市圏		中心市街地の再生
地方中核都市圏		道県レベルの拠点	比較的高次の都市機能	県庁所在都市または人口が概ね30万人以上の都市を中心とする都市圏			雇用の場の確保
地方中心・中小都市圏		その他の都市	日常的な都市的サービス	人口が概ね30万人未満の都市を中心とする都市圏	地方中心・中小都市圏		盤生活維持

(出典) 21世紀の国土のグランドデザイン - 新しい全国総合開発計画の解説 - (1999、国土庁計画・調整局監修、時事通信社) より国土交通省国土計画局作成

都市圏と生活圏域の考え方

都市圏

国民の生活、活動、交流等の**実体面から結びつきが深い**と言える中心都市及びその周辺の市町村を一体とした圏域

【例】

住民の生活の中心となる人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上の都市を核都市として、核都市への通勤通学者が、全通勤通学者の5%以上または500人以上である市町村を含む圏域とし、核都市が20km以内に併存する場合は、連結して一つの都市圏とする。



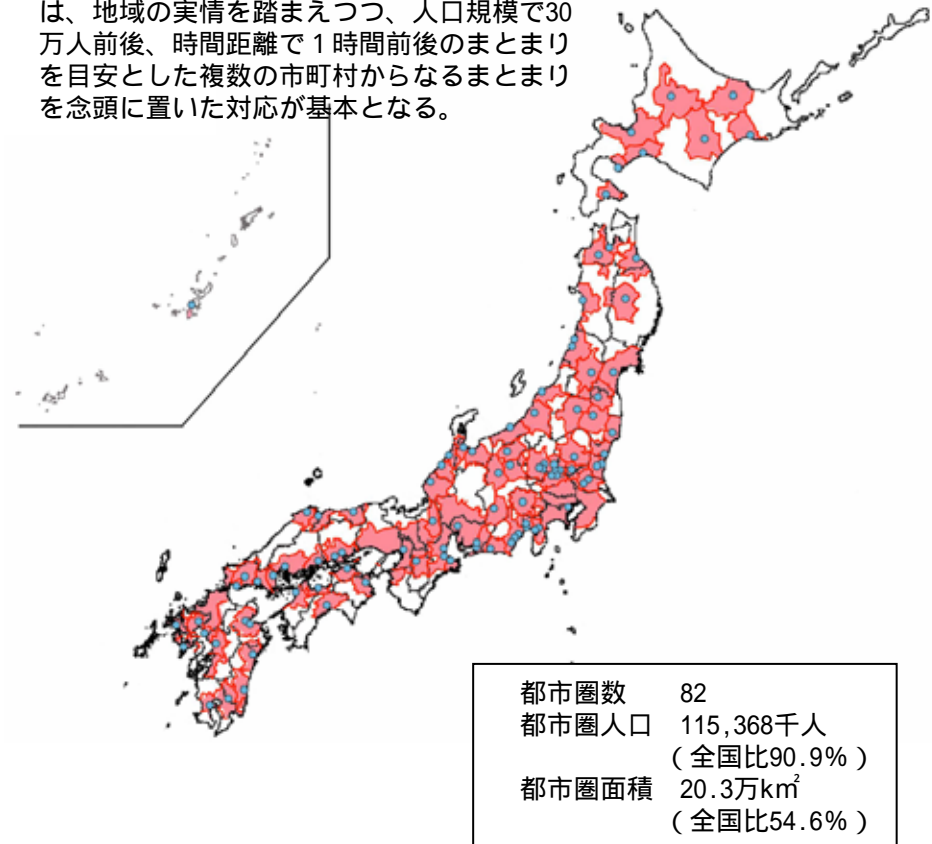
(出典) 都市・地域レポート2005 (国土交通省都市・地域整備局)

生活圏域

生活関連サービスや地域社会の活力の維持・向上等のため**政策的に目指していくべき**複数市町村からなる圏域

【例】

人口減少下にあっても、生活に関連する諸機能を維持し、地域社会を保っていくためには、地域の実情を踏まえつつ、人口規模で30万人前後、時間距離で1時間前後のまとまりを目安とした複数の市町村からなるまとまりを念頭に置いた対応が基本となる。



(出典) 国土審議会調査改革部会報告 (平成16年5月) 及び新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告 (2005、国土交通省)

生活圏域とは

目的

圏域内において、災害、犯罪からの安全性、福祉、医療、衛生等の生活サービス水準の維持といった基礎的ニーズを充足する。

なお、街なかの賑わい創出、美しい景観の形成、ライフスタイルに合わせた多様な暮らしの実現といった高度かつ多様なニーズの充足については別途検討が必要。

性格

あくまで上記目的を達成するため最低限必要となる空間的な広がりを目安であり、各地域において基礎的生活サービスの提供区域を設定する際の参考として活用してもらうために提示するもの。

国や地方公共団体が地図上に明示的に指定するものではない。

アプローチ

人口減少、高齢化、環境制約、自治体の財政制約等の社会経済情勢下において、上記目的を持続的に達成するための規模、土地利用、交通体系等の構造、行政と民間の役割分担等の考え方をパッケージで提示。

全国総合開発計画における生活圏域の位置づけ

	全総 (S37)	新全総 (S44)	三全総 (S52)	四全総 (S62)	21世紀の国土の グランドデザイン(H10)	(参考)国土審議会調 査改革部会報告(H16)
圏域名	-	広域生活圏	定住圏	生活の圏域 (定住圏)	多自然居住地域の生活 圏域	生活圏域
位置 付け		生活環境の国民的標 準を確保するための 地域開発の基本とな る圏域	国土の保全と利用及び 管理、生活環境施設の 整備と管理等が一体と して行われる計画上の 圏域	計画の基本的目標であ る多極分散型国土の基 礎的な単位	都市的なサービスとゆ とりある居住環境、豊 かな自然を併せて享受 できる誇りの持てる自 立的な圏域	経済面の地域ブロッ クとともに二層の広 域圏を形成する生活 面の圏域
圏域 数		策定当時国土は400～ 500の生活圏で構成、 将来モータリゼーション等の 進んだ段階における 広域生活圏を一次圏 として国土を再編成	およそ200～300の定住 圏で構成	-	-	82圏域
圏域 規模		大都市地域：半径30 ～50km、地方都市地 域：半径20～30km、 農村地域：半径20km 程度の広がり(大都市 圏及び一部山岳地帯 等については要検討)	定住圏はおよそ2～3 万の定住区が複合して 構成、定住区はおよそ 30～50万の居住区で構 成、居住区は概ね50～ 100程度の世帯で形成	圏域内のすべての住民 が適度な交通距離の下 に高次な都市的サービ スを享受することを可 能にする	地域の選択に基づく連 携により中小都市等を 圏域の中核として周辺 の農山漁村から形成	人口規模で30万人前 後、時間距離で1時 間前後のまとまり (概ね百貨店、総合 病院といった都市的 なサービスが提供可 能な規模)
圏域 形成 の目 標		圏内の生活環境施設 及び交通通信施設の 整備により、国民が 等しく安全で快適な 生活環境を享受	・自然環境、生活環境、 生産環境の調和 ・居住の安定性の確保 のため、雇用の場の確 保、住宅及び生活関連 施設の整備、教育、文 化、医療の水準の確保	都市の有する諸機能と 農山漁村のゆとりとう おいの相互の便益享 受の円滑化	・中小都市等は基礎的 なサービスや身近な就 業機会を提供 ・農山漁村は都市部へ の追従ではなく農山漁 村環境を積極的に創造	圏域内で機能分担と 相互補完を図ること に重点

(出典)国土交通省国土計画局作成

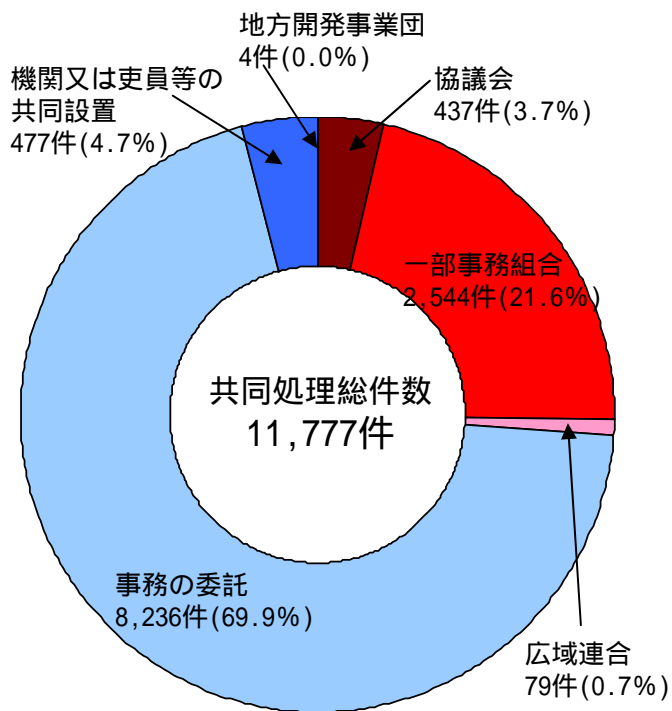
これまでの圏域政策の概要

圏域		地方生活圏(S44)	広域行政圏(S45)	モデル定住圏(S54)
所管		建設省	自治省	国土庁
目的		幹線交通網等の整備、地方住民の基礎的生活条件の確保による過密過疎問題の解決、国土の均衡ある発展、住民に対する高度の生活水準の享受	広域行政体制の整備、広域のかつ総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の実施による市町村が当面する諸課題の解決、国土の均衡ある発展及び過疎過密問題の解決	大都市への人口と産業の集中の抑制、地方の振興、過密過疎問題への対処、全国土の利用の均衡による人間居住の総合的環境の形成
圏域の考え方	標準的な圏域・人口	圏域の半径概ね20km～30km、圏域内人口概ね15万人～30万人（三大都市圏は原則除外）	概ね人口10万人以上（広域市町村圏）、概ね人口40万人程度（大都市周辺地域広域行政圏）	-
	その他の定義等	地方生活圏中心都市と周辺地域間の日常生活機能の依存状況等についての現況及び将来の見通しを勘案して設定 （地方生活圏中心都市の要件） ・DID人口が概ね1.5万人以上 ・昼夜間人口比率1を超過 ・小売販売額及び就業地ベースサービス業従業者数を常住人口で除した数が所属都道府県のそれを超過	以下の要件を具備した日常生活圏を形成又は形成する可能性を有する地域 ・住民の日常生活上の需要をほぼ充足 ・圏域内に都市的施設及び機能の集積を有する市街地が存在 ・上記市街地と周辺地域を連絡する交通通信施設が整備済 （広域市町村圏）	・都市と農山漁村を一体とした圏域で、自然環境、生活環境及び生産環境を総合的に整備していく上で必要な一体性を有する圏域 ・都市化・工業化が相当程度進展している又は極度に立ち後れており過疎減少の著しい地域ではないこと
特色		建設省所管公共事業の重点的実施による生活基盤の整備	広域行政機構による一の市町村で対応困難な行政課題への対応	関係省庁の連携と計画実施への支援
実績		178圏域（三大都市圏を除く全国土をカバー）	広域市町村圏336、大都市周辺地域広域行政圏25、合計361圏域（国土の約98%、人口の約74%を加 [*] -）	44圏域（一の都道府県に一の圏域）

（出典）国土交通省国土計画局作成

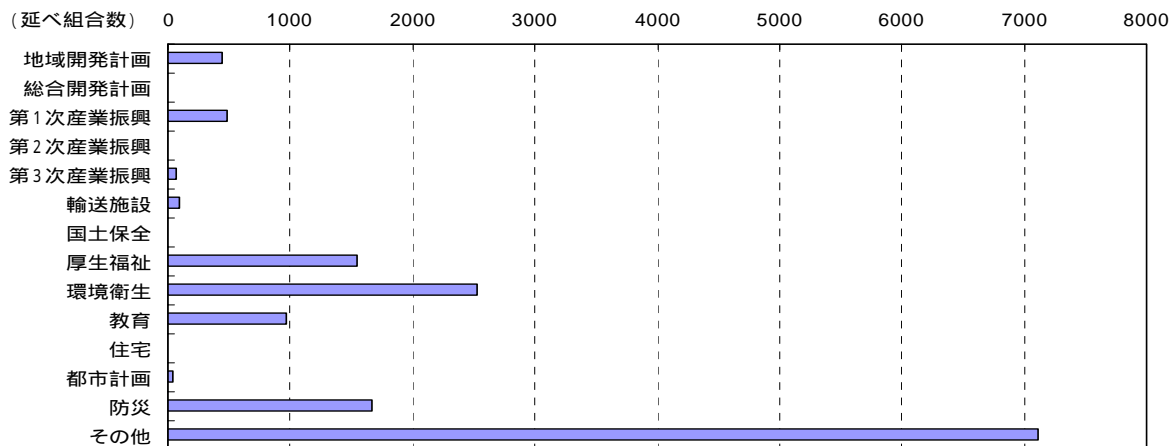
広域行政機構等による事務の共同処理の状況

地方公共団体間の事務の共同処理の状況

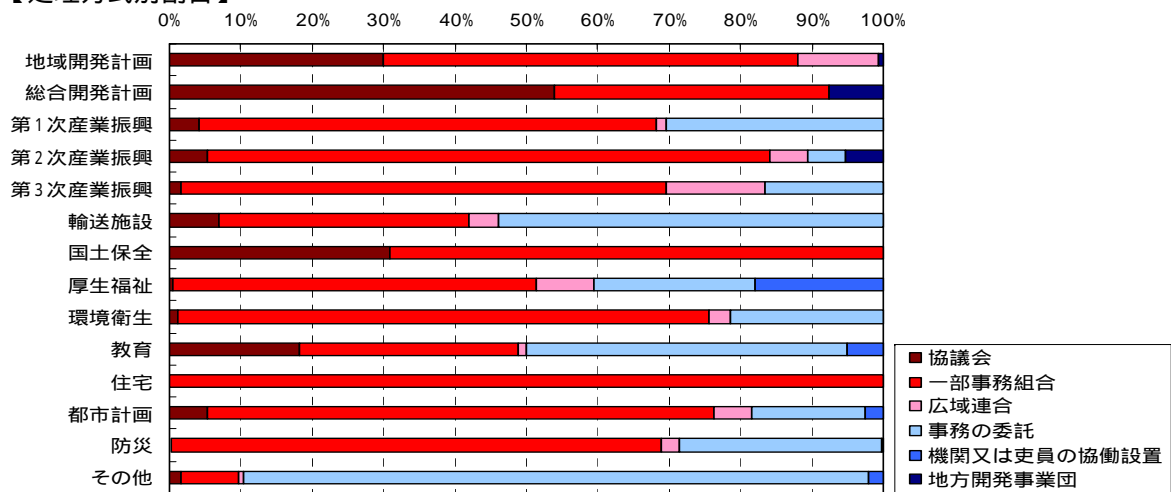


事務の種類別共同処理の状況

【延べ組合数】



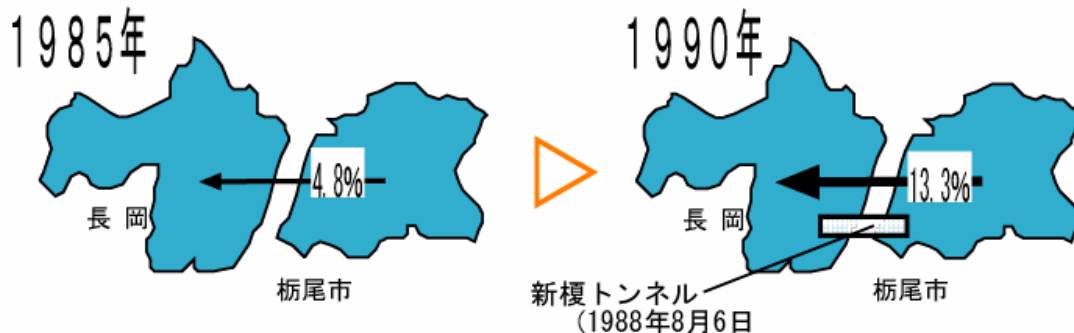
【処理方式別割合】



(出典) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成14年7月1日現在) の概要 (総務省) より国土交通省国土計画局作成

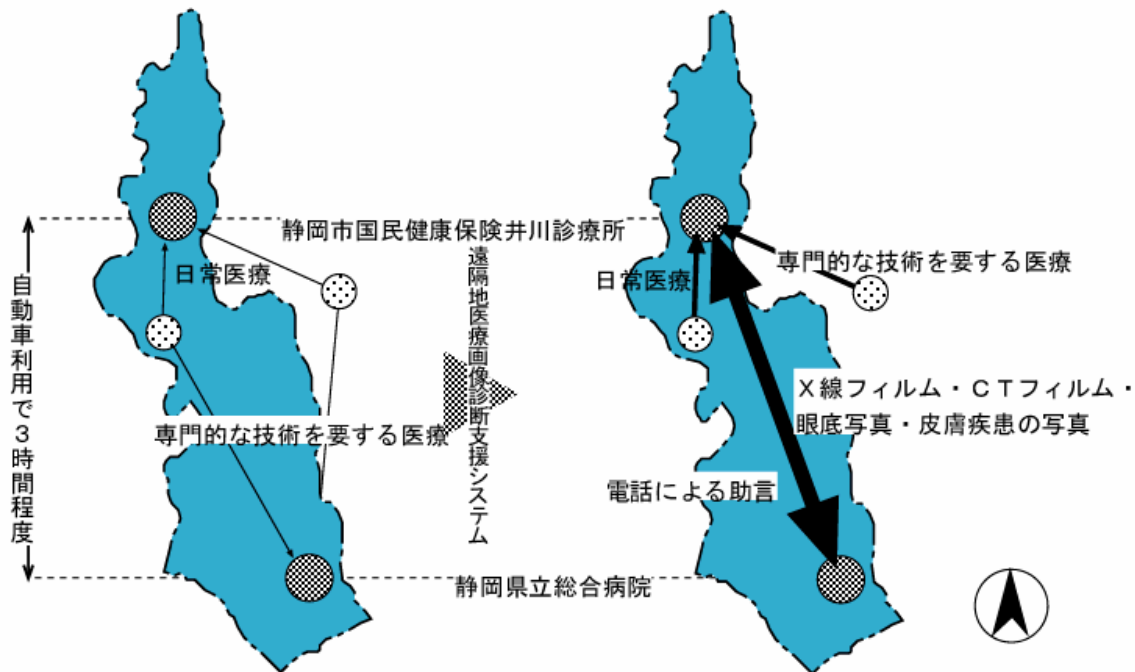
圏域の広域化の例

トンネルの開通による通勤流の変化の例



(注) 新榎トンネルの開通により、栃尾市から長岡市への通勤の流れが大きく変化した例。図面上の%で示した数値は、栃尾市の全就業者の何%が長岡市に実際に通勤しているかを示している。(1985, 90の各年国勢調査報告より作成)

情報通信網の発達が地域連携に貢献している例



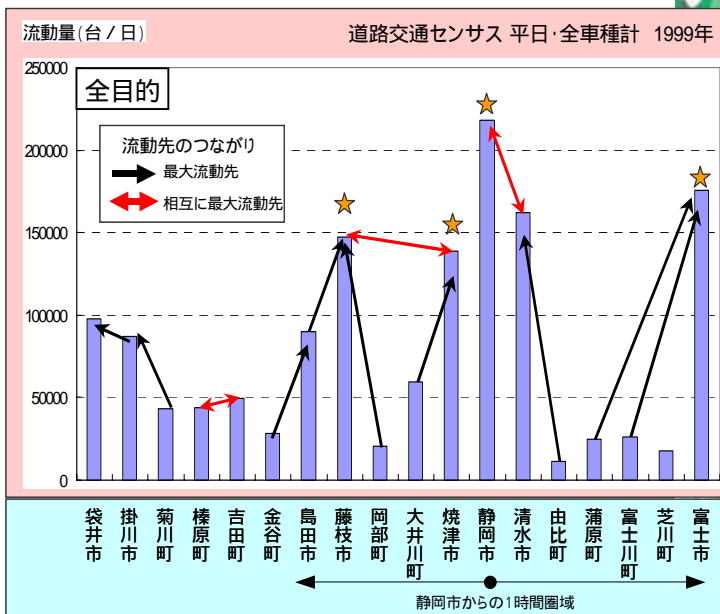
(注) 遠隔地医療画像診断支援システムで山間部の診療所と都市部の総合病院を結ぶことにより、山間部に居住する患者の通院に要する時間が短縮された例。従前は、専門的な技術を要する医療は、都市部の総合病院に通う必要があったが、通信システムの導入(1995年)により、近隣の診療所での診察が可能になった。

(出典) 新しい地方生活圏計画のあり方についての検討委員会最終報告(1999、建設省)

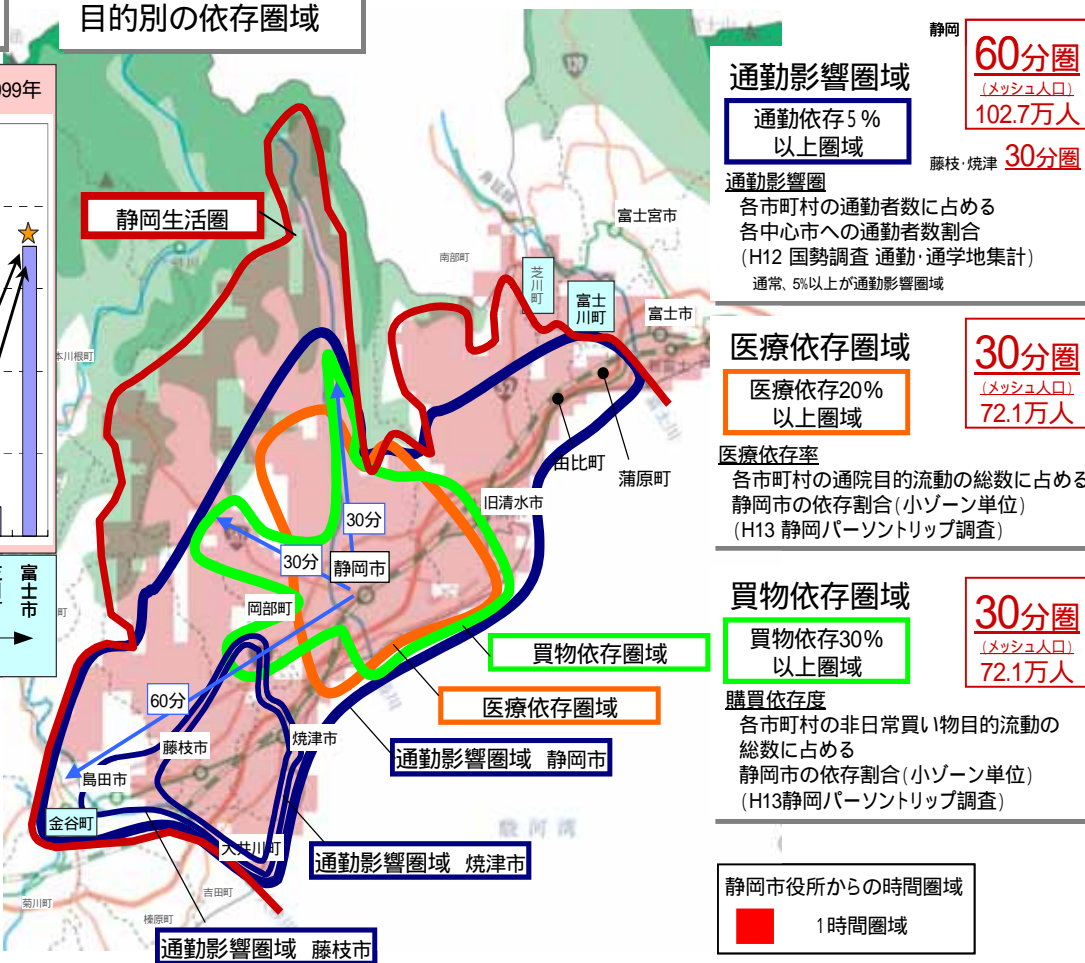
生活圏域の状況（静岡生活圏域の事例）

「新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告」によれば、「『生活圏域』は通勤、医療、買い物など目的別に圏域が重層化しているが、概ねこれらを包含する形で、交通1時間圏を、『生活圏域』の拡がりの目安として設定することができる。」としている。

自動車の流動先からみた市町村間のつながり



目的別の依存圏域



(出典) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告(2005、国土交通省)

圏域を固定的に捉えることのメリット・デメリット

複数市町村の連携を固定的な圏域で対応していくメリット・デメリット

【メリット】

均一なサービスの確保（バランスのとれた地域開発）
人的及び財政的効率化（共通の行政課題の効率的処理）
関連する行政主体によるノウハウの共有
連携の強化
住民に対する分かりやすさ
関連する主体の意思統一の図りやすさ

【デメリット】

現実に行われている多様な連携の統合の困難性
固定化された圏域を越える課題への対応
基礎的自治体の自立精神の希薄化の可能性

「守り」の地域づくり

- 地域の快適性向上による存立基盤の確保 -

【キーワード】

シビルミニマム、行政効率、行政責任

地域の存立基盤を確保していくための市町村の連携によるシビルミニマムの効率的整備

シビルミニマムの確保に必要な連携テーマ（例えば福祉、防災、ごみ処理等）

連携圏域は固定化

- ・規模に全国的基準を設定、圏域を固定化
- ・全国網羅的に設定
- ・県境は越えない

基本的にハード主体の支援

「攻め」の地域づくり

- 交流促進による地域活力の向上 -

【キーワード】

地域振興・活性化、民間参加、情報公開

地域の振興・活性化を図っていくために必要な連携の推進、住民が誇りに思う地域づくりの推進、民間参加の応援

観光、産業、国際化等の地域振興に必要なテーマや自然、文化、環境、景観等の地域の誇りに資するテーマごとに任意に連携

連携形態は自由自在

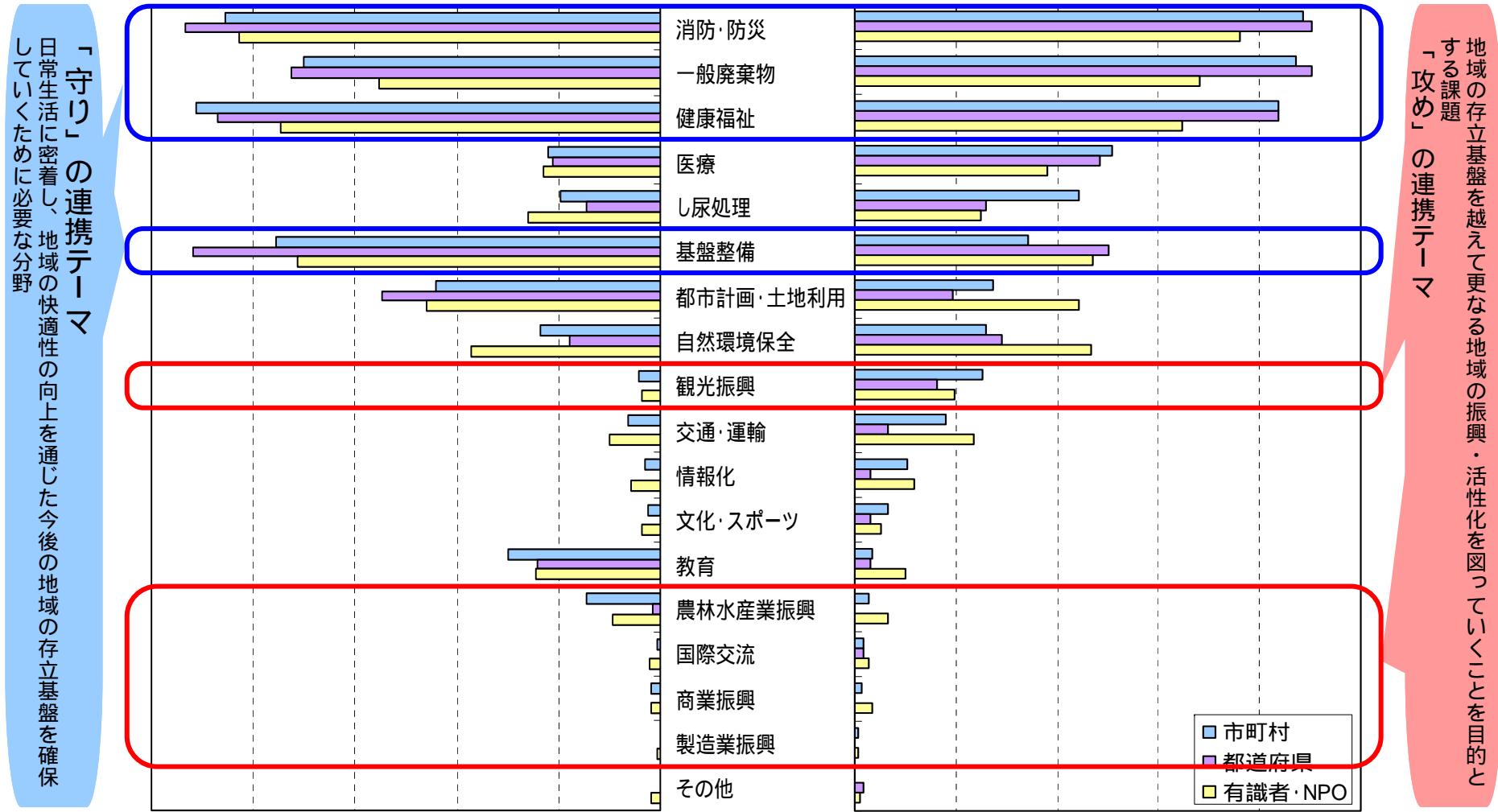
- ・規模に制限なし
 - ・中山間地域等と中心都市など飛び地連携も可能
 - ・県境を越えた連携も可能
- ソフト的な支援の導入

基礎的サービス別の連携テーマ

【行政が責任をもって提供していくべき基礎的サービス】

【複数市町村による連携が必要な基礎的サービス】

(%) 100 80 60 40 20 0 0 20 40 60 80 100 (%)



注) 全市町村の首長 (3,255名)、全都道府県の企画・土木担当部署 (94名)、全国の有識者・NPO (各地方建設局が選定した (347名)) に対して建設省が実施したアンケート調査 (H10.11実施) による。

(出典) 新しい地方生活圏計画のあり方についての検討委員会最終報告 (1999、建設省)

市町村合併の一般的な効果

地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

【例】

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

【例】

従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。

小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

行財政の運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

【例】

総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。

事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

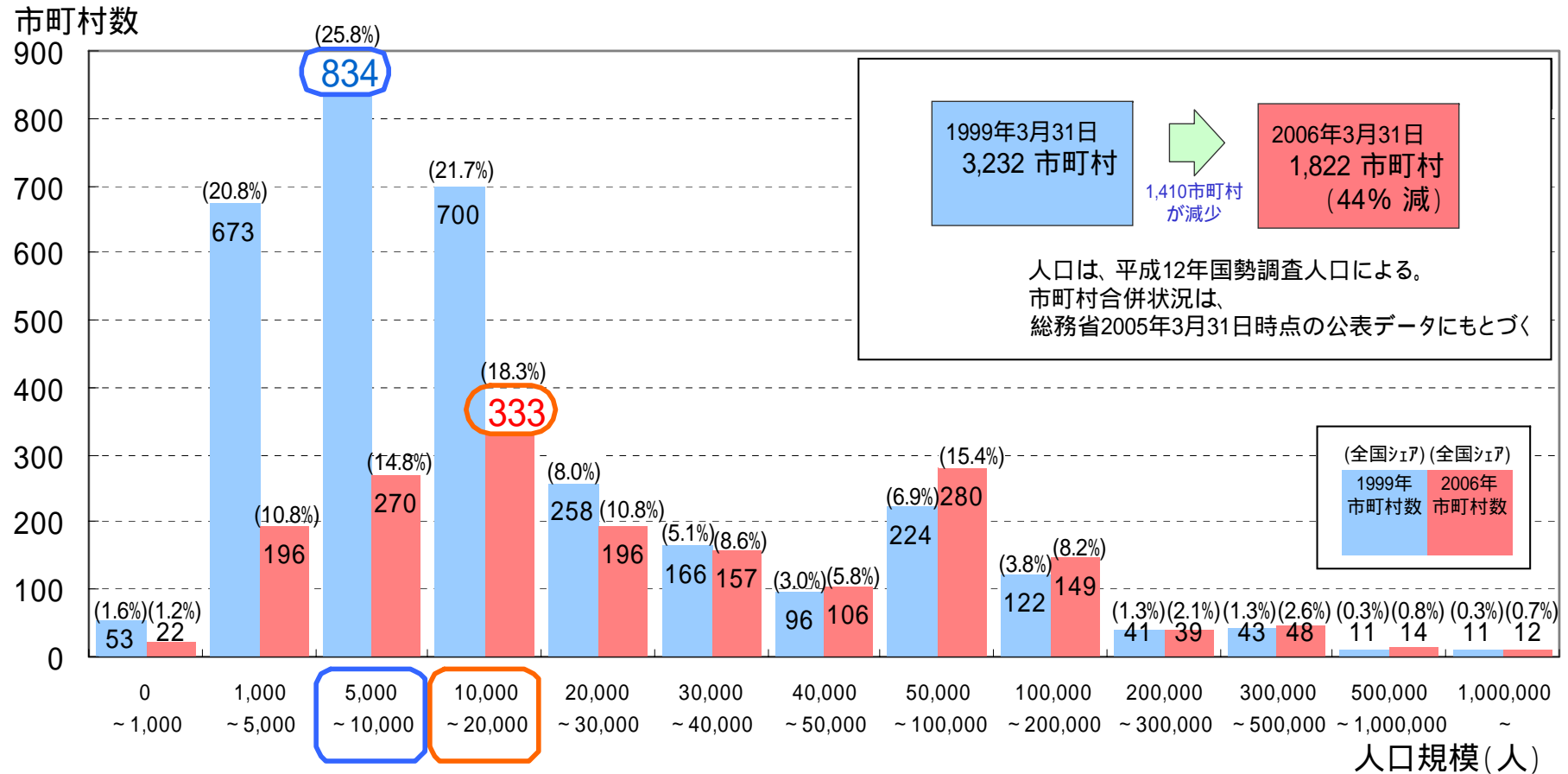
人口規模に着目した市町村合併の類型

類型	合併を通じて実現すべき目標	人口規模と関連する事項
人口50万人超	経済圏の確立 高次都市機能の集積 大都市圏における一極集中の是正	
人口30万人・20万人程度	都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など 中核的都市機能の整備	一般廃棄物処理(効率的なサーマルリサイクルが可能な)300t/日規模の施設の目安:20~25万人) 老人保健福祉圏域(平均36万人) 二次医療圏(平均35万人)
人口10万人前後	高等学校の設置や一般廃棄物の処理(焼却)など一定水準の質を有する行政サービスの提供	消防の体制整備(10万人程度) 高等学校の設置(10万人以上の市) 一般廃棄物処理(焼却)(100t/日規模の施設の目安:7~9万人)
人口5万人前後	福祉施策等の充実(福祉事務所の設置等) グレードの高い公共施設の整備 計画的な都市化による圏域全体の発展	特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱
人口1万人~2万人程度	適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供	中学校の設置(標準法による基準での最小:13,200人程度で1校) デイ・サービス/デイ・ケアの設置(新GP1.7万か所:7,300人程度に1か所) 在宅介護支援センターの設置(新GP1万か所:12,500人程度に1か所) 特別養護老人ホームの整備(最小規模50床を基準(なお、大都市、過疎地等では例外的に30床):2万人程度) 2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱 なお、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「人口1万人~2万人程度」という類型の規模は期待される。

(出典)市町村の合併の推進についての指針(1999、自治省)別紙2より国土交通省国土計画局作成

市町村合併による市町村の人口規模の変化

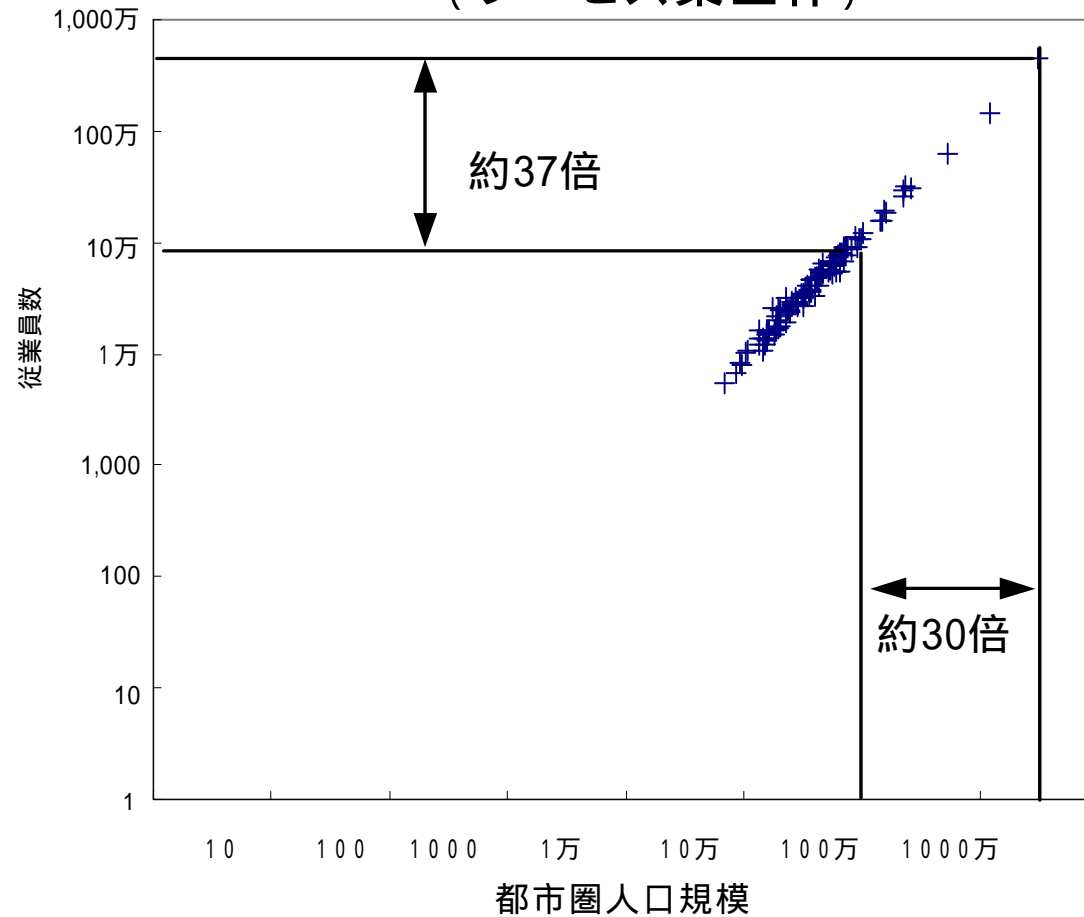
合併が最も進むのは、5,000～10,000人規模の市町村であり、合併後は10,000～20,000人規模の市町村が最も多くなる見込みである。



(出典) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告(2005、国土交通省)

知的財産の従業員数と都市圏人口規模の相関

(サービス業全体)

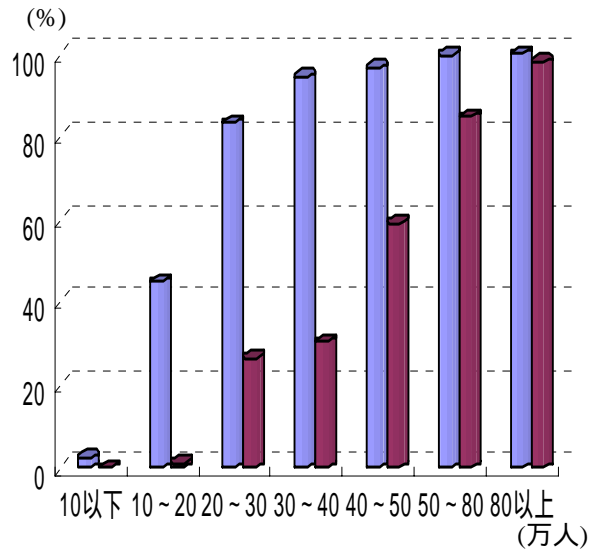


注) ここでの都市圏は「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣、徳岡一幸)(2001.7)による。

(出典) 事業所・企業統計(平成12年)より国土交通省国土計画局作成

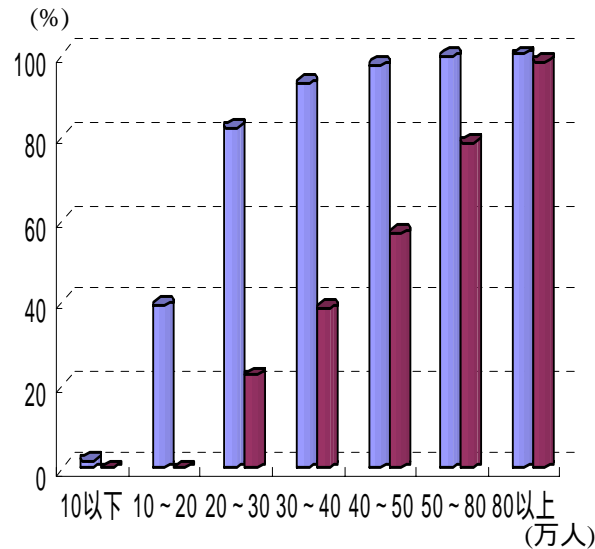
人口規模別にみた生活関連サービスの充足状況

人口規模別機能充足状況(45分圏)



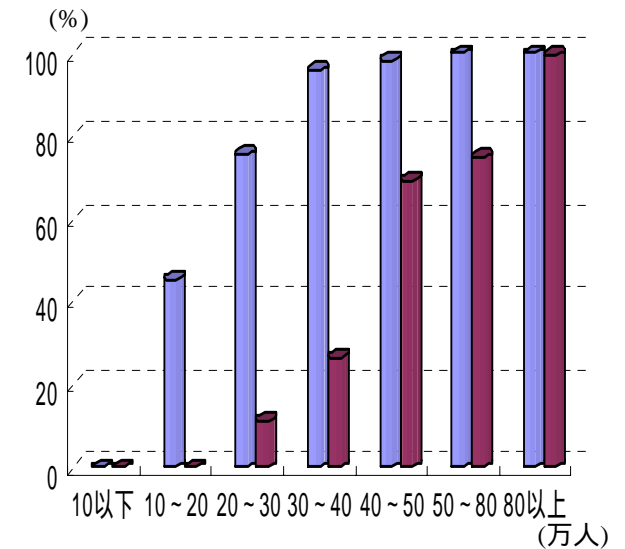
■ 基本的機能充足 ■ 付加的機能充足

人口規模別機能充足状況(60分圏)



■ 基本的機能充足 ■ 付加的機能充足

人口規模別機能充足状況(90分圏)



■ 基本的機能充足 ■ 付加的機能充足

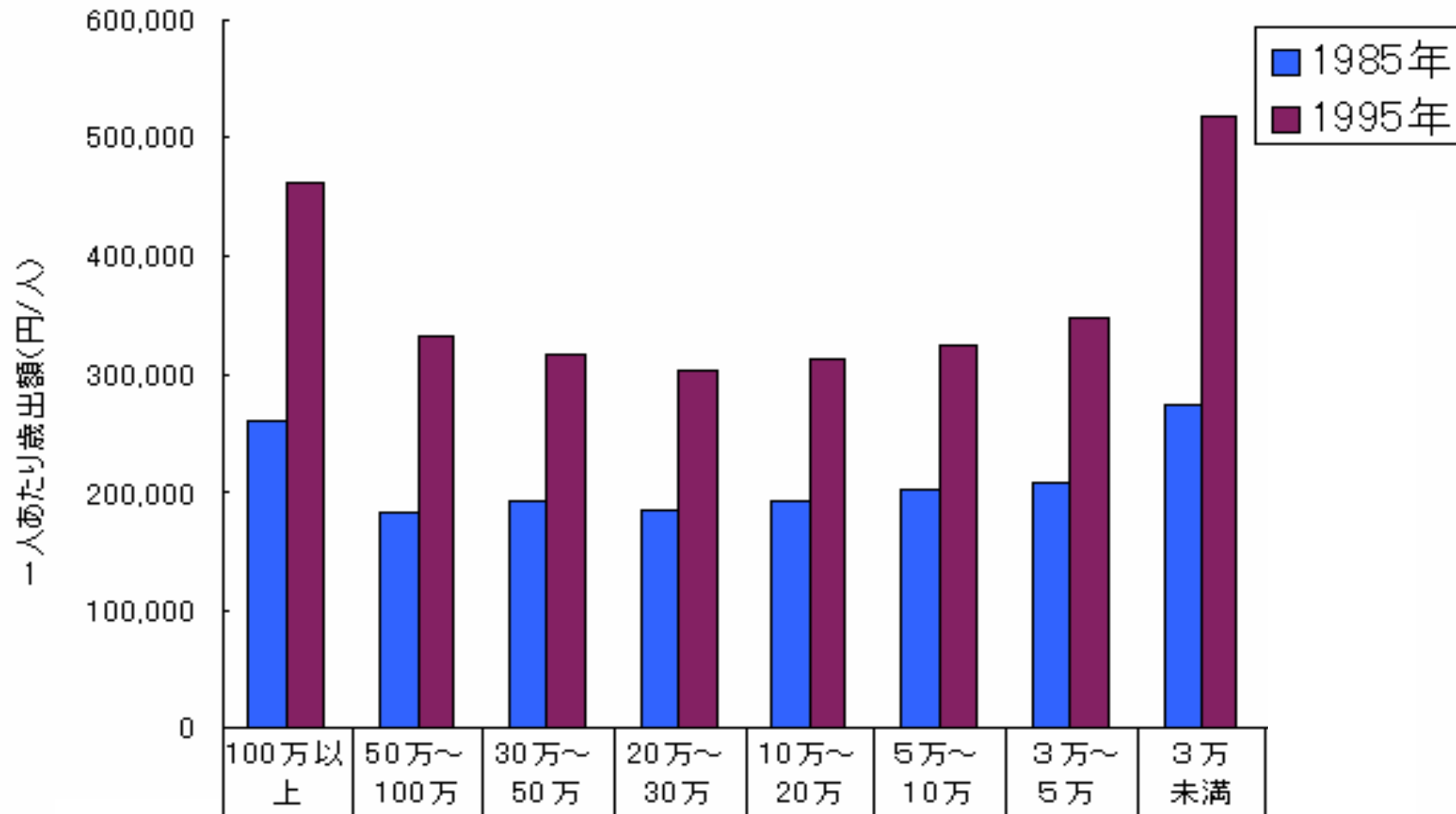
(注) 基礎的及び付加的機能については、以下の機能を設定した。

基礎的機能： 公共サービス（保健所、庁ワーク、税務署、登記所、簡易裁判所）、
公共交通（航空便、新幹線、有料特急、高速・長距離バスの合計往復便数12以上）、
医療（診療16科目（重要性、ニーズ、立地状況を勘案し設定）、救命救急センター又は救急告示病院）、
商業（床面積1万㎡以上の百貨店等）

付加的機能： 医療（診療3科目（重要性、ニーズ、立地状況を勘案し設定）、
教育（英語、情報処理・コンピュータの教育訓練給付対象講座）、
文化（規模の大きな図書館、ホール）、
専門サービス（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告業、法律事務所・特許事務所）、
スポーツ・レジャー・娯楽（映画館、ホール）

(出典) 生活圏の試行的設定に関する調査(2001、国土交通省)より国土交通省国土計画局作成

市町村の人口規模別 1 人あたり歳出額



(出典) 新しい地方生活圏計画のあり方についての検討委員会最終報告 (1999、建設省)

市街地の拡大に伴う土砂災害危険性の高まり

市街地の無秩序なスプロール化の進展により、土砂災害の危険性は急激に高まっている。

宅地開発の現状（広島市佐伯区の事例）



急傾斜地崩壊危険箇所は **4箇所**

急傾斜地崩壊危険箇所 **24箇所**に

開発により山麓にまで及んだ住宅地を襲った土石流・がけ崩れ災害（平成11年6月末豪雨による広島市の被災状況）

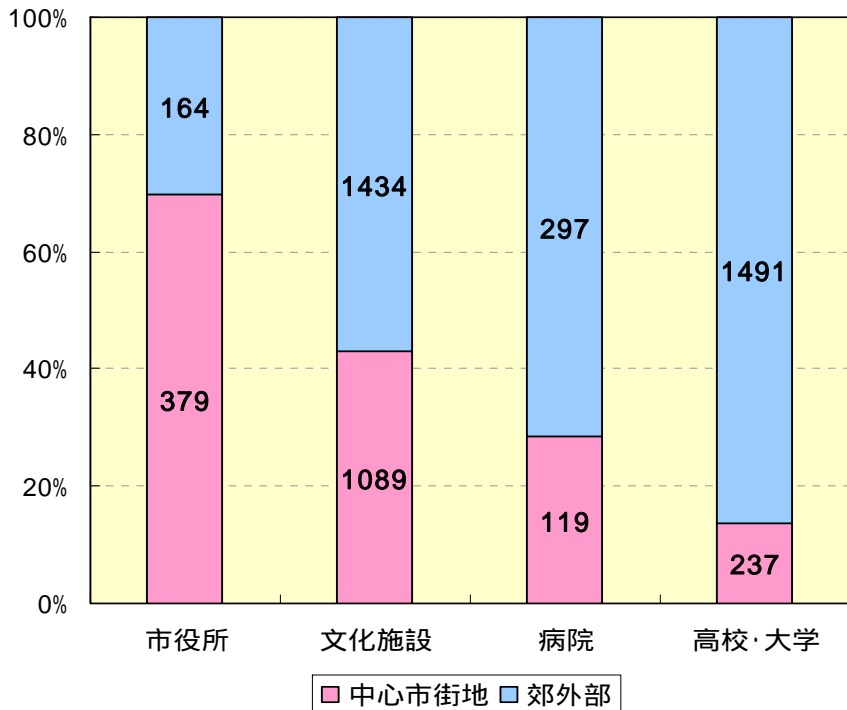


（出典）国土交通省河川局資料

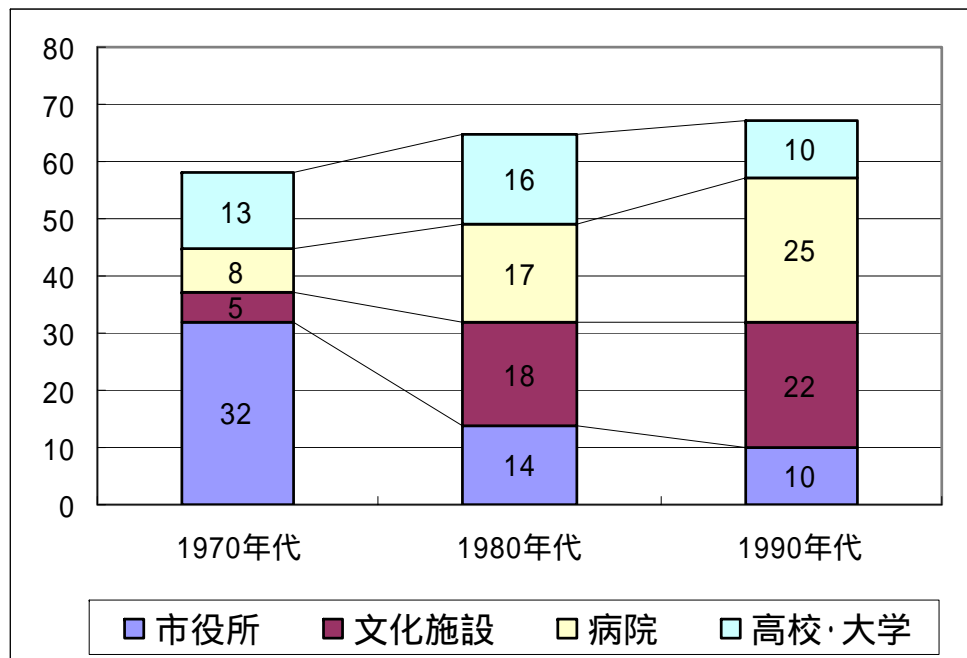
公共公益施設の立地・移転の状況

市役所は比較的中心市街地に立地しているが、文化施設、病院、高校・大学は郊外部での立地が多くなっている。また、市役所は1970年代において、病院、文化施設は1980年代以降にそれぞれ郊外に移転している例が多い。

公共公益施設の地域別立地状況



公共公益施設の郊外移転状況



- ・調査対象：666市（政令市を除く）のうち、回答のあった551市
- ・調査方法：郵送による配布・回収方式（中心市街地活性化基本計画策定の有無を問わない）
- ・調査期間：平成16年1月19日～2月20日

「人口移動等社会経済動向と土地利用に関する調査」（平成15年度国土交通省土地・水資源局）より国土交通省都市・地域整備局作成
（出典）中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議報告書（2005、国土交通省）

都市交通における都市規模別の課題例

都市規模に応じて、目指すべき交通体系と施策は概ね類型化することができるが、自然環境や文化的要素などを総合して都市の特性に合わせた交通体系の構築が必要である。

都市規模	公共交通	道路交通			交通ソフト施策
		自動車	歩行者	自転車	
三大都市圏	鉄道混雑率の緩和 乗り継ぎ利便性向上 交通結節点の整備 (自由通路、駅前広場等) バス交通の円滑化 ユニバーサルデザインの導入	環状道路の整備 沿道環境の改善 交通事故の削減 空港港湾アクセス ボトルネック対策 連続立体交差化	歩行空間のバリアフリー化 歩道整備 ペDESTリアンデッキの整備	自転車道整備 駐輪場整備 放置自転車削減	公共交通機関の利用促進 物流の効率化 共同集配の促進 ロードプライシング フレックスタイム・時差通勤 道路交通情報・駐車場情報提供
ブロック中心都市	都市内鉄道の拡充 乗り継ぎ利便性向上 (自由通路、駅前広場等) 交通結節点の整備 バス交通の円滑化 ユニバーサルデザインの導入	環状道路の整備 空港港湾アクセス 交通事故の削減 ボトルネック対策 (踏切・交差点)	歩行空間のバリアフリー化 歩道整備 ペDESTリアンデッキの整備	自転車道整備 駐輪場整備 放置自転車削減	公共交通機関の利用促進 パークアンドライド施策の充実 共同集配の促進 ノーマイカーデーの推進 フレックスタイム・時差通勤 道路交通情報・駐車場情報提供
中核都市	新交通・路面電車の整備・活用 バス交通の円滑化 ユニバーサルデザインの導入 運行頻度の維持・拡充	バイパスの整備 交通事故の削減 ボトルネック対策 (交差点改良)	歩行空間のバリアフリー化 歩道整備	自転車道整備 放置自転車削減	ノーマイカーデーの推進 サイクルアンドライド施策の充実 フレックスタイム・時差通勤
中小都市	路線バス事業の支援 低床バスの導入 コミュニティ・ダイヤモンドバス導入	バイパスの整備	歩道整備	自転車道整備	

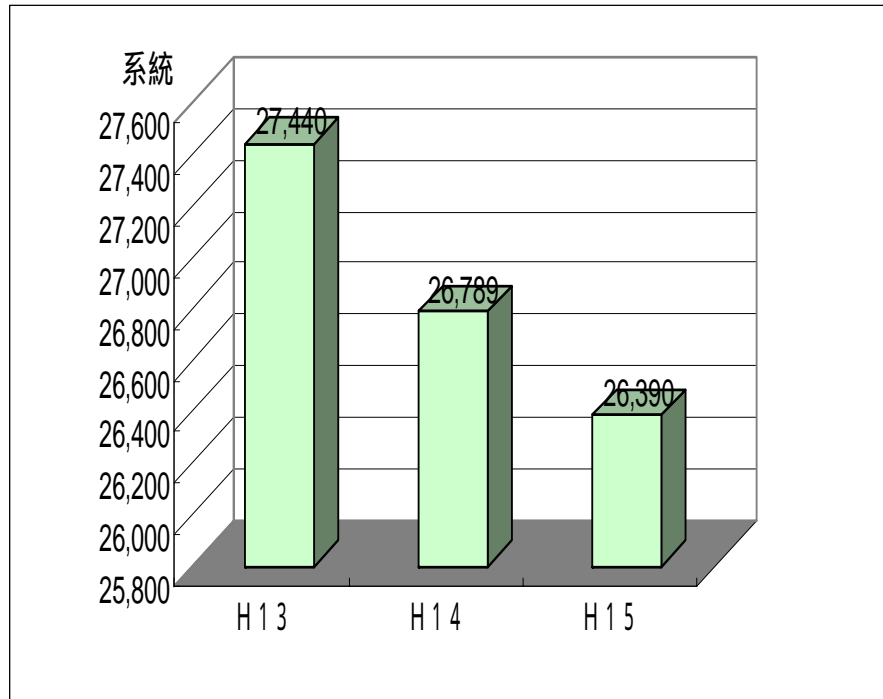
下線部: 該当する都市規模に特徴があるもの

(出典) 国土交通省国土計画局作成

乗合バスの運行系統の推移等

自動車利用の増大や市街地の拡大等に伴い、事業運営が厳しくなり、バス路線の廃止等が生じている。

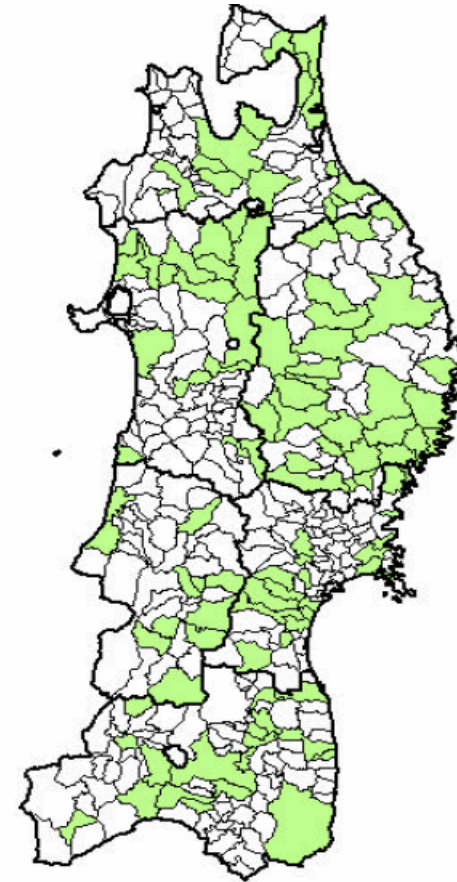
乗合バスの運行系統数の推移(三大都市圏以外)



資料: 旅客自動車輸送指標(国土交通省自動車交通局旅客課)

三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除いた運行系統数を集計。

路線バスの休廃止届けの存する市町村(東北地方)



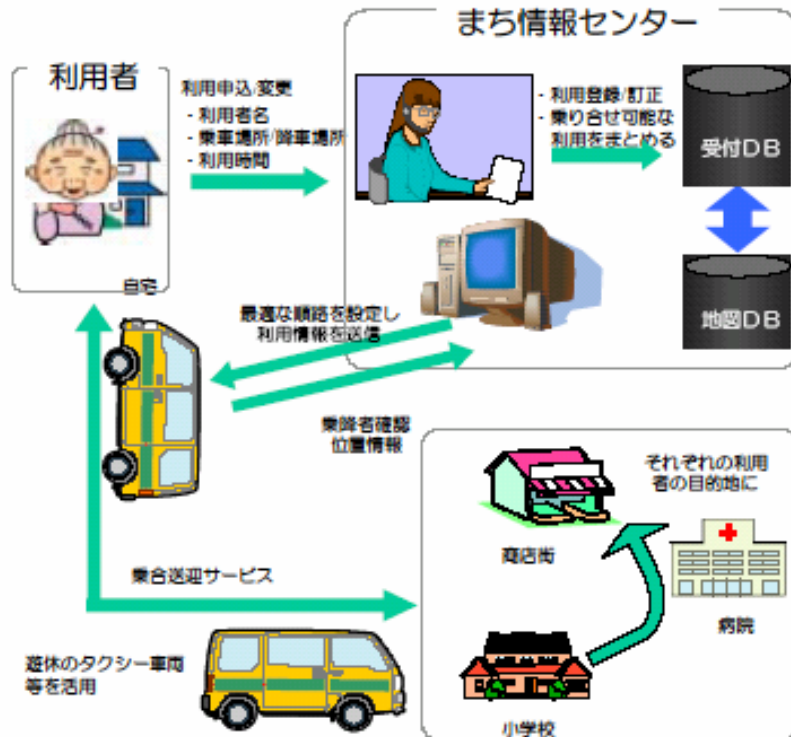
平成14年2月以降に「乗合バス」の休廃止の届出があった路線が存した市町村 資料: 東北運輸局

生活サービスへのアクセシビリティ確保の例（おだかe - まちタクシー）

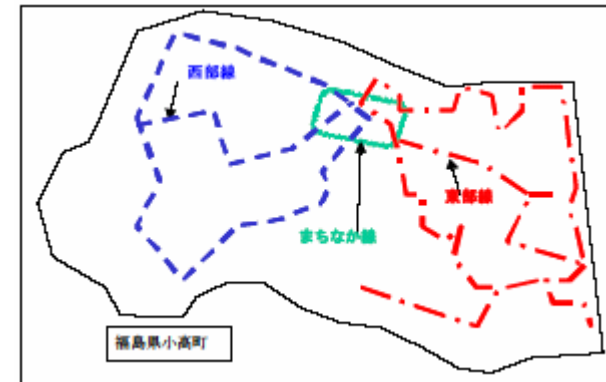
おだかe-まちタクシーは、最新のIT活用と乗合方式により、ドア・ツウ・ドアでの送迎サービスを低価格均一料金で実現した、新しい概念のデマンド型乗合タクシーである。

運営は町の補助を受けて商工会が主体となって実施し、運行業務を地元のタクシー会社へ委託している。利用者は、乗車受付と配車業務を行う「まち情報センター（オペレータ2人）」に、乗車場所、降車場所、利用希望時間を電話で申し込み、まち情報センターでは、同じ方面に移動する複数の利用者を乗り合わせ、その情報をタクシー（3台）に伝える。タクシーのドライバーは、その情報を受け、それぞれの利用者をドア・ツウ・ドアで送迎する、という形態をとる。

運行イメージ



路線図



（出典）福島県小高町におけるデマンド型乗合タクシー導入事例 - ITを活用した地域交通確保・工夫事例調査 - （2003、国土交通省東北運輸局）より
国土交通省国土計画局作成

生活圏域に備えることが考えられる機能・施設

対象施設

生活圏域間の連携・交流機能

生活圏域中心都市 と 他の生活圏域中心都市間

中心都市への
アクセス機能

施設への
アクセス機能

交通

交通結節点施設 高速鉄道駅、鉄道駅、高速IC、高速バスストップ、バス停留所

行政

公共公益施設 市役所、公民館（中央公民館・市民会館）、郵便局、銀行、裁判所等

雇用

雇用の場 主要企業工場、業務地域、ハローワーク

教育

教育施設 高等学校

医療

医療・福祉施設 二次救急医療施設（入院・手術が必要な救急病院）、
地域センター病院（第二次保健医療福祉圏の中核医療機関：無医地区等への巡回診療機関）
総合病院（小児科病院）
老人福祉医療施設（特別養護老人ホーム、老人日帰り介護施設）

産業
・経済

商業/金融施設 スーパー・ショッピングセンター（総合的な品揃えができる大規模小売店舗 10,000m²以上）

リサイクル/処理施設 廃棄物処理施設（ごみ処理場）

文化
・余暇

余暇施設 広域公園（県立・市立総合公園）

文化施設 図書館（県立・市立中央）

（出典）新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告（2005、国土交通省）

多様な社会的サービスの持続的提供

地域において提供される社会的サービスは多種多様であり、これらを経営的観点から持続可能な形で提供するための条件はサービスの種類・サービスレベル毎に様々である。

主な社会的サービス（提供主体と内容）とその概ねのカバー圏域人口

カバー圏域人口 (注)	～5千人程度	～1万人程度	～5万人程度	～10万人程度	～30万人程度	30万人程度～
社会的サービス	福祉	児童福祉施設 [33,400] 老人福祉施設 [36,500]		知的障害者援護施設 [4,000]	身体障害者更生 援護施設 [2,200]	保護施設 [300] 婦人保護施設 [50]
	教育		幼稚園 [14,100] 小学校 [23,400] 中学校 [11,100]	高等学校 [5,400] 公立図書館 [2,700]	大学・短期大学 [1,200]	
	保健医療	一般診療所 [96,000] 歯科診療所 [65,800]		病院 [9,100] 救急告示病院 [4,300]		第三次救急医療施設 [180]
	警察		駐在所・交番 [13,800]		市町村保健センター [1,800] 警察署 [1,200]	保健所 [600] 警視庁・道府県警察本部 [50]
	防災	自主防災組織 [112,000]	婦人防災クラブ [14,400]	消防団 [3,500] 消防署出張所 [3,200] 水防団 [3,100]	消防署 [1,700]	消防本部 [880]
	郵便	郵便ポスト [188,400] ゆうパック取扱所 [53,200]	特定・簡易郵便局 [23,400]		普通郵便局 [1,300]	
	ごみ処理	一般ごみ回収 美化活動(ボランティア等)			ごみ焼却施設 [1,500] ごみ最終処分場 [2,000]	粗大ごみ処理施設 [700]
	商業	コンビニ [41,800]	食料品スーパー [17,700] 住関連スーパー [13,000]	大型スーパー [3,700]		百貨店 [360]
	文化娯楽	都市公園 [84,800] 公民館・集落センター		公立体育館 [6,100] 博物館・美術館 [3,700] 公立市民会館等 [3,100]	映画館 [1,900]	公立陸上競技場 [1,100]

- :主に行政がサービスを提供
- :主に民間がサービスを提供
- :主にコミュニティがサービスを提供
- :主に行政・民間の両者がサービスを提供

(注) 平成16年現在の総人口に対する全国の施設数〔 〕に概数標記)から概ねのカバー圏域人口を算定したものであり、地域的な分布状況の差異については考慮していない。

出典)厚生労働白書、学校教育基本調査(文部科学省)、警察白書、消防白書、防災白書、日本の廃棄物処理(環境省)、情報通信白書、商業統計表(経済産業省)、特定サービス産業実態調査(経済産業省)、公共施設状況調((財)地方財務協会)をもとに国土交通省国土計画局作成

バイエルン州発展プログラムに示されている中心都市に備えるべき機能

ドイツ・バイエルン州では都市を人口規模等により上位～小中心地までランク分けし、各中心地の備えるべき都市機能を設定し、州内の適正な都市配置を実現しようとしている。

区分		上位中心地	中位中心地	下位中心地	小中心地
中心地の数		31	165	156	-
人口規模		特に基準なし	3万以上	1万～3万	5千以上
圏域規模		特に基準なし	30km以内	15km以内	10km以内
備えるべき施設	行政	地方裁判所			
		郡行政官庁、簡易裁判所、 税務所、労働局			
		警察署			
		行政組合庁舎			
	医療	病院	*1	*2	
		開業医*3(一般医、歯科医、 専門医)、薬局			
	教育	専門大学、単科大学、総合 大学			
		成年教育施設、実科学校、 ギムナジウム(進学学校)、 職業学校			
		基幹学校(基礎学校修了後 の5学年から9学年まで)			
		基礎学校(4年制小学校)			
	交通	遠距離鉄道停車駅			
		鉄道駅			
	社会	バス停留所(一日に最低3往 復する路線)			
		老人ホーム			
	一般	デイケア施設			
		郵便局			
	銀行、貯蓄銀行*4				

*1 高度な治療のできる病院

*2 一般的な治療と入院のできる病院

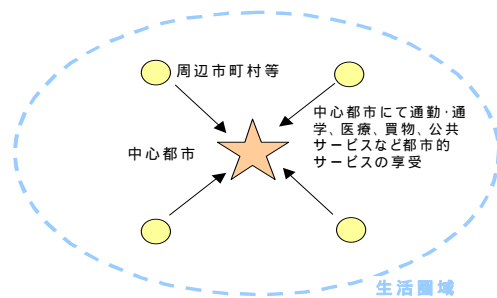
*3 開業医は外来医療サービスを行う。全般的な診療を行う一般医と、眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科などの特定の診療を行う専門医、歯科医からなる。

*4 自治体が債務保証を行う公営の銀行で、貯蓄預金の中では大きなシェアを占めている。

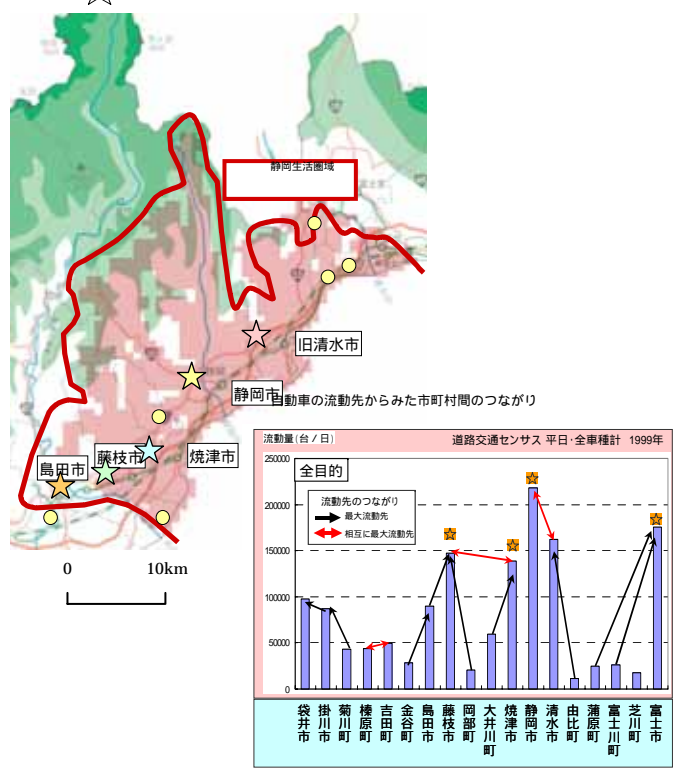
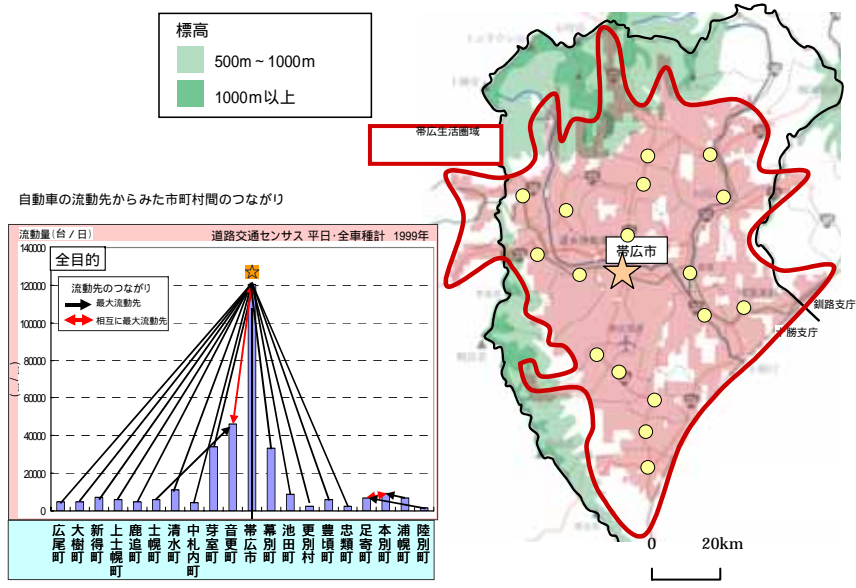
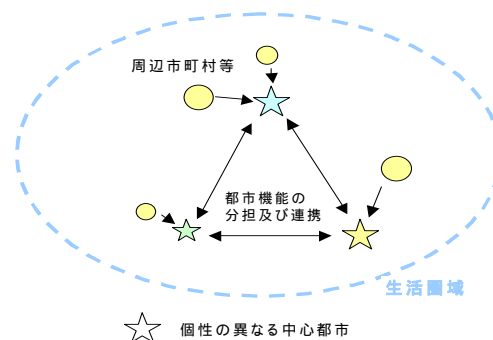
(出典) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告(2005、国土交通省)

中心都市一極集中構造と複数都市相互補完構造

都市機能等が中心都市に一極集中している構造（モノセントリック）



複数の都市が相互に機能を補完し合う構造（ポリセントリック）

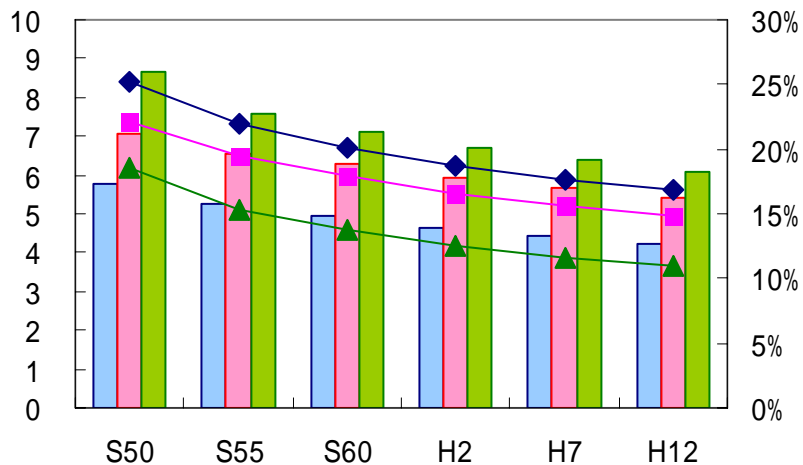


(出典) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告 (2005、国土交通省)

衰退する中心市街地

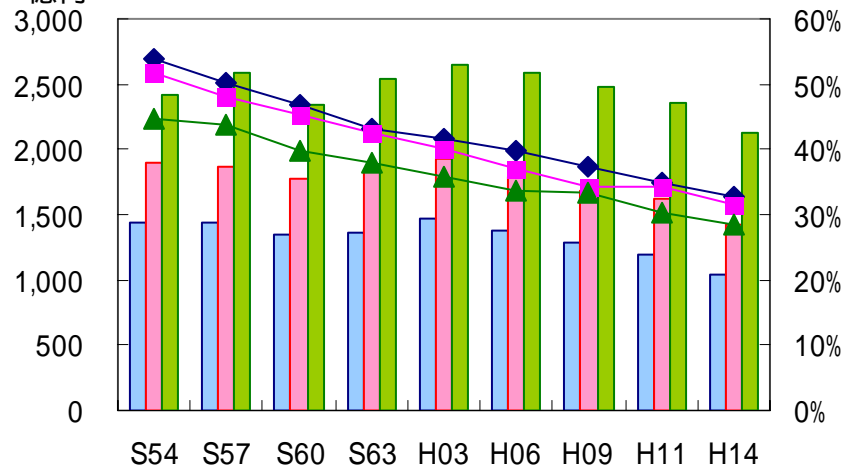
都市人口規模別の中心部の人口の推移(平均)

万人



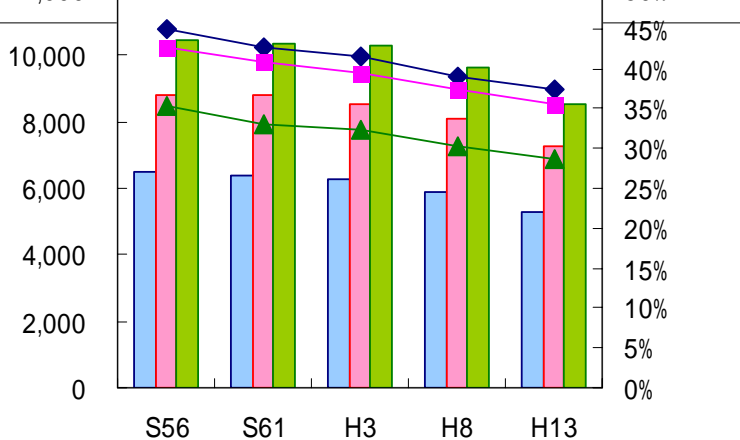
都市人口規模別の中心部の販売額の推移(平均)

億円



都市人口規模別の中心部の事業所数の推移(平均)

事業所数



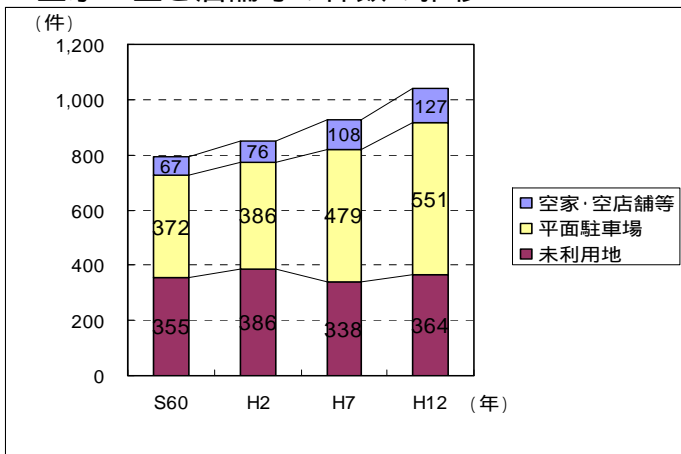
■ 20~30万人 (実数) ■ 30~50万人 (実数) ■ 50万人以上 (実数)
◆ 20~30万人 (割合) ◆ 30~50万人 (割合) ◆ 50万人以上 (割合)

三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以外の地域における人口20万人以上の都市（政令指定都市を除く）を対象として国勢調査、事業所・企業統計調査及び商業統計調査を集計。

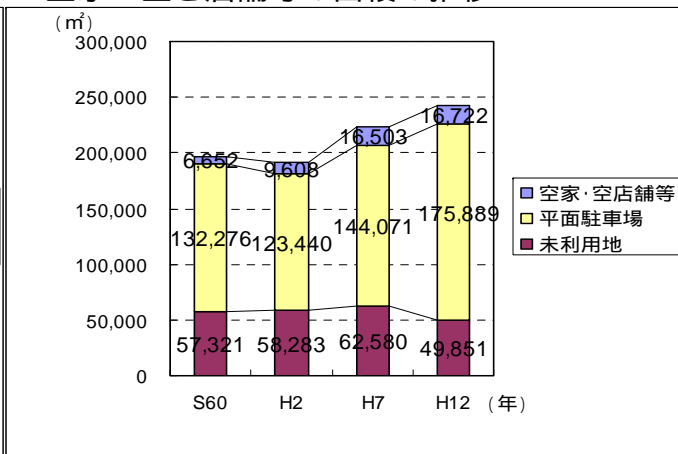
過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

中心市街地における低未利用地・空家の増加

空家・空き店舗等の件数の推移



空家・空き店舗等の面積の推移

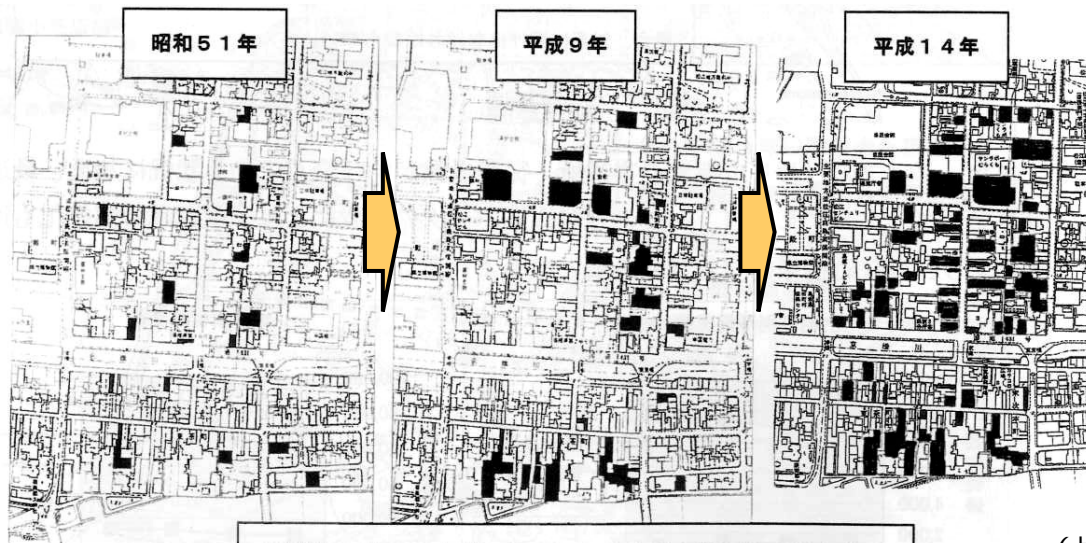


・全国から応募のあった20都市から調査目的に適合する7地区（日立市、本庄市、木更津市、甲府市、高山市、犬山市、直方市）を選定し、調査地区自治体ヒアリング等をもとに昭和60年から平成12年までの15年間の低・未利用地の変遷状況を把握。

・「中心市街地」：各地区における区域を土地・水資源局にて20ha前後に絞り込んだ区域
 ・「低・未利用地」：更地、遊休化した工場、駐車場など、有効に利用されていない土地（仮設の展示場や商店街の空店舗、密集市街地内の空家等を含む）

低・未利用地の利用状況の変遷に関する経年的実態調査（平成12年度 国土交通省土地・水資源局）より国土交通省都市・地域整備局作成

松江市中心市街地の低未利用地の増大状況



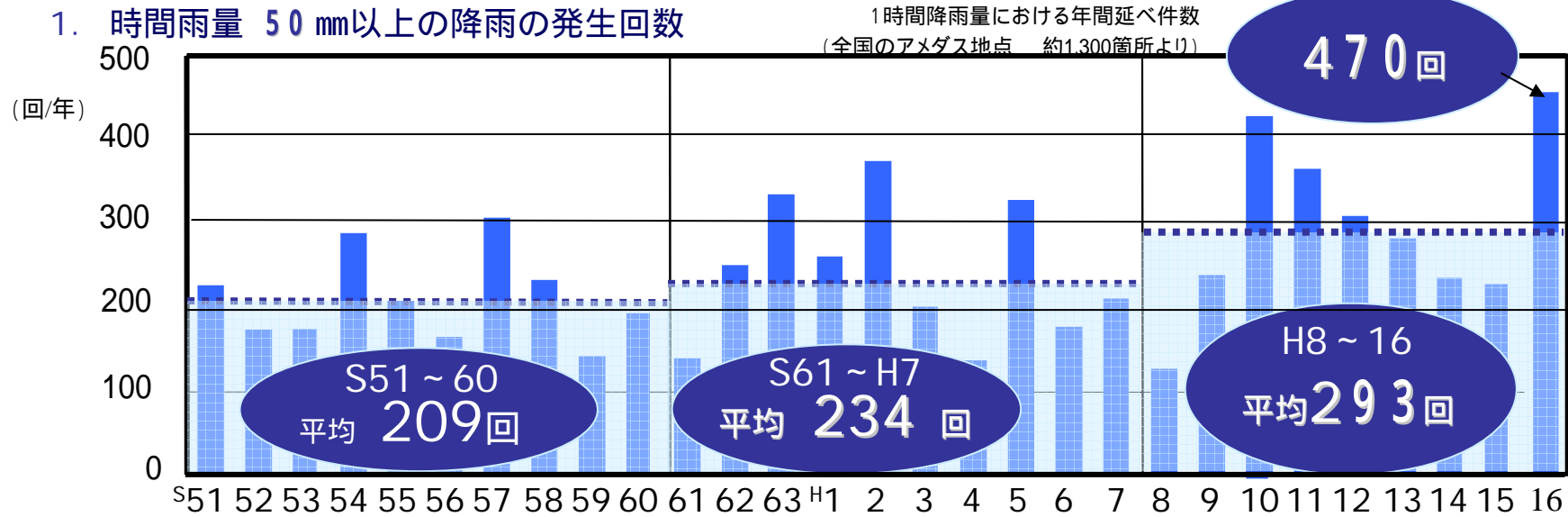
南殿町、京店、東茶町地区における低未利用地の増大状況
 【低未利用地：空き地、空き店舗、空家、平置き駐車場】

松江市中心市街地活性化基本計画（平成14年改訂）より
 国土交通省都市・地域整備局作成

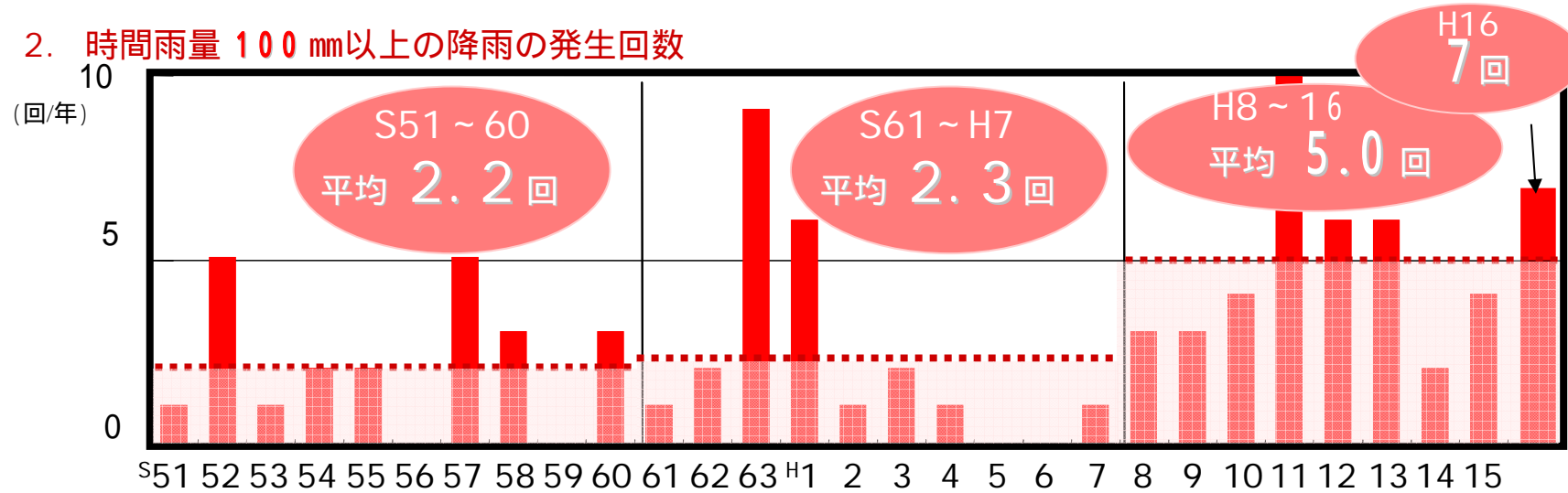
（出典）中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザー会議報告書（2005、国土交通省）

集中豪雨の頻発

1. 時間雨量 50 mm以上の降雨の発生回数



2. 時間雨量 100 mm以上の降雨の発生回数



(出典) 国土交通省河川局資料

大規模地震発生の切迫

東海地震をはじめとし、各地域において大規模地震の切迫性が報告されている。

【海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率】

～参考～
【今後30年間で遭遇する確率】
 (地震調査委員会事務局の資料から)
 交通事故で死亡...約 0.2%
 交通事故でけが...約 20%
 火災で死傷...約 0.2%
 火災に被災...約 2%

与那国島周辺
 (M7.8程度) **30%**

佐渡島北方沖
 (M7.8程度) **6%**

安芸灘～豊後水道
 (M6.7～7.4)
40%

日向灘 (M7.6前後)
10%

南海 (M8.4前後)
50%

東南海 (M8.1前後)
60%

東海 (M8.0程度)
86%

北海道北西沖
 (M7.8程度)
0.1%

秋田県沖
 (M7.5程度)
3%

三陸沖 南部海溝寄 (M7.7前後)
70～80%

三陸沖～房総沖
 ・津波型 (M8.2前後) **20%**
 ・正断層型 (M8.2前後) **7%**

元禄型関東地震
 (M8.1程度) **0%**

南関東 (M6.7～7.2程度)
70%

大正型関東地震 (M7.9程度)
0.9%

根室沖 (M7.9程度)
40%

十勝沖 (M8.1前後)
0.5%

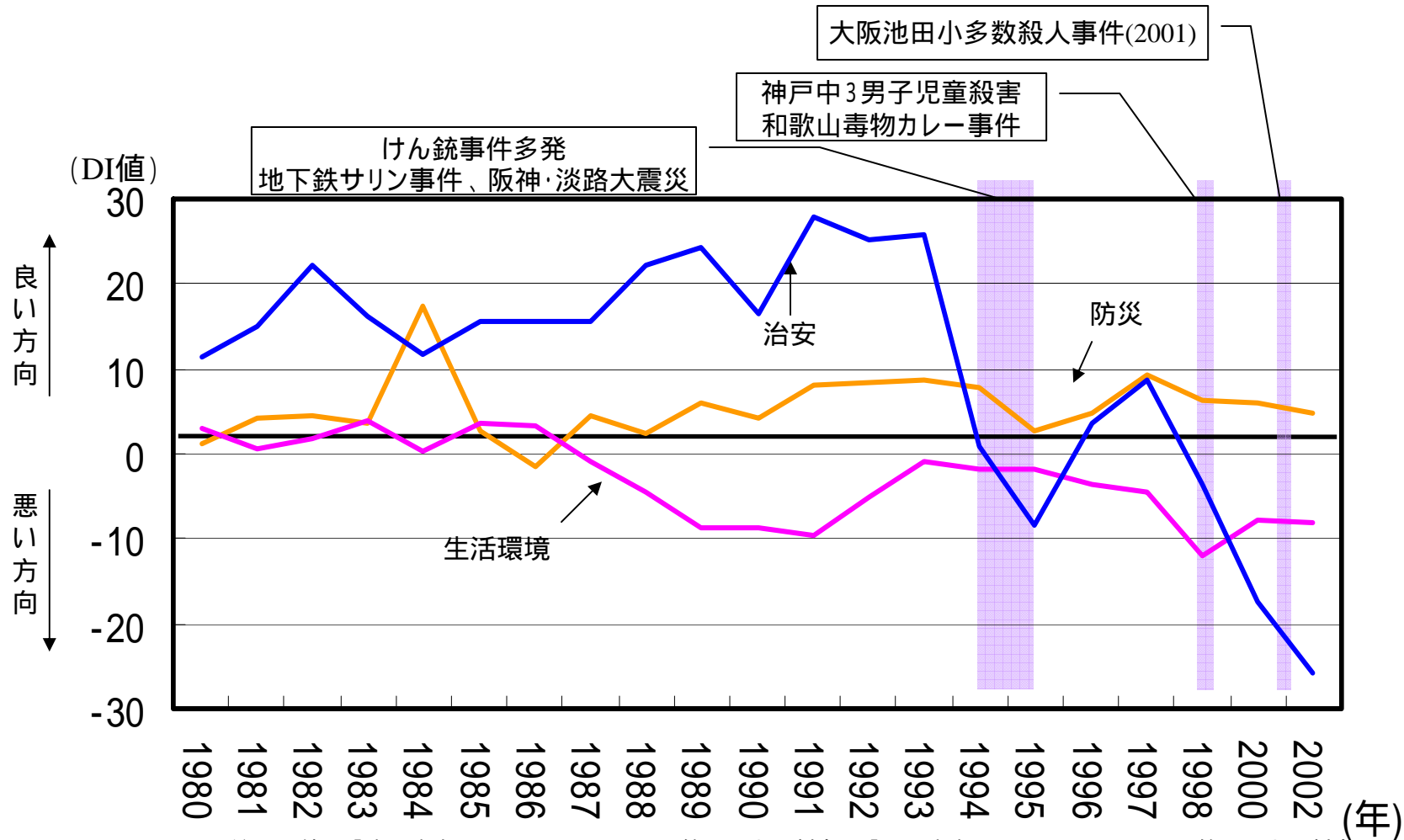
三陸沖 北部
 (M8.0前後) **7%**
 (M7.1～7.6) **90%**

宮城県沖 (M7.5前後)
99%

【原典】
 地震調査研究推進本部の資料を加工して作成

生活環境、治安、防災の分野に対する社会意識

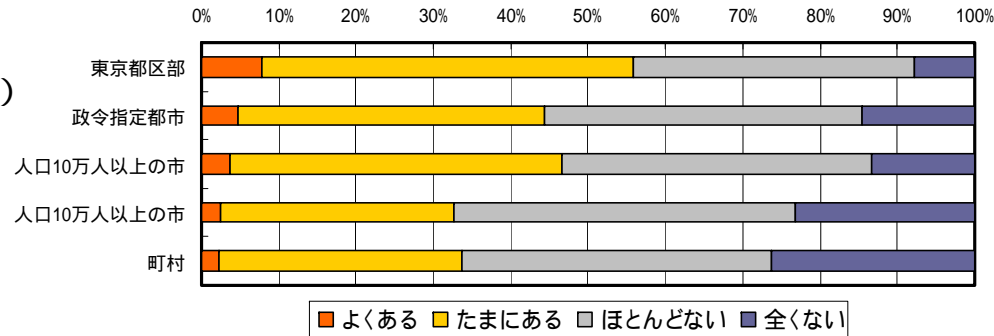
「生活環境」については悪い方向へ向かっていると感じる人がゆるやかに増えている。「治安」については94年以降急速に、悪い方向に向かっていると感じる人が増えている。「防災」についてはほぼ横ばい。



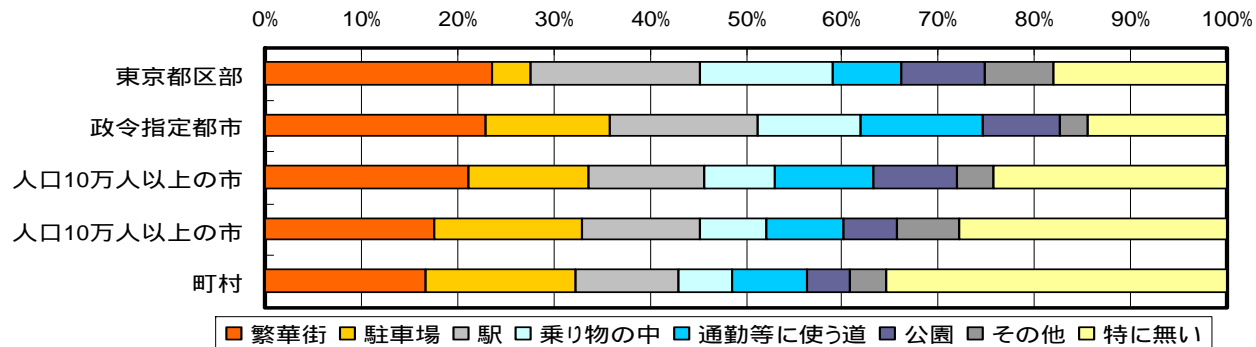
(注) DI値 = 「良い方向に向かっている」と回答した人の割合 - 「悪い方向に向かっている」と回答した人の割合として算出
(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」S55.12 ~ H14.12より国土交通省国土計画局作成

犯罪に対する不安感

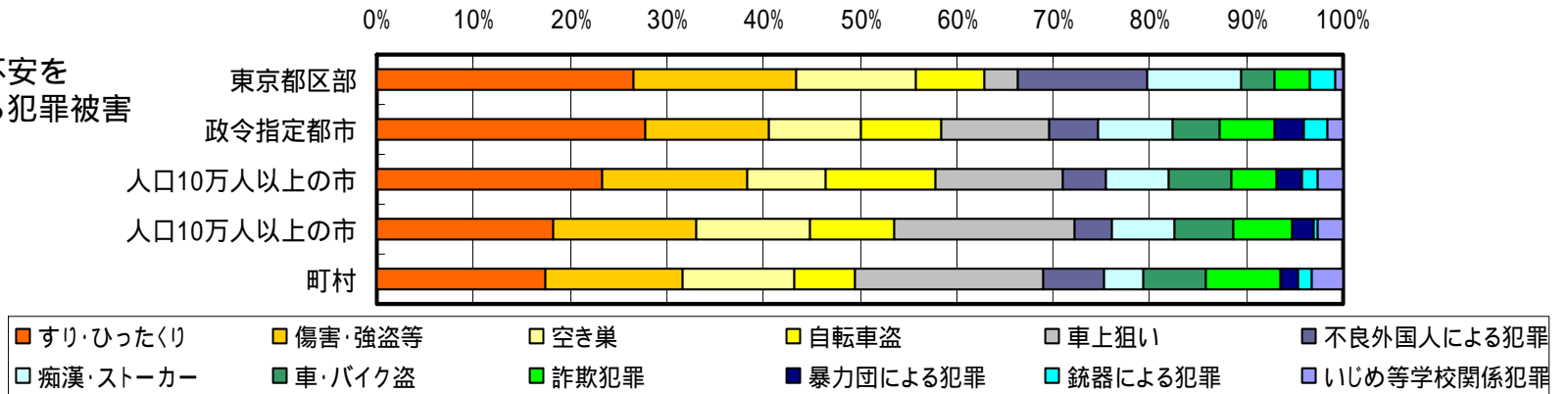
自分が犯罪被害に会いそうな不安について（都市規模別）



自分が被害に会いそうな不安を感じる場所について



日常行動範囲で不安を感じる犯罪被害（自分自身）



（出典）財団法人社会安全研究財団「犯罪に対する不安感等に関する世論調査」（H14.3）より国土交通省国土計画局作成

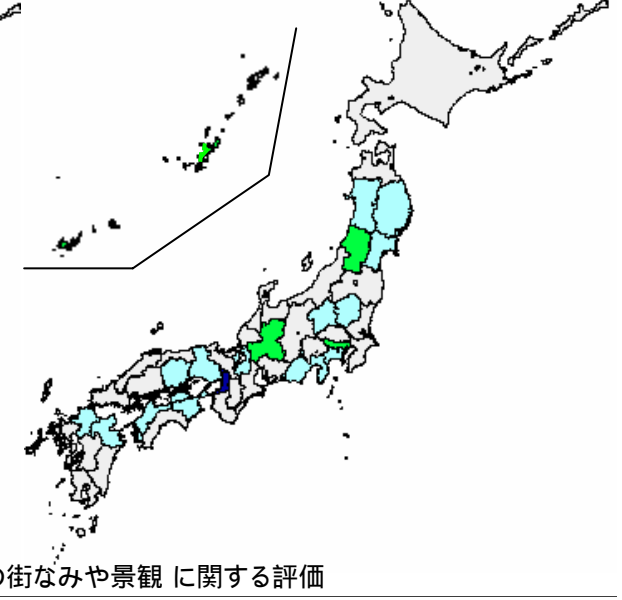
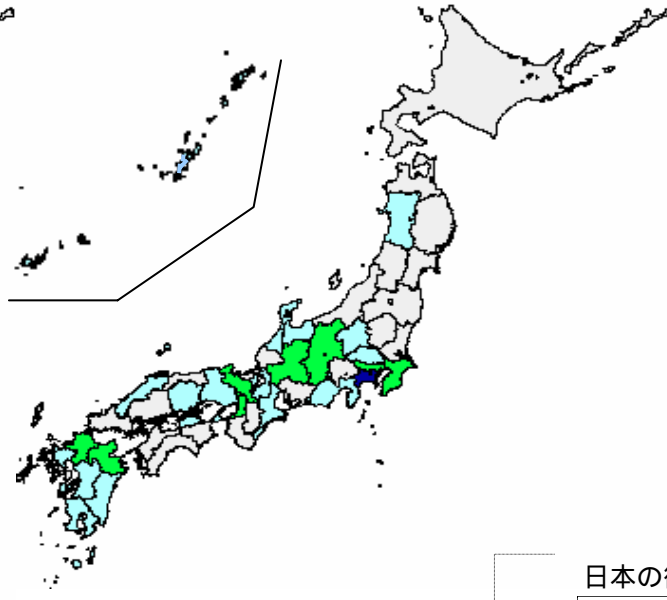
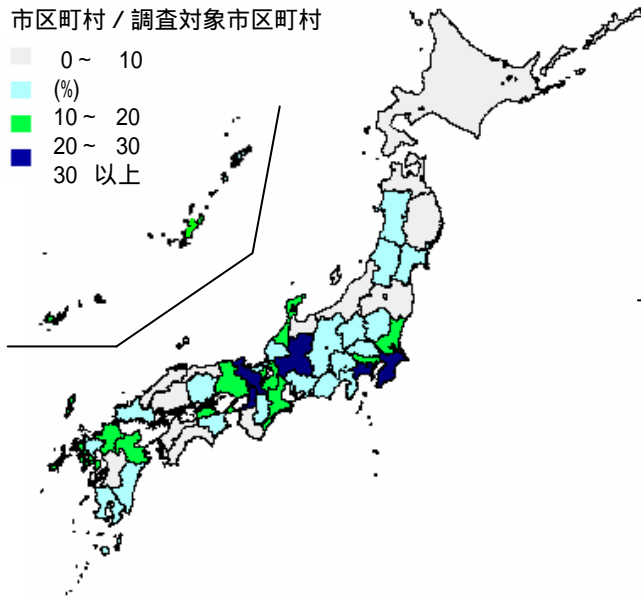
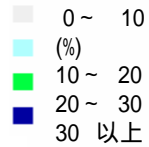
景観の保全・形成への取組動向

住環境の保全等 を目的とした条例
を制定する市区町村割合

自然環境の保全等 を目的とした条例
を制定する市区町村割合

景観の保全・形成 を目的とした条例
を制定する市区町村割合

該当内容の条例を制定している
市区町村 / 調査対象市区町村



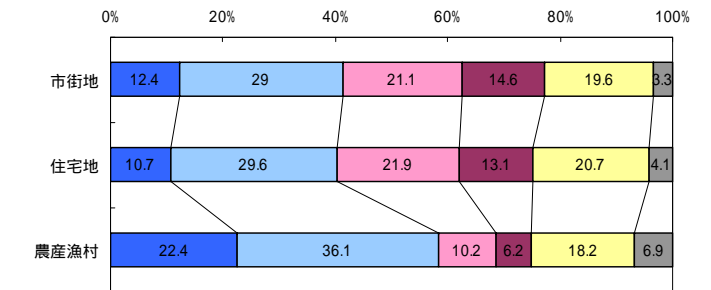
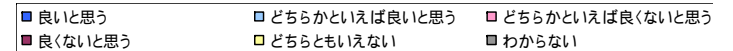
(出典) まちづくり条例研究センターHP (<http://www.machiken.gr.jp/>) より国土計画局作成

- (注) 1. 調査は、2000年1月～3月に全国の政令指定都市を除く3,240市区町村を対象に条例の制定状況、目的等についてアンケート形式による調査を行ったもの(回収できた市区町村は1,962(回収率60.6%)).
2. 各条例割合は独自条例のみによる。
独自条例: 自治体が地方自治法(条例制定権)を根拠として制定している条例。
参考) 委任条例: 都市計画法や建築基準法等の個別法に位置づけられた条例。

(出典) 国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」(H16)より国土交通省国土計画局作成

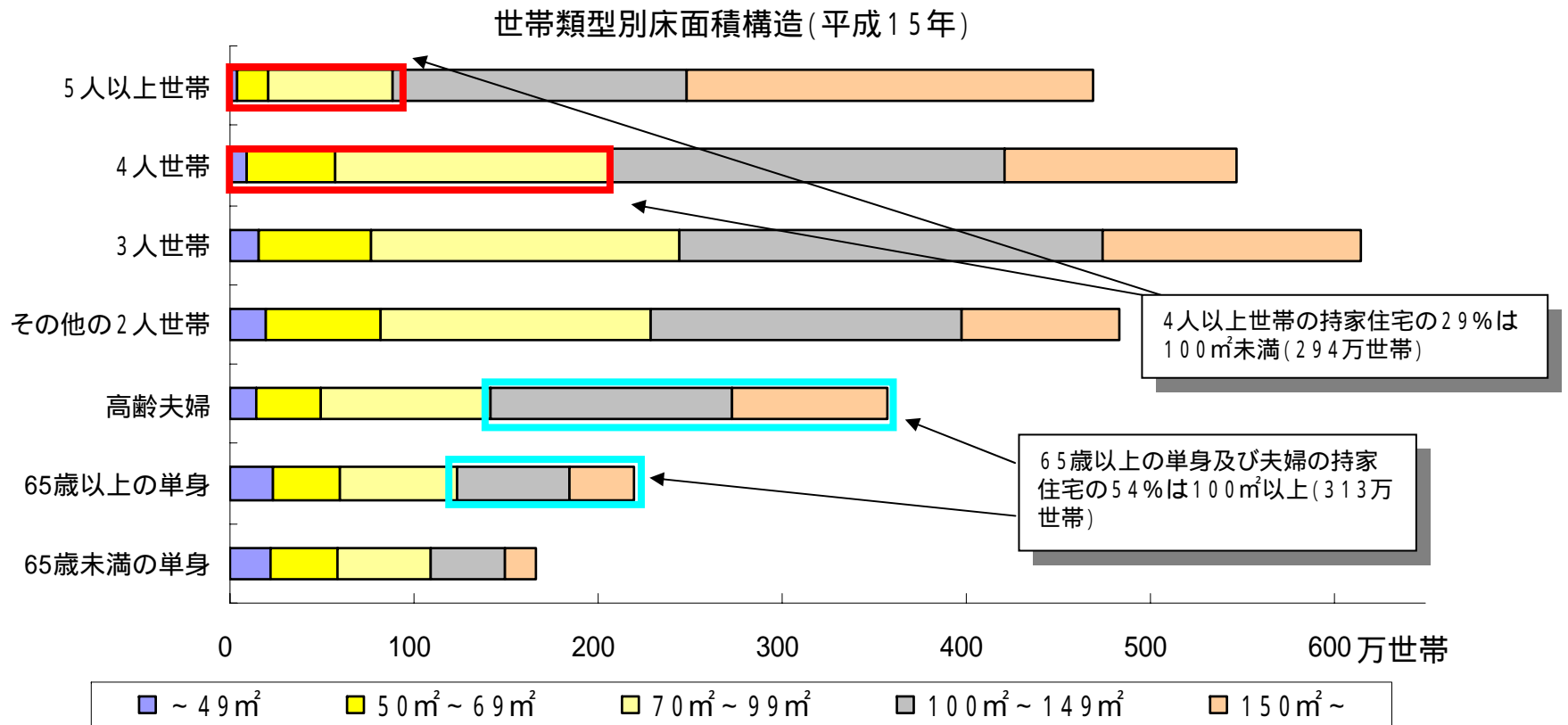
- (注) 1. 調査は、2004年1月に全国の市区町村に居住する20歳以上の男女3,000名を無作為抽出し、訪問面接により実施。有効回答は2,174人(72.5%)。

日本の街なみや景観に関する評価



住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ

65歳以上の単身及び夫婦の持ち家世帯の54%が100㎡以上の広い住宅に住む一方で、4人以上家族の29%が100㎡未満の住宅に住むなど、住宅ストックと居住ニーズのミスマッチが見られる。



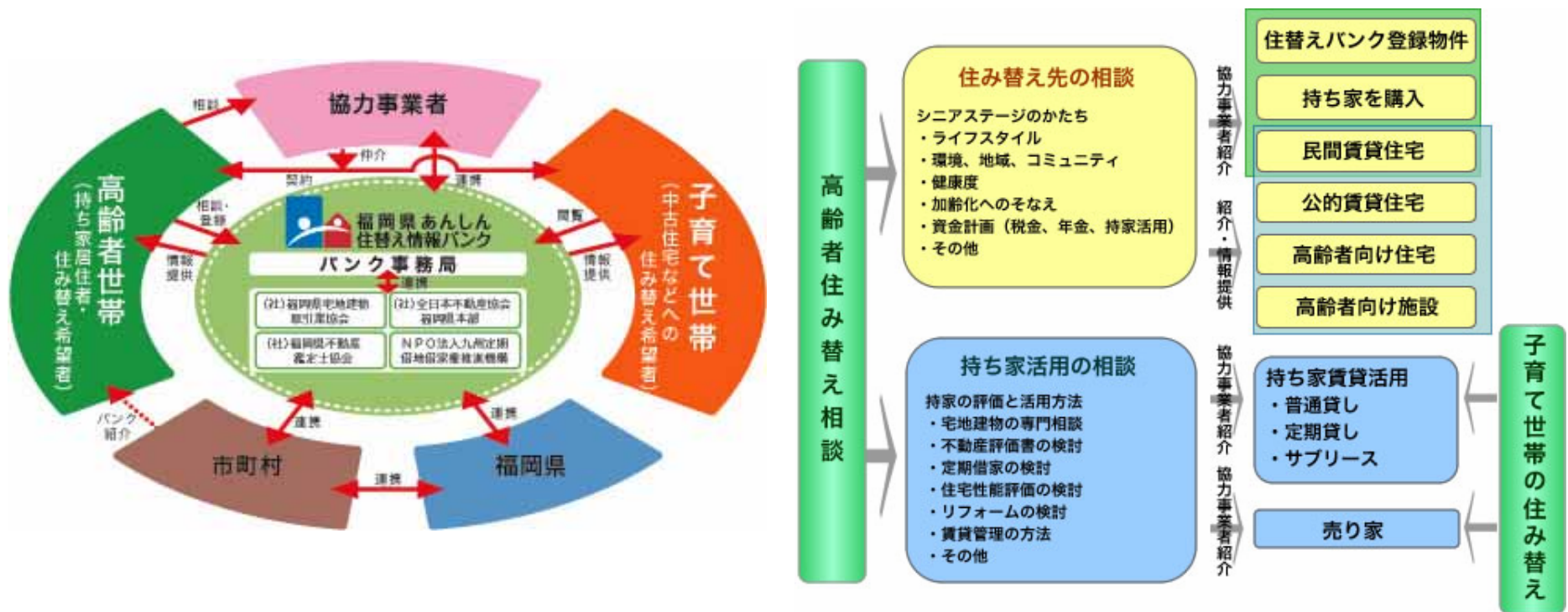
資料)平成10・15年 住宅・土地統計調査【総務省・統計局】(居住室の畳数からの推計値)

(資料)平成10年、15年 住宅・土地統計調査(居住室の畳数からの推計値)
 (出典)社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」

ライフステージに応じた住み替え円滑化の例（福岡県あんしん住替え情報バンク）

郊外のベッドタウンなどに居住する高齢者世帯のなかには、家族構成の変化や加齢による身体能力の低下などから、「住宅が広すぎて維持管理が大変」、「病院の近くの便利なところへ引っ越したい」など、より利便性の高い都心部などへの住み替え意向を持っている場合がある一方、比較的狭い賃貸住宅に居住している子育て世帯は、子育てに適した環境の住宅を求めている。また、価値観の多様化から住まいに対する意識も変化しつつあり、必ずしも新築にこだわらないという方も増えており、中古住宅の需要も高まっている。

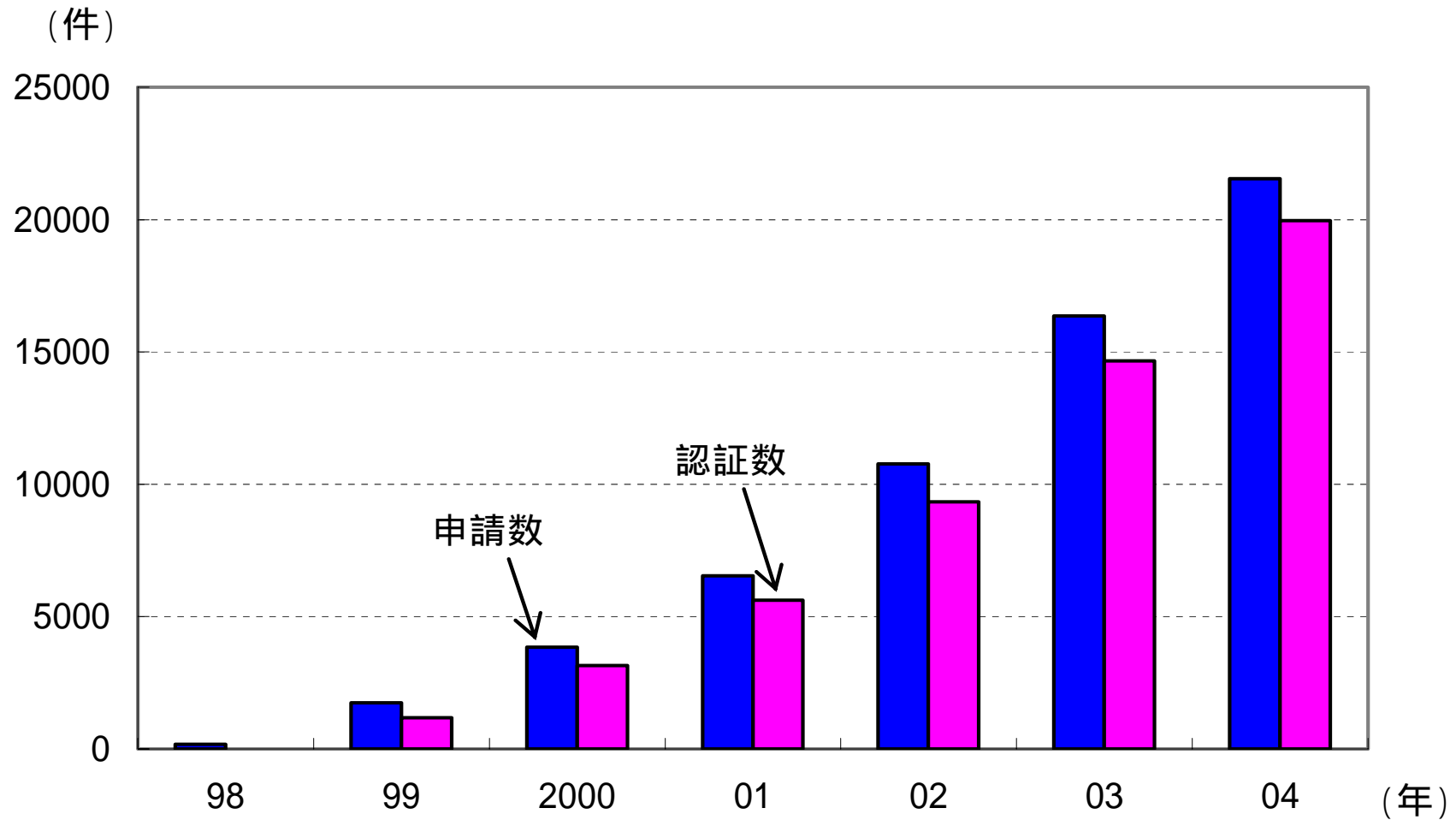
このようなことから、高齢者世帯等の住み替えの円滑化を図り、住み替えた後の空き家の有効利用を図るため、福岡県あんしん住替え情報バンクを設立し、住み替えに関する様々な相談を受け、適切な住まいに関する情報提供を行うために、関係団体と連携を図り、趣旨に賛同し協力する宅地建物取引業者を「協力事業者」として登録し、実際の不動産売却などに際して、この協力事業者をご紹介できる体制を整えている。



出典：福岡県あんしん住替え情報バンクHP (<http://sumikae-bank.jp/index.html>)

NPO法人数の推移

NPO法人数は増加しており、2004年末現在で約2万法人となっている。

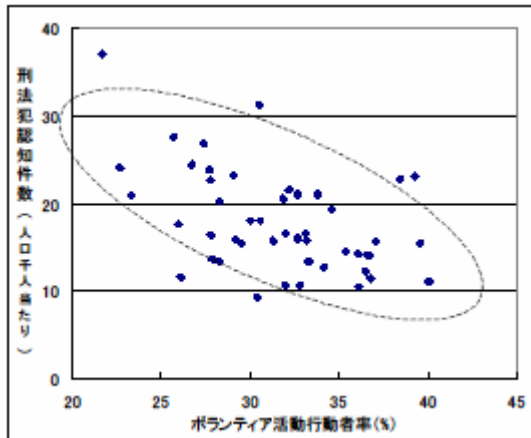


(出典) 内閣府ホームページ(NPO関連ホームページ:「都道府県別申請数・認証数」)
(注) 特定非営利活動促進法に基づいて申請し、認証されたNPO法人の数。各年末の累積件数

ボランティア活動をはじめとする市民活動の社会的意義

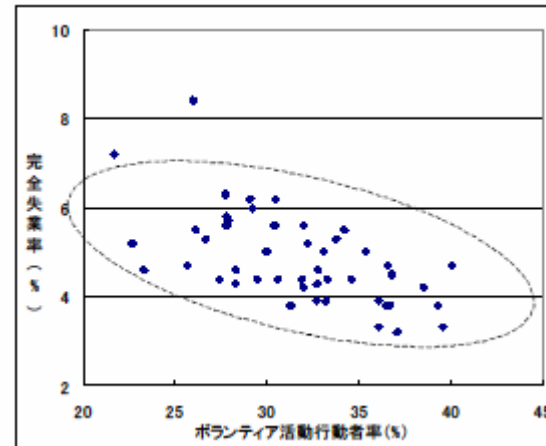
ボランティア活動の活発な地域は、他の地域と比べて、例えば、犯罪発生率が概して低い傾向にあり、失業率もまた同様である。また出生率が高い傾向にあるといった傾向がみられる。

ボランティア活動行動者率と犯罪発生率



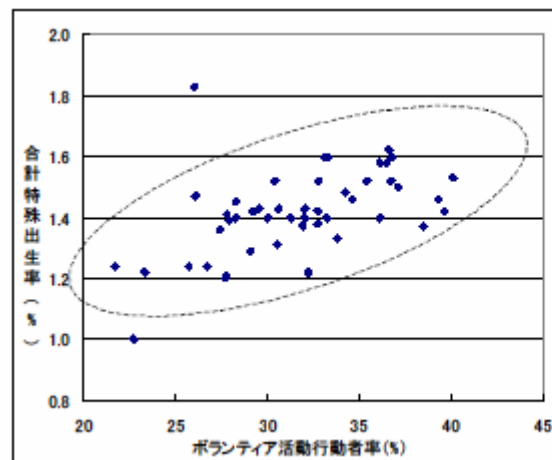
(データ出所)
ボランティア活動参加者率: 総務省統計局「社会生活基本調査 2001 年」
刑法犯認知件数: 警察庁刑事局「犯罪統計書 2001 年」

ボランティア活動行動者率と失業率



(データ出所)
ボランティア活動参加者率: 同上
失業率: 総務省統計局「労働力調査 2001 年」

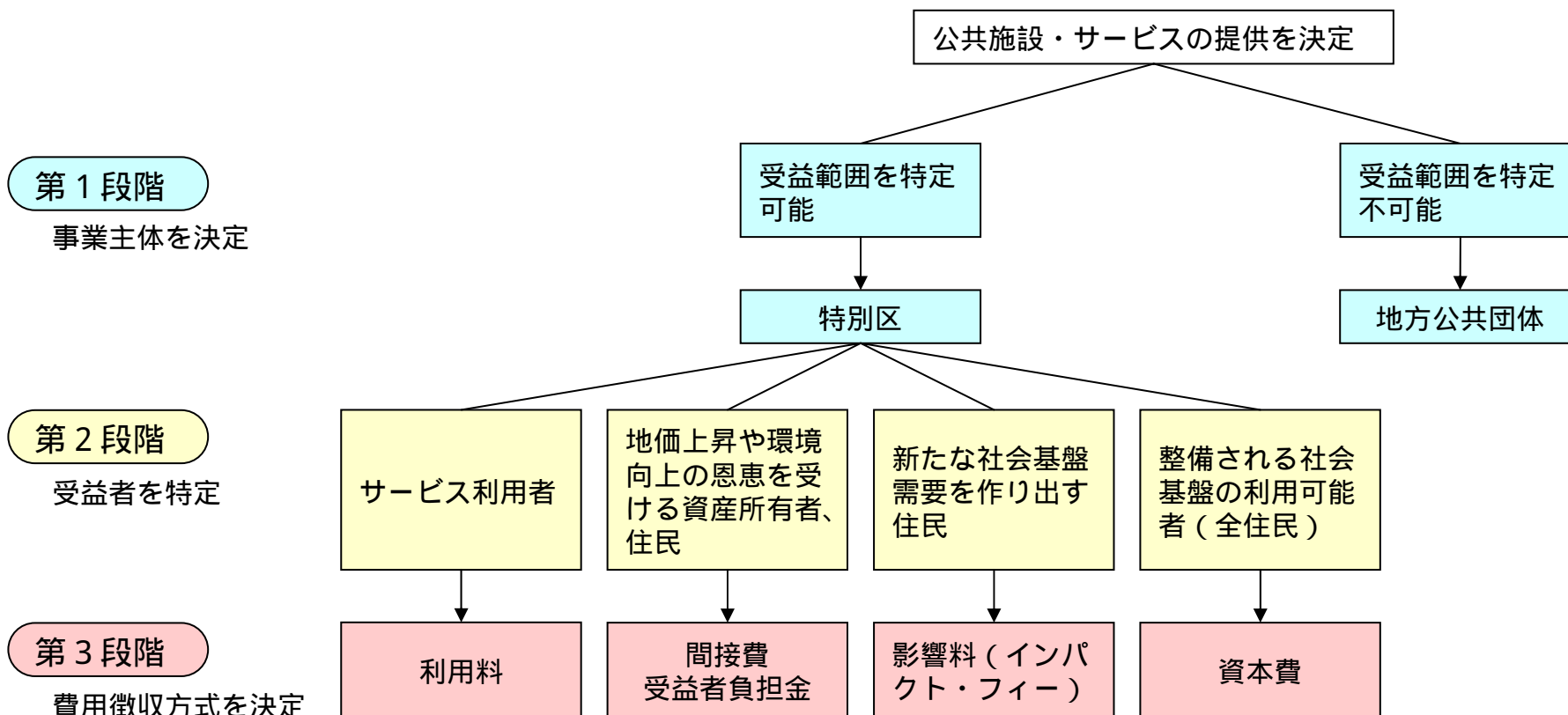
ボランティア活動行動者率と出生率



(データ出所)
ボランティア活動参加者率: 同上
出生率: 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態調査 2001 年」

アメリカの受益者負担による財源調達の方

アメリカでは、19世紀以来、受益が一部のみに限定されるような公共施設の整備については、原則として特別負担金を課して、受益者負担による財源調達が行われている。特別負担金を課す場合には、課金を行う範囲を明確化するために、しばしば特別負担金地区が設置される。



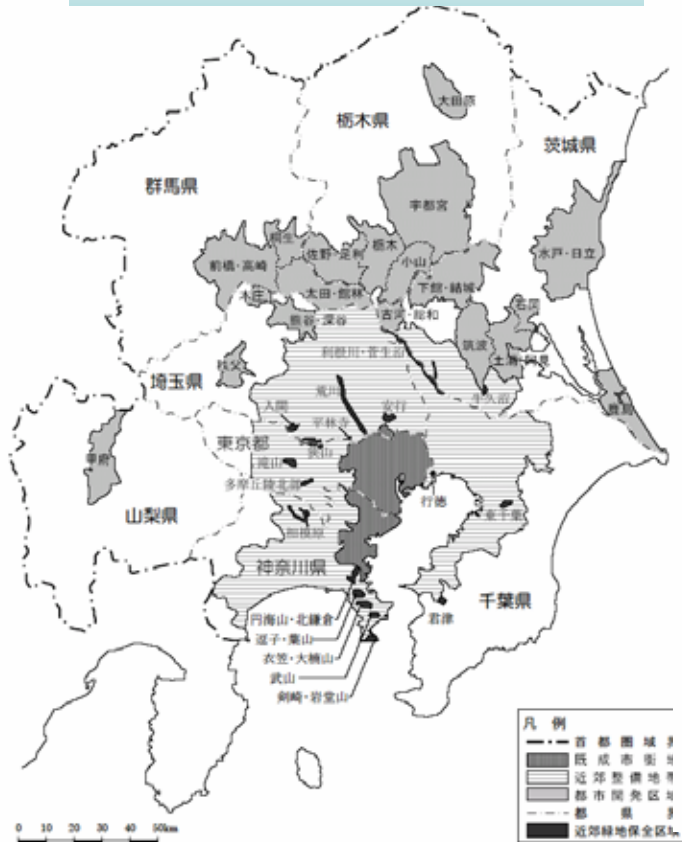
Porter Douglas R., "Special Districts : A Useful Technique for Financing Infrastructure, second edition," P.26をもとに著者作成

(出典) 欧米のまちづくり・都市計画制度 ((財)民間都市開発推進機構都市研究センター編集、2004.6、ぎょうせい)

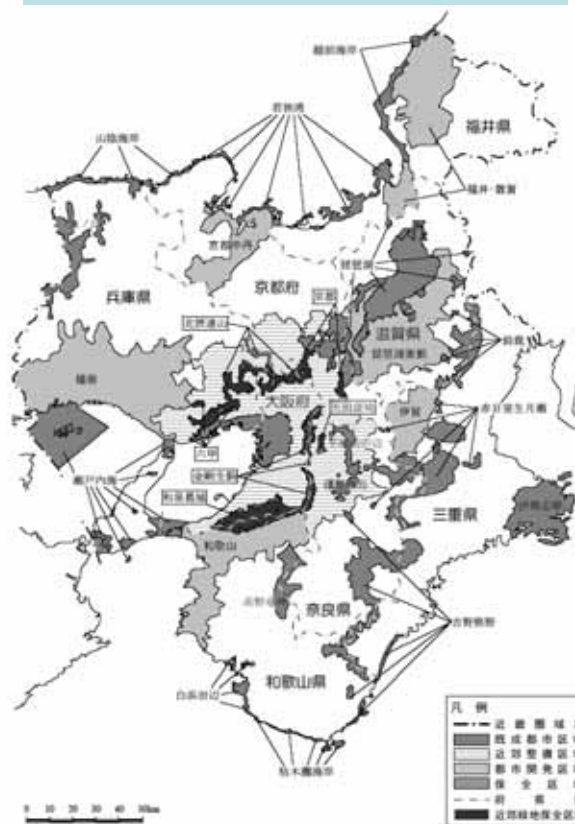
大都市圏整備に係る制度について(政策区域)

- **既成市街地等** ...産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域
- **近郊整備地帯等** ...既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
- **都市開発区域** ...既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、国土交通大臣が工業都市、住宅都市その他の都市として発展することを適当として指定する区域

首都圏(昭和32年12月～)



近畿圏(昭和40年5月～)



中部圏(昭和43年11月～)



首都圏の政策区域に関する諸制度の概要

	都市計画		工業団地	財特	税制
既成市街地	都道府県が定める都市計画の範囲の拡大 (用途地域等) 線引き義務	都道府県が定める都市計画の大臣同意			事業用資産の買換特例 < 追出 > 事業所税 市街化区域内農地に対する宅地並み課税
近郊整備地帯	開発許可の規模要件の厳格化		工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画	都府県に対する起債充当率のかさ上げ 都府県に対する利子補給 市町村に対する補助率のかさ上げ	中高層耐火共同住宅建設のための土地等の買換・交換特例
都市開発区域					事業用資産の買換特例 < 受入 > 固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 特別土地保有税の非課税

このほか、首都高は首都圏整備法に基づき基本計画を定める(首都高法第30条第1項)

大都市圏整備に係る制度について(業務核都市)

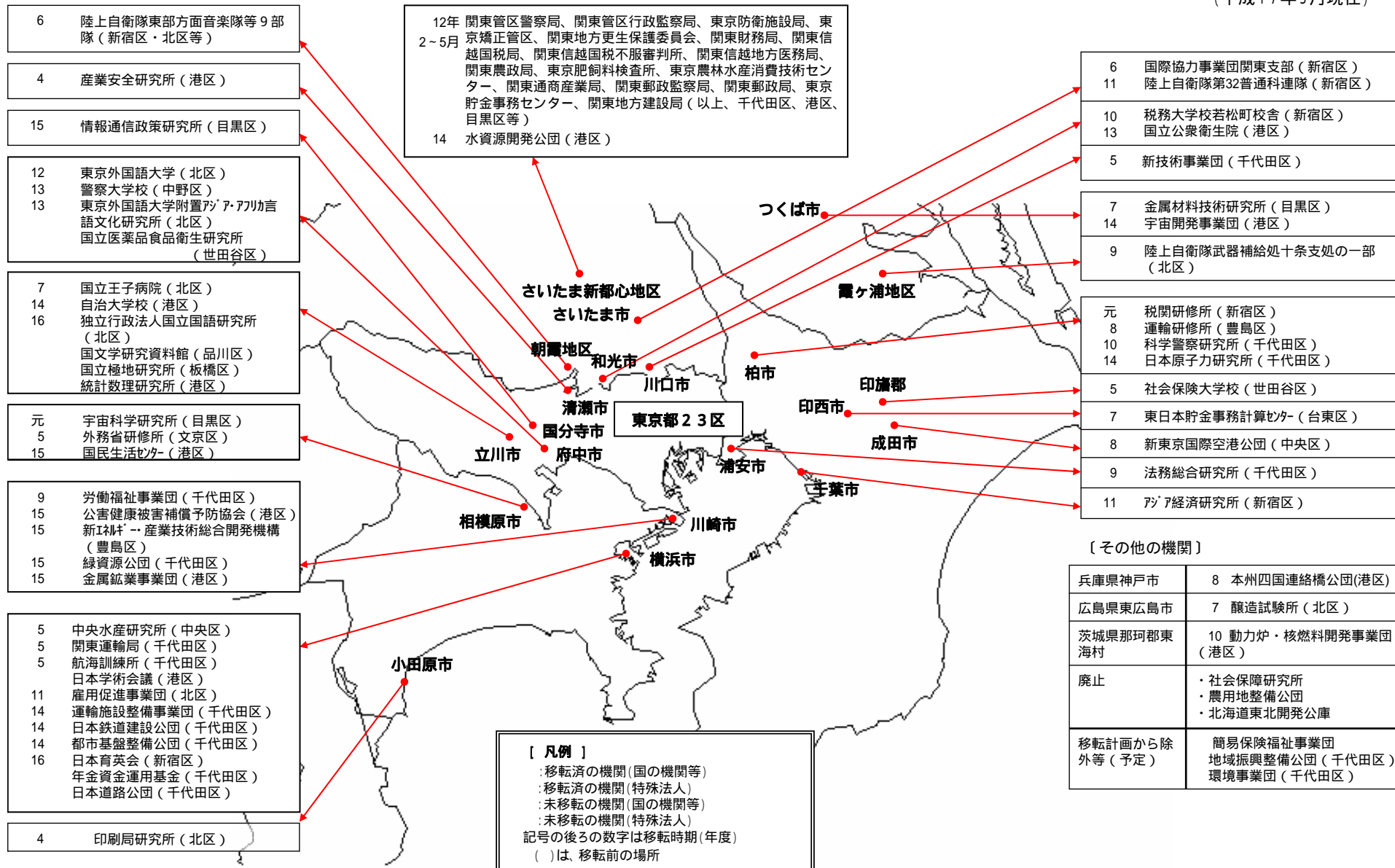
- ・業務核都市...東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域。
< 多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月法律第83号) >

業務核都市の配置



国の行政機関等の移転

(平成17年5月現在)



12年 関東管区警察局、関東管区行政監察局、東京防衛施設局、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、関東財務局、関東信越国税局、関東信越国税不服審判所、関東信越地方医務局、関東農政局、東京肥飼料検査所、東京農林水産消費技術センター、関東通商産業局、関東郵政監察局、関東郵政局、東京貯金事務センター、関東地方建設局（以上、千代田区、港区、目黒区等）
14 水資源開発公団（港区）

6 陸上自衛隊東部方面音楽隊等9部隊（新宿区・北区等）

4 産業安全研究所（港区）

15 情報通信政策研究所（目黒区）

12 東京外国語大学（北区）
13 警察大学校（中野区）
13 東京外国語大学附置アジア・アフリカ言語文化研究所（北区）
国立医薬品食品衛生研究所（世田谷区）

7 国立王子病院（北区）
14 自治大学校（港区）
16 独立行政法人国立国語研究所（北区）
国文学研究資料館（品川区）
国立極地研究所（板橋区）
統計数理研究所（港区）

元 宇宙科学研究所（目黒区）
5 外務省研修所（文京区）
15 国民生活センター（港区）

9 労働福祉事業団（千代田区）
15 公害健康被害補償予防協会（港区）
15 新工業→産業技術総合開発機構（豊島区）
15 緑資源公団（千代田区）
15 金属鉱業事業団（港区）

5 中央水産研究所（中央区）
5 関東運輸局（千代田区）
5 航海訓練所（千代田区）
日本学術会議（港区）
11 雇用促進事業団（北区）
14 運輸施設整備事業団（千代田区）
14 日本鉄道建設公団（千代田区）
14 都市基盤整備公団（千代田区）
16 日本育英会（新宿区）
年金資金運用基金（千代田区）
日本道路公団（千代田区）

4 印刷局研究所（北区）

6 国際協力事業団関東支部（新宿区）
11 陸上自衛隊第32普通科連隊（新宿区）
10 税務大学校若松町校舎（新宿区）
13 国立公衆衛生院（港区）
5 新技術事業団（千代田区）

7 金属材料技術研究所（目黒区）
14 宇宙開発事業団（港区）
9 陸上自衛隊武器補給処十条支処の一部（北区）

元 税関研修所（新宿区）
8 運輸研修所（豊島区）
10 科学警察研究所（千代田区）
14 日本原子力研究所（千代田区）

5 社会保険大学校（世田谷区）

7 東日本貯金事務計算センター（台東区）

8 新東京国際空港公団（中央区）

9 法務総合研究所（千代田区）

11 アジア経済研究所（新宿区）

〔その他の機関〕

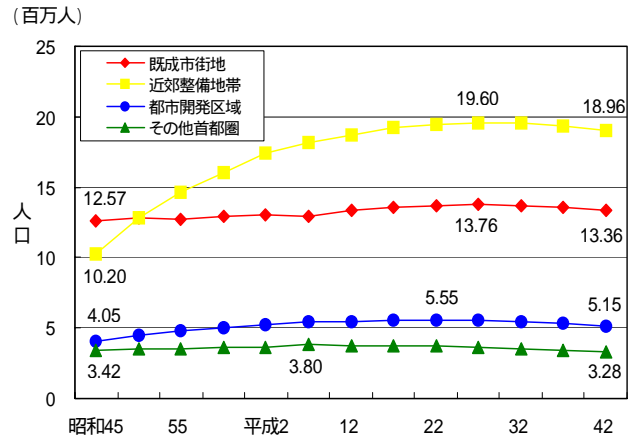
兵庫県神戸市	8 本州四国連絡橋公団(港区)
広島県東広島市	7 醸造試験所(北区)
茨城県那珂郡東海村	10 動力炉・核燃料開発事業団(港区)
廃止	・ 社会保障研究所 ・ 農用地整備公団 ・ 北海道東北開発公庫
移転計画から除外等(予定)	簡易保険福祉事業団 地域振興整備公団(千代田区) 環境事業団(千代田区)

〔凡例〕
 : 移転済の機関(国の機関等)
 : 移転済の機関(特殊法人)
 : 未移転の機関(国の機関等)
 : 未移転の機関(特殊法人)
 記号の後ろの数字は移転時期(年度)
 ()は、移転前の場所

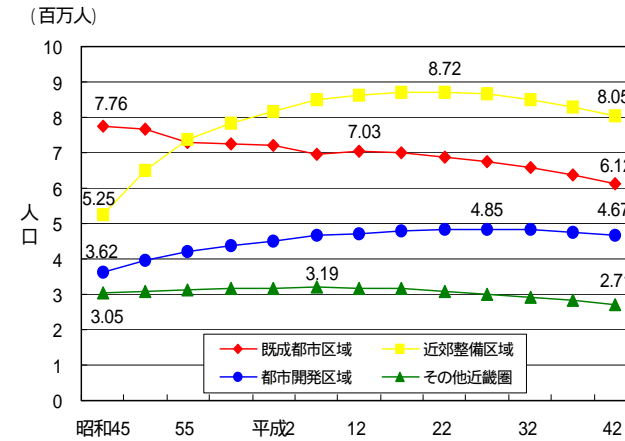
三大都市圏の人口推移

近畿圏及び中部圏の既成市街地では、人口はすでにピークアウトしている。
首都圏の既成市街地についても、間もなく収束する見込みである。

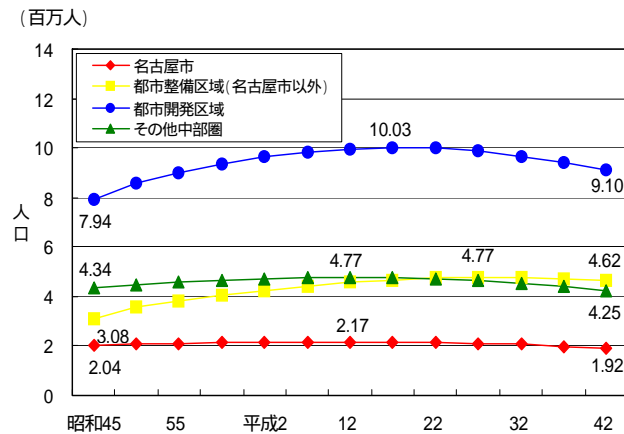
首都圏



近畿圏



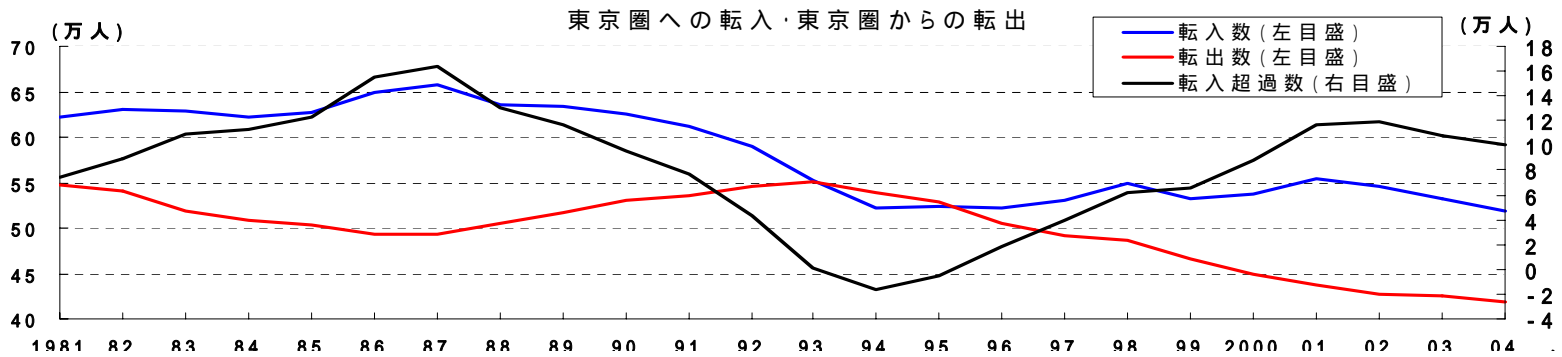
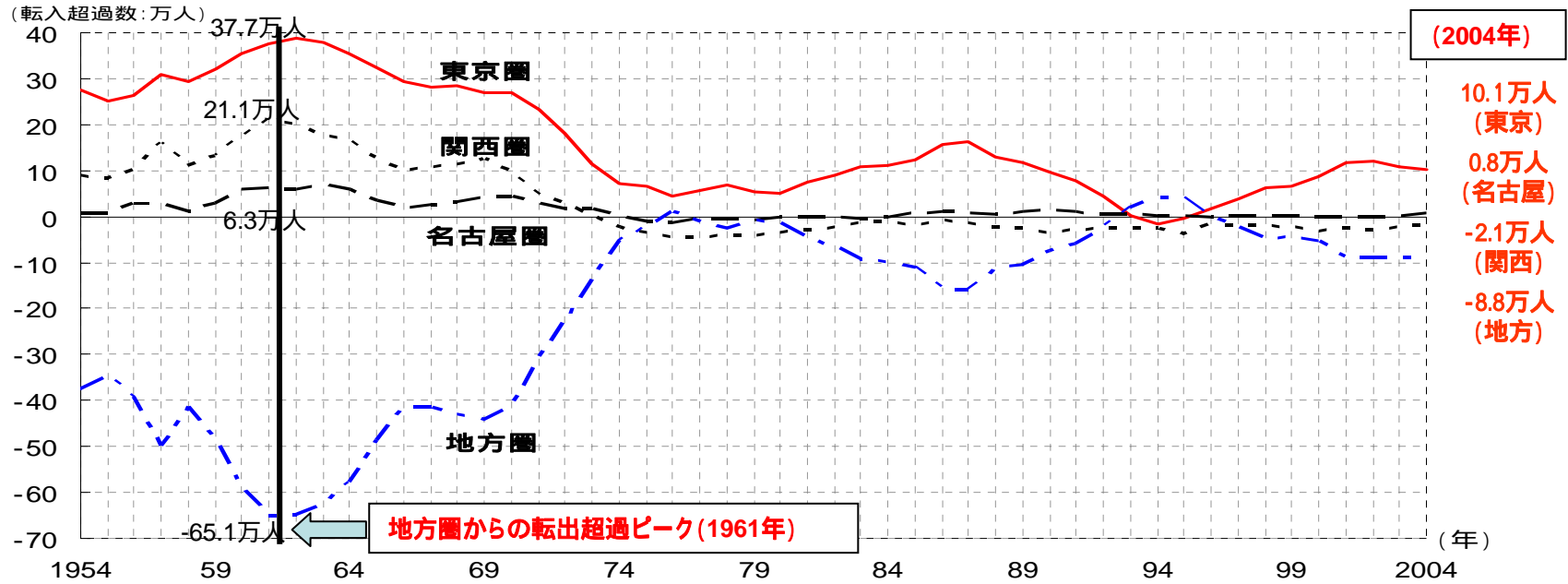
中部圏



資料:「国勢調査」(総務省)及び「市区町村別将来人口推計
(国立社会保障・人口問題研究所)により国土交通省
国土計画局作成

大都市への人口流入傾向の収束

地方圏から三大都市圏への人口流出は、1961年の65.1万人をピークに収束傾向にあり、2004年には8.8万人まで減少している。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土計画局作成

(注) 上記の地域区分は以下の通り。

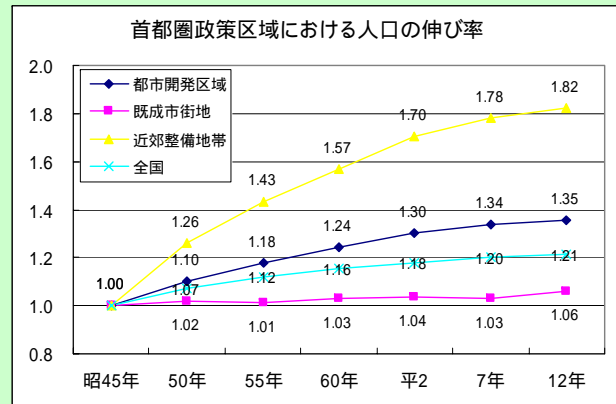
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、関西圏
地方圏：三大都市圏以外の地域

大都市圏整備制度(首都・近畿・中部)の総括(1)

政策区域に関する成果の評価

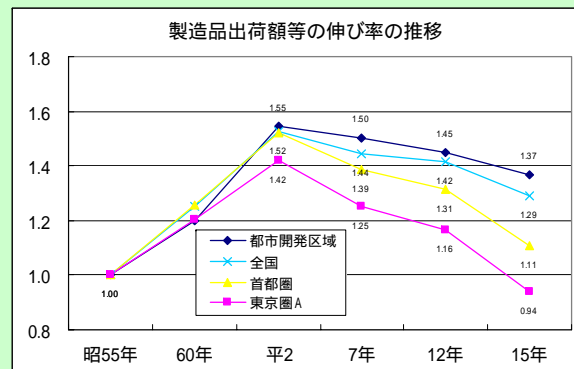
既成市街地集中の抑制

大都市圏の既成市街地の人口は、昭和50年以降ほぼ横ばいとなっているが、これは、近郊整備地帯及び都市開発区域における市街化が進み、人口増加分の受け皿となってきたことによる。



都市開発区域の整備

また、都市開発区域は、既成市街地からの工業機能移転の受け皿としての役割を担ってきた。現在では、北関東における拠点都市群となっている。



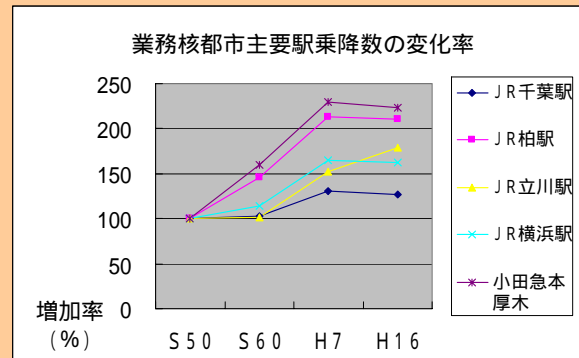
(東京圏A: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

業務核都市制度の成果 (S61~首都圏)



東京都心に偏った業務機能の分散配置を指向した業務核都市においては、主要な中核的施設の整備が完了している。

首都圏における拠点性はさらに高まっており、今後は自立的生活圏の中心としての役割も期待される。



大都市圏整備制度(首都・近畿・中部)の総括(2)

整備計画策定の意義



首都圏整備計画(イメージ)

[当初の目的]

圏域整備に必要な事業に対し、個別具体的に
コミットメントを与える
総覧的に事業進捗確認

社会経済情勢、
制度の変化

社会資本整備重点計画の策定
事業横断的な計画策定
分野ごとのアウトカム目標設定

事業進捗評価制度の確立(政策評価法)
社会情勢を踏まえた事業の見直し
事業の成果を評価

国土形成計画(広域地方計画の策定)
個別事業を含む広域施策
広域地方計画協議会で協議

国が総覧的に事業整備計画を策定する必要性が縮小

近郊緑地保全制度等による緑地の保全



近郊緑地保全区域指定状況

近郊整備地帯内において、
19区域 約1万6千haを
「近郊緑地保全区域」に指定

S51~H9における近
近郊整備地帯内の
緑地の減少は4.5万ha
(減少率11%)
既成市街地内の減少
は、4千ha
(減少率5.0%)

近郊緑地保全制度等の活用により、一定の歯
止めをかけたものの、近郊整備地帯の緑地減少、
既成市街内の緑地不足は深刻

大都市圏で失われた自然環境のネットワークを
再生するためにも、近郊緑地の指定拡大は、今後
も重要

また、土地利用
の修復の方策とし
ても積極的な緑地
確保の必要性は大
きい。



首都圏において望まれる将来の自然環境ネットワーク

大都市圏における高齢社会への対応

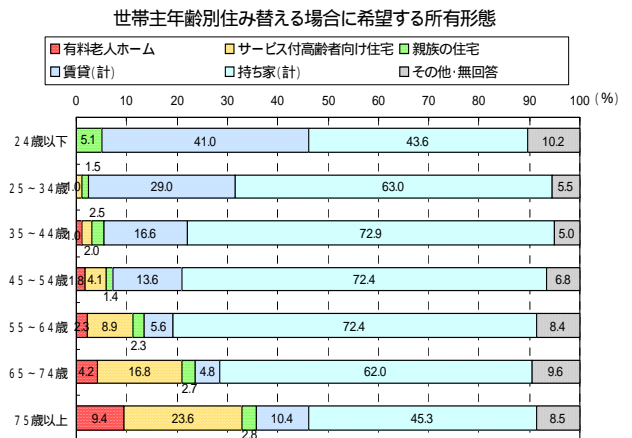
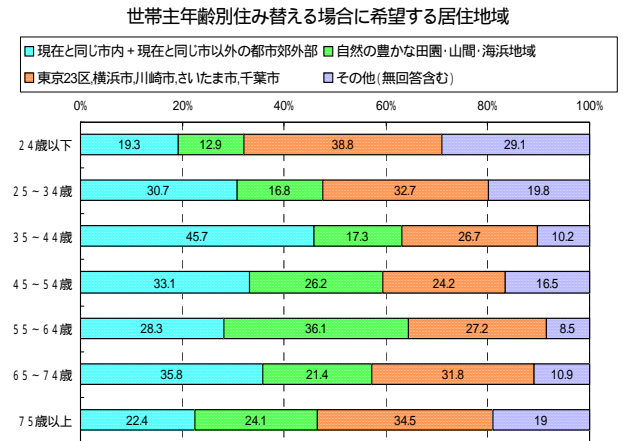
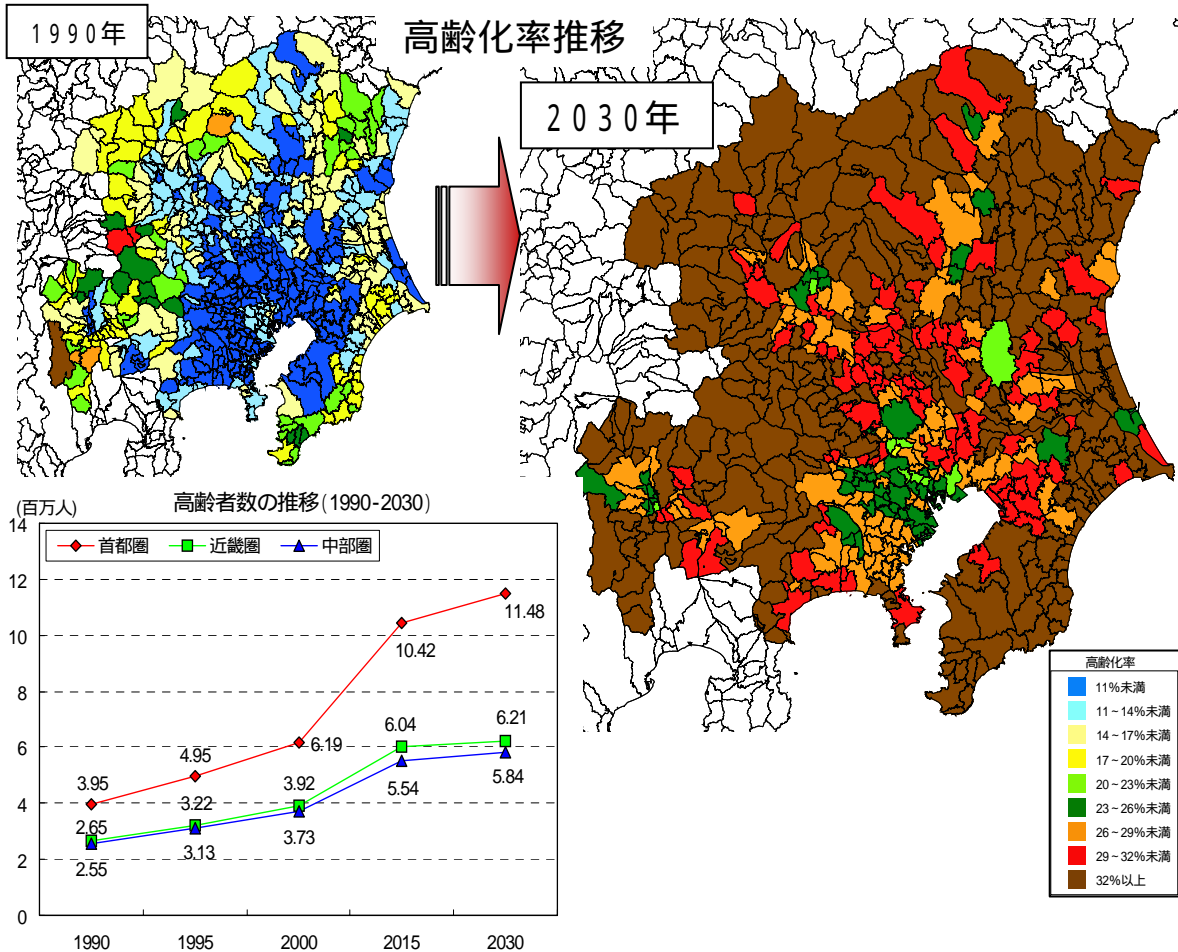
高齢化社会の進行

高齢者の身体機能の低下等にあわせた居住地域、住居形態の
選択、住み替えを実現

十分な福祉・医療施設の配置

ニュータウン居住者の一斉高齢化(オールドタウン化)

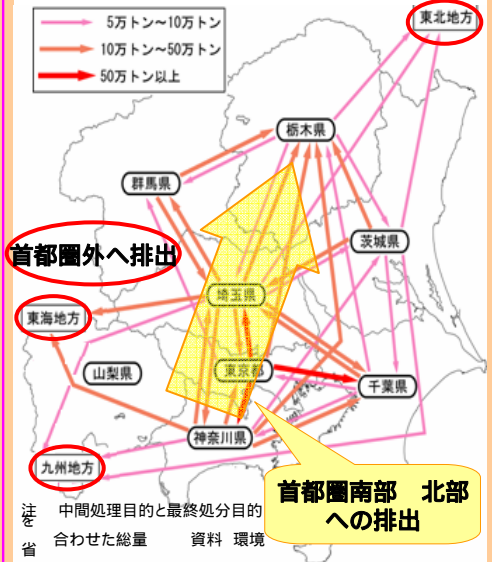
首都圏郊外部で既に人口・世帯数が減少している地区において住替えを希望している世帯を対象とした意向調査の結果、世帯主年齢55～64歳では、郊外部や自然が豊かな地域での居住や、持ち家を希望する傾向にある。65～74歳では、東京23区等での居住や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への希望が高くなる。また、この傾向は、75歳以上でより明確になっていることから、加齢にともなう身体機能の低下等にあわせた居住地域、住居形態が求められているものと考えられる。



大都市圏における環境問題

首都圏における現状

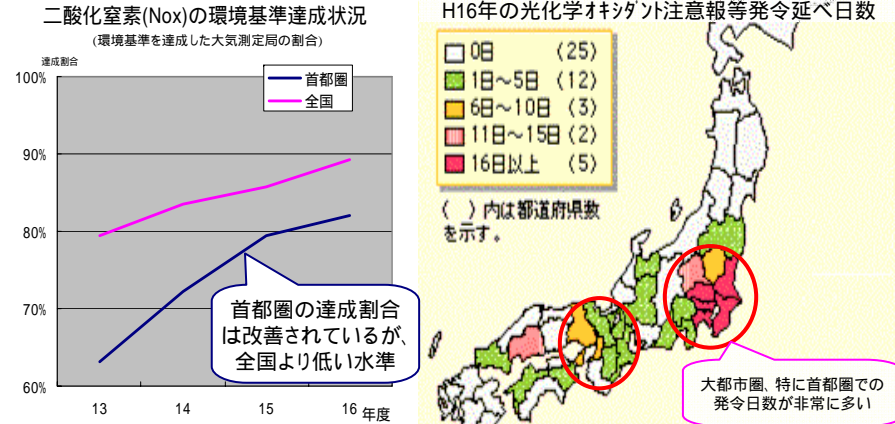
都心部から周辺県、圏域外への産業廃棄物排出状況



大阪湾圏域広域処理場 (フェニックス計画)



首都圏の大気汚染の状況 資料:環境省



課題

廃棄物

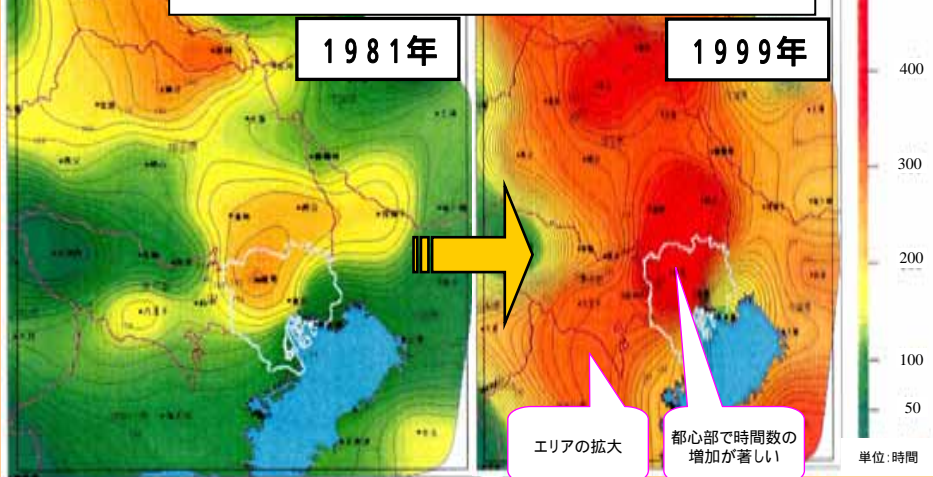
- ・他圏域への廃棄物の排出(首都圏では産業廃棄物のうち13%を他圏域に排出)
- ・首都圏内の廃棄物物流の割合の高さ(廃棄物物流は全物流の15%、全国)
- ・産業廃棄物最終処分場の逼迫(首都圏では残余年数1.7年)
- ・近畿圏では、広域エリア廃棄物処分場を大阪湾に整備し(フェニックス計画)、長期的、安定的処分場を確保

(H15.3末で63%埋立、埋立地は港湾整備に資

自然環境・ヒートアイランド現象

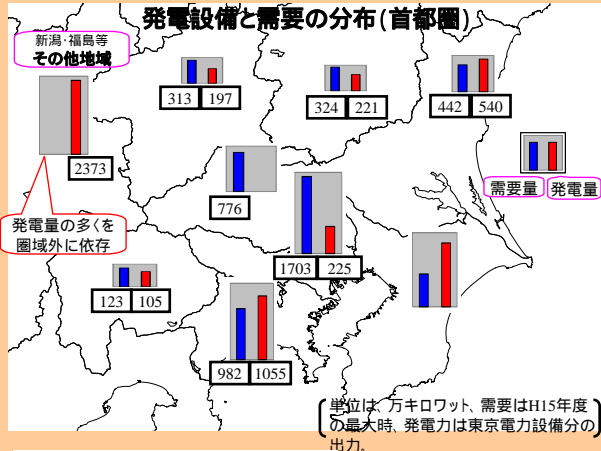
- ・無秩序な都市化による緑地等の減少(S51~H9の20年間で15%(7万ha)減)
- ・大都市における平均気温の上昇
(100年間で平均気温は地球規模で0.6 上昇、都市部で2~3 上
- ・首都圏の大気汚染の状況(改善しつつあるが、依然低い水準)

7~9月の30 を超えた延べ時間数の増加の状況



大都市圏におけるエネルギー問題

首都圏における現状

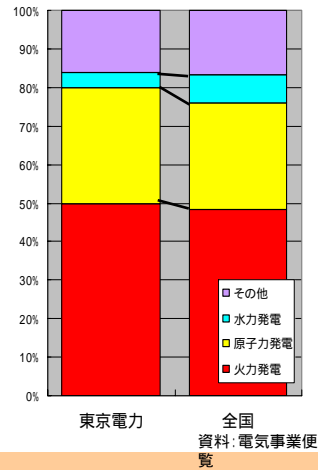


課題

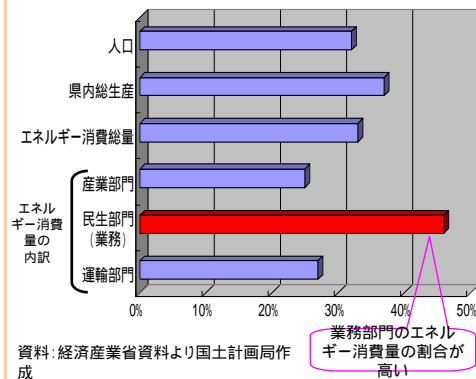
エネルギー消費・CO2排出

- ・首都圏はエネルギーの大消費地
(発電量のうち38%を圏域外に依存、送電ロス4.8%)
- ・化石燃料への依存からの脱却
(電力供給量のうち首都圏の火力発電の割合は49.9%、全国は48.3%)
- ・首都圏のエネルギー消費のうち、業務部門の割合の高さ
(業務部門のエネルギー消費のうち、首都圏が全国に占める割合は46%)
- ・1人当たりのエネルギー消費の多さ
(1人当たりのエネルギー消費の全国平均は140GJ/人、首都圏平均は145GJ/人、特に東京都は190GJ/人と多い)

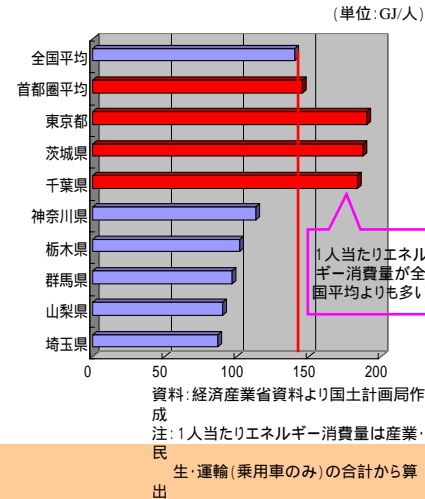
発電受電力量
(全国と首都圏の比較：H16年)



エネルギー消費量・人口・県内総生産の全国に
占める首都圏の割合の比較(H12年)



一人当たりのエネルギー消費量の
全国と首都圏の比較(H12年)



天然ガスによる地域冷暖房、コージェネレーション導入の事例(六本木ヒルズ)



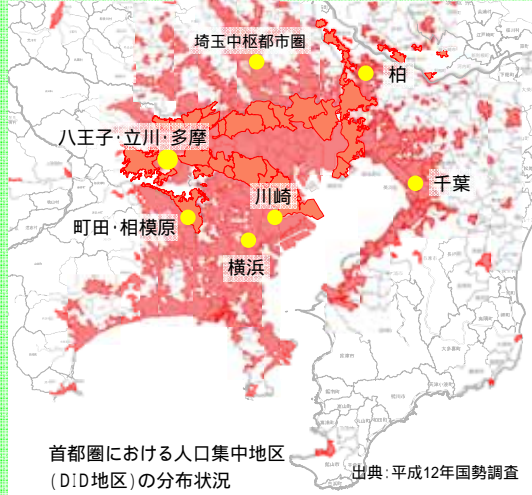
水素燃料の導入の事例
燃料電池車 有明水素ステーション



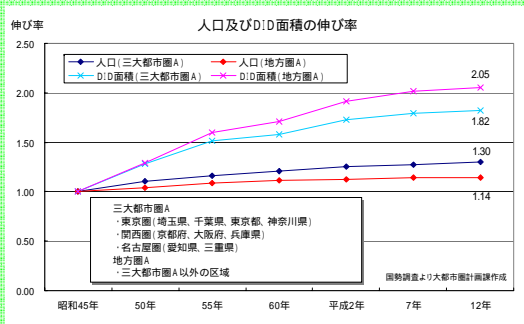
人口減少が進行する大都市圏郊外部における土地利用の修復

広大な市街地の拡大

大都市圏においては、**市街地が県境をも越えて広く連なっている。**

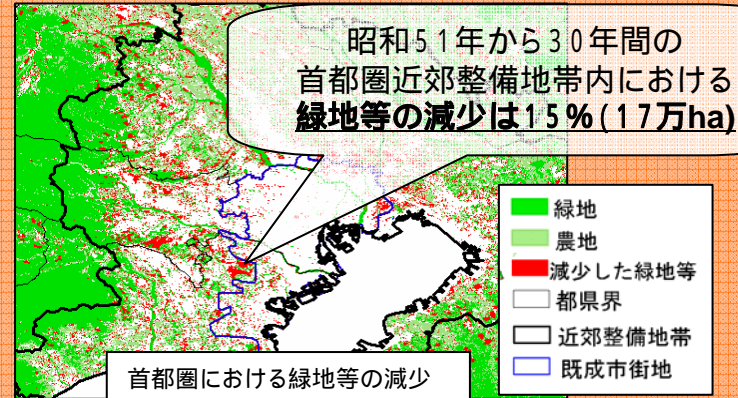


大都市圏においても人口集積の度合いはそれ程高くなく、必ずしも効率的な土地利用がなされていたとはいえない。



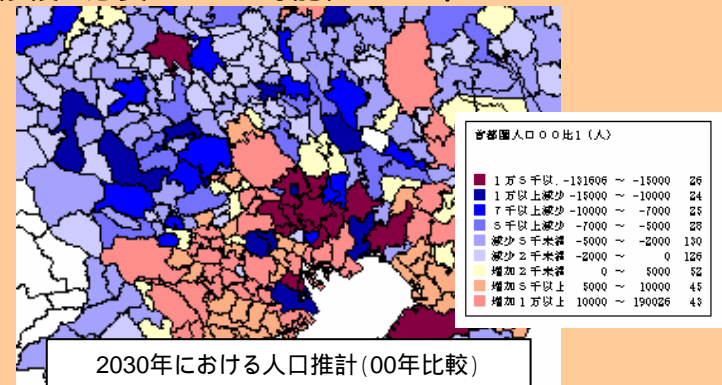
緑地等の消失

大都市近郊の緑地の減少は深刻



市街地縮退地域が広域化するおそれ

さらに、2030年には都心から連なる大規模な人口減少地区が発生すると予想され、このような地域では広域的な土地利用の修復も必要とされる可能性がある。



安全・安心・安定を支える大都市圏の整備

大規模地震の危険

災害危険度が高い大都市圏

- 日本の大都市の災害危険度は、切迫する大規模地震想定される甚大な被害のため、世界有数。

【大都市における災害危険度】	
都市	リスク指数
東京・横浜	710.0
サンフランシスコ	167.0
ロサンゼルス	100.0
大阪・神戸・京都	92.0
ニューヨーク	42.0

(出典) ミソハシ再保険会社アニュアルレポート
 リスク指数は、(1)地震、台風等の発生危険性、(2)住宅の構造特性、住宅密度、都市の安全対策水準をもとにした脆弱性、(3)経済上の影響規模の3つの指標からなる。日本の大都市は特に(1)及び(3)の災害危険度が高い。

【切迫する大規模地震】 今後30年以内の地震発生確率	
首都直下地震(M7程度)	70%
東海地震(M8程度)	86%
南海地震(M8.1程度)	60%
南海地震(M8.4程度)	50%

(出典) 地震調査委員会資料

【想定される甚大な被害】 例) 首都直下型地震の被害想定	
死者数	約11,000人
帰宅困難者	約650万人
経済被害額	約112兆円

(出典) 首都直下地震対策専門調査会資料

犯罪・テロの標的となる大都市圏

安全・安心を脅かす犯罪の多発・変容

- 大都市圏では犯罪件数の増加が顕著(発生率は全国平均の1.2倍)
- 来日外国人犯罪は60%が首都圏等で発生

テロの標的となる重要施設の集中

- 政府施設、企業本社、大規模ターミナル等が高密度に集中
- コミュニティ意識の希薄化による抑止力の低下
- 首都圏1都3県において極端に低い自治会加入率(住民の9割以上が加入している市区の割合: 16% / 全国平均: 48%)

防災上危険な密集市街地

大都市圏に集中する密集市街地

- 危険な密集市街地は、首都圏及び近畿圏で全国の9割
- 密集市街地を中心に甚大な地震被害
- 想定される焼失家屋分布は、密集市街地の分布とほぼ一致
- 建物被害の約8割、人命被害の半数以上は火災が原因

【焼失家屋の分布】

例: 東京湾北部地震M7.3(冬夕方18時、風速15m/s)の場合



500mメッシュ毎の焼失棟数

(出典) 首都直下地震対策専門調査会資料

都市型水害の懸念

局所的な豪雨に脆弱な大都市圏

- 局地的豪雨は、ヒートアイランド現象との関係も指摘されており、大都市圏において、特に懸念が高い
- 大都市圏は、都市化の進展により局地的豪雨に対して脆弱
- 大都市圏に集中する地下施設は、浸水被害を増大・深刻化
- 広範・甚大な河川氾濫による被害
- 高密度な市街地が連坦する大都市圏では、河川の氾濫による被害が広範・甚大

例) 利根川・江戸川氾濫の被害想定

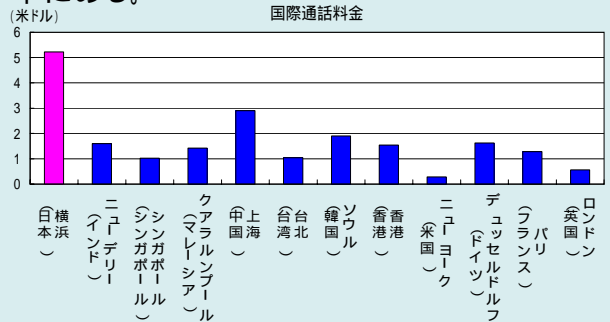
浸水想定区域: 1都5県87市町村(約377万人)

一箇所の破堤がもたらす最大被害額: 約34兆円

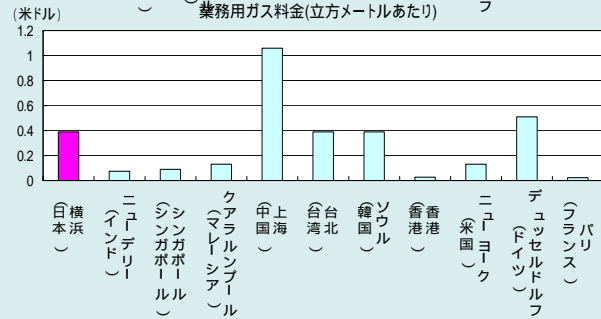
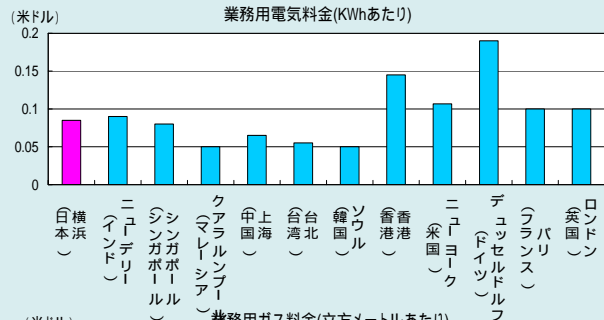
大都市圏の国際競争力の強化に向けた課題

高コスト構造のさらなる改善の必要性

わが国の各種インフラコストは、近年低下傾向を示しているものの、アジアの主要都市と比較すると未だ割高な水準にある。

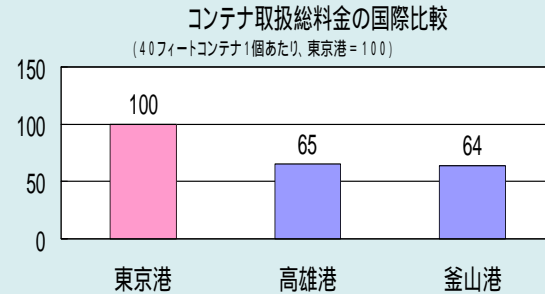


注：各都市から日本向け(横浜は、シンガポール向け)3分の国際ダイヤル通話料金。



注：ロンドンはデータ無し。

(資料：日本貿易振興機構(ジェトロ)「投資コスト比較」)



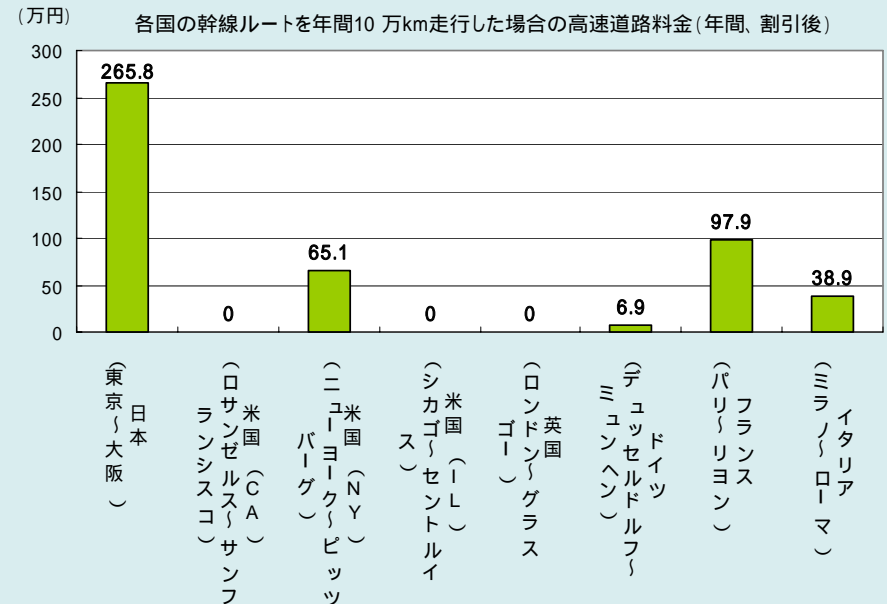
(東京港で約2万円の料金(平成12年度港湾局調べ))

韓国フィーダーと国内フィーダーの料金比較

〔瀬戸内港湾の積出輸出コンテナの場合〕
 韓国フィーダー(釜山港接続で母船へ)
 約 **65,000円**
 国内フィーダー(神戸港接続で母船へ)
 約 **90,000円**

(参考)北米航路 約310,000円

40フィートコンテナ1個あたり
 陸上部分を含む(ターミナル費用、横持ち費用等)
 出典：海事レポート、日本内航海運組合総連合会調べ(平成15年2月)

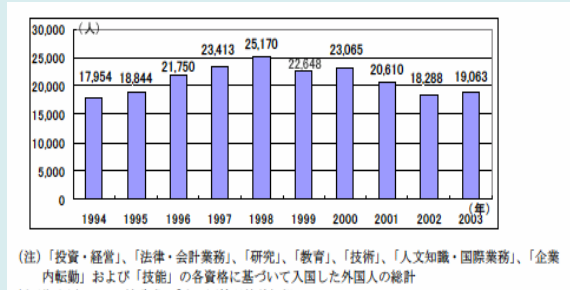


(資料：(社)全日本トラック協会「トラック事業者の税負担等の国際比較検討調査」(平成12年12月))

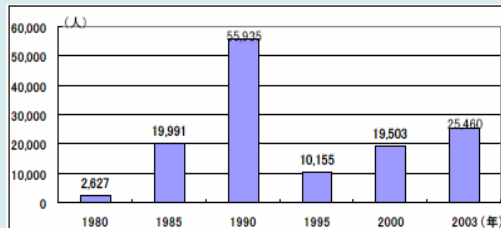
海外の高度人材の受け入れ

専門的・技術的分野の外国人受け入れ数及び新規入国留学生数は、近年伸びが鈍化している。

専門的・技術的分野の外国人受け入れ数



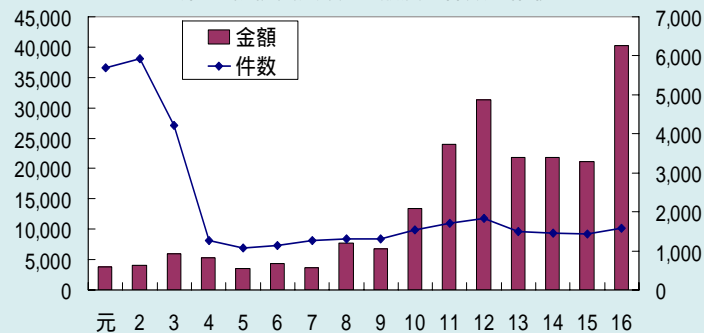
新規入国留学生数の推移



(資料:法務省「出入国管理統計」)

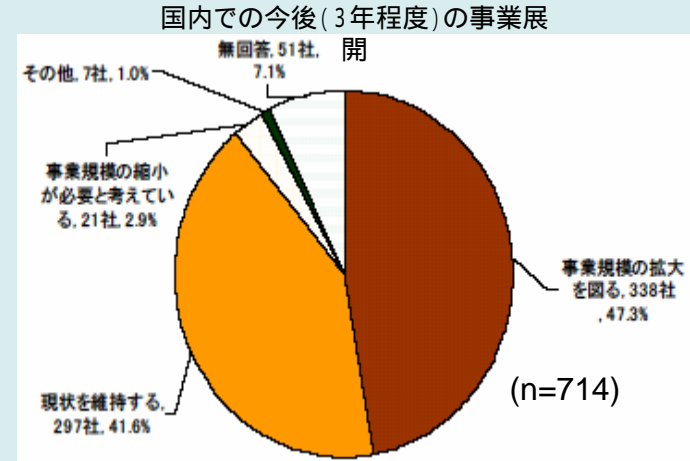
海外企業の日本への直接投資

対内直接投資実績 金額及び件数の推移

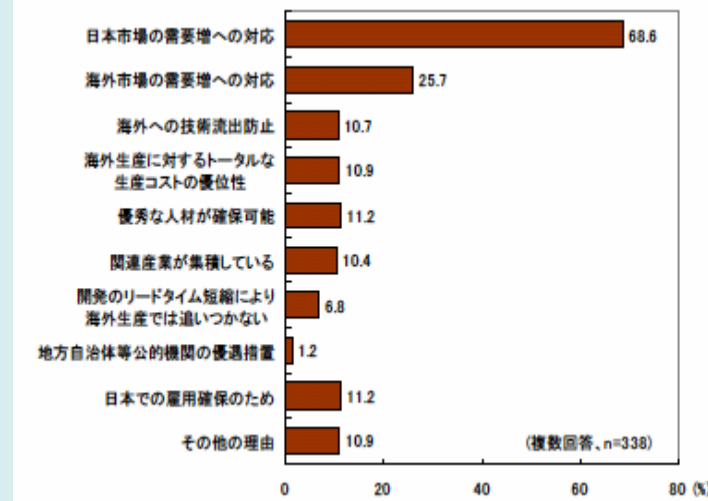


日本企業による国内での生産活動拡大の動き

日本貿易振興機構(ジェトロ)のアンケートでは、調査対象の約5割の企業が今後国内での事業規模の拡大を図ると回答している。



国内で拡大する理由



(資料:日本貿易振興機構(ジェトロ)「平成16年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～国内外での事業展開、技術流出防止、FTAへの取り組み～」)